

令和3年

第4回 十島村議会定例会会議録

開会 令和3年12月20日(月)

閉会 令和3年12月22日(水)

十 島 村 議 会

令和3年第4回（12月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件名	日程
12月20日	月	<p>&lt;議会運営委員会&gt; 9:00 ~</p> <p>&lt;議会広報調査特別委員会&gt; ①議会ライブ中継の件 ②議会だよりの件</p> <p>第1 会議録署名議員の指名                      第2 会期の決定                      第3 会期日程の決定                      第4 諸般の報告                      第5 行政報告                      第6 一般質問（坂元 勇議員→村長）                      （田中秀治議員→村長）</p> <p>第7 同意 第5号 人事案件：十島村教育委員会教育長の任命同意について                      第8 報告 第17号 専決処分：小宝島荷役作業用フォークリフト購入                      第9 報告 第18号 専決処分：令和3年度十島村簡易水道事業（小宝島工区）請負変更契約                      第10 議案 第121号 条例改正：十島村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部改正                      第11 議案 第122号 条例改正：十島村国民健康保険条例の一部改正                      第12 議案 第123号 条例改正：十島村国民健康保険税条例の一部改正</p>	1
12月21日	火	<p>第1 議案 第124号 十島村過疎地域持続的発展計画策定                      第2 議案 第125号 予算補正（令和3年度一般会計 補正第5号） + 539,748千円 → 4,623,565 千円                      第3 議案 第126号 予算補正（令和3年度国保特会 補正第3号） + 2,026千円 → 270,879 千円                      第4 議案 第127号 予算補正（令和3年度船舶特会 補正第2号） +73,158千円 → 1,293,152 千円                      第5 議案 第128号 予算補正（令和3年度簡水特会 補正第2号） + 6,746千円 → 302,621 千円</p> <p>&lt;全員協議会&gt;                      ①トカラ列島近海を震源とする群発地震について                      ②旧吉田町所在の村有地の売買について                      ③日本復帰・村政施行70周年記念事業について                      ④防衛省再編関連訓練移転等交付金について                      ⑤燃料の輸送支援について                      ⑥軽石漂着対策について                      ⑦新型コロナウイルス感染症対策について                      ⑧国民健康保険税について</p> <p>&lt;議会運営委員会&gt;</p>	2
12月22日	水	<p>第1 議案 第129号 契約：東之浜港改修工事（2工区）請負契約の締結                      第2 議案 第130号 契約：やすら浜港改修工事（1工区）請負変更契約の締結                      第3 議案 第131号 契約：小宝島港泊地浚渫工事請負変更契約の締結                      第4 議案 第132号 契約：宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負契約の締結                      第5 議案 第133号 契約：令和3年度医療施設等設備（遠隔医療支援システム）事業業務委託契約の締結                      第6 議案 第134号 権利の放棄（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）                      第7 議案 第135号 権利の放棄（黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業）                      第8 発議 第4号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定                      第9 発議 第5号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の発議                      第10 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件</p> <p>&lt;議会運営委員会&gt;</p>	3

# 令和3年第4回（12月）十島村議会定例会

## 会期日程

月	日	曜日	船	日 程	備 考
12	19	日	入		
12	20	月	出	本会議	<議会運営委員会> <議会広報調査特別委員会>
12	21	火		本会議	<全員協議会> <議会運営委員会>
12	22	水	入出	本会議	<議会運営委員会>
12	23	木			
12	24	金	入出		
12	25	土			
12	26	日	入		

(議決結果)

令和3年第4回(12月)十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
同意 第5号	十島村教育委員会教育長の任命同意について	R03.12.20	同意	同意 第5号
報告第17号	契約の締結の件(小宝島荷役作業用フォークリフト購入)	R03.12.20	承認	承認 第12号
報告第18号	契約の締結の件(令和3年度十島村簡易水道事業(小宝島工区)請負変更契約)	R03.12.20	報告	
議案 第121号	十島村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	R03.12.20	原案可決	議決 第121号
議案 第122号	十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	R03.12.20	原案可決	議決 第122号
議案 第123号	十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件	R03.12.20	原案可決	議決 第123号
議案 第124号	十島村過疎地域持続的発展計画策定の件	R03.12.21	原案可決	議決 第124号
議案 第125号	令和3年度十島村一般会計補正予算(第5号)	R03.12.21	原案可決	議決 第125号
議案 第126号	令和3年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	R03.12.21	原案可決	議決 第126号
議案 第127号	令和3年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)について	R03.12.21	原案可決	議決 第127号
議案 第128号	令和3年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)について	R03.12.21	原案可決	議決 第128号
議案 第129号	契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事(2工区)請負契約)	R03.12.22	原案可決	議決 第129号
議案 第130号	契約の締結について議決を求める件 (やすら浜港改修工事(1工区)請負変更契約)	R03.12.22	原案可決	議決 第130号
議案 第131号	契約の締結について議決を求める件 (小宝島港泊地浚渫工事請負変更契約)	R03.12.22	原案可決	議決 第131号
議案 第132号	契約の締結について議決を求める件 (宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負契約)	R03.12.22	原案可決	議決 第132号
議案 第133号	契約の締結について議決を求める件 (令和3年度医療施設等設備(遠隔医療支援システム)事業業務委託契約)	R03.12.22	原案可決	議決 第133号
議案 第134号	権利の放棄について(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)	R03.12.22	原案可決	議決 第134号
議案 第135号	権利の放棄について(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)	R03.12.22	原案可決	議決 第135号
発議 第4号	十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定について	R03.12.22	原案可決	発議議決 第4号
発議 第5号	離島振興法の改正・延長を求める意見書の発議	R03.12.22	原案可決	発議議決 第5号

(議決結果)

令和3年第4回(12月)十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
	議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件	R03.12.22	決定	

## 令和3年第4回(12月) 十島村議会定例会

### 第1号(12月20日)(月)

1. 開 会	.....	1
2. 日程報告	.....	1
3. 日程第1	会議録署名議員の指名 .....	1
4. 日程第2	会期の決定の件 .....	2
5. 日程第3	会期日程の決定の件 .....	2
6. 日程第4	諸般の報告 .....	2
7. 日程第5	村長の行政報告 .....	3
8. 日程第6	一般質問 .....	18
9. 日程第7	同意第5号 十島村教育委員会教育長任命同意についての件 .....	37
10. 日程第8	報告第17号 契約の締結の件 (小宝島荷役作業用フォークリフト購入) .....	44 48
11. 日程第9	報告第18号 契約の締結の件(令和3年度十島村簡易水道事業 (小宝島工区)請負変更契約) .....	52
12. 日程第10	議案第121号 十島村行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する条例等の一部改正の件 .....	55
13. 日程第11	議案第122号 十島村国民健康保険条例の一部を改正する 条例制定の件 .....	57
14. 日程第12	議案第123号 十島村国民健康保険税条例の一部を改正する 条例制定の件 .....	58
15. 日程報告	.....	61
16. 散 会	.....	62

### 第2号(12月21日)(火)

1. 開 議	.....	63
2. 日程報告	.....	63
3. 日程第1	議案第124号 十島村過疎地域持続的発展計画策定の件 .....	63
4. 日程第2	議案第125号 令和3年度十島村一般会計補正予算(第5号) 補正予算(第1号) .....	75 66
5. 日程第3	議案第126号 十島村国民健康保険特別会計補正予算(第3号) .....	93
6. 日程第4	議案第127号 十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号) .....	96
7. 日程第5	議案第128号 十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号) .....	100
8. 日程報告	.....	105
9. 散 会	.....	105

### 第3号(12月22日)(水)

1. 開 議	.....	106
2. 日程報告	.....	106
3. 日程第1	議案第129号 契約の締結について議決を求める件 (東之浜港改修工事2工区請負契約) .....	106
4. 日程第2	議案第130号 契約の締結について議決を求める件 (やすら浜港改修工事(1工区)請負変更契約) .....	112
5. 日程第3	議案第131号 契約の締結について議決を求める件 (小宝島港泊地浚渫工事請負変更契約) .....	114
6. 日程第4	議案第132号 契約の締結について議決を求める件 (宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負契約) .....	117
7. 日程第5	議案第113号 契約の締結について議決を求める件 (令和3年度医療施設等設備遠隔医療支援システム 事業業務委託契約) .....	120
8. 日程第6	議案第134号 権利の放棄について議決を求める件 (十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業) .....	124
9. 日程第7	議案第135号 権利の放棄について議決を求める件 (十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業) .....	127
10. 日程第8	発議第4号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する 条例の制定について .....	129
11. 日程第9	発議第5号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の件 .....	130
12. 日程第10	議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件 .....	131
13. 日程報告	.....	132
14. 閉 会	.....	132





1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	木 戸	浩	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 書 記	片 平	翔 太	君
-----------	-----	-----	---

## 令和3年第4回(12月)十島村議会定例会

### △開会

#### ○議長(前田功一君)

ただいまから、令和3年第4回(12月)十島村議会定例会を開会します。

### △開議

#### ○議長(前田功一君)

これから本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温の協力をお願いいたします。

### △日程報告

#### ○議長(前田功一君)

本日の日程は、御手元に配付しております議事日程のとおりであります。

### △日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長(前田功一君)

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番・土岐純郎君及び、2番・岩下正行君を指名します。

## △日程第2 会期決定の件

### ○議長(前田功一君)

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの3日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

### ○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月22日までの3日間に決定いたしました。

## △日程第3 会期日程決定の件

### ○議長(前田功一君)

日程第3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配付しております日程表のとおりといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

### ○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

## △日程第4 諸般の報告

### ○議長(前田功一君)

日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、会議研修会関係について御報告いたします。

10月21日に、「町村議会広報研修会」が開催されております。

内容としましては、「議会広報誌のクリニック視点」、「議会広報誌のクリニック」と題して、グラフィ

ックデザイナーの長岡光弘氏が、議会広報誌としての編集視点や紙面構成など、他市町議会だよりを例に取りながら講演を行なっております。

当日配布されました資料につきましては、膨大な量となっておりますので、議員控室に備えておりますのでご活用ください。

11月9日に、「離島振興市町村議会議長全国大会」がオンライン形式で開催されております。

「離島町村議会議長行政調査」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止となっております。

「町村議会議長全国大会等」につきましては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、11月26日に理事・役員のみでの出席で開催されております。

「第65回町村議会議長全国大会」では、大会宣言の趣旨に沿って、27項目及び地区別要望9項目の要望事項を決定、特別決議として「地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める特別決議」、「新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議」、「東日本大震災等大規模自然災害からの復興及び災害対策に関する特別決議」、の3案件も決議いたしております。

また特別講演では、早稲田大学公共経営大学院教授・片山善博氏による「頼りがいのある町村議会となるには」と題して講演が行われております。

ライブ配信の通知文を送付したところですが、当日配布されました資料につきましては、議員控室に備えておりますのでご活用ください。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の9月定例会以後に実施されました9月、10月、11月の例月出納検査結果及び10月に実施されました定期監査結果についての報告がありました。

これらの内容につきましては、お手元に配布いたしておりますので、お目通し願います。

最後に、先の9月定例会を主な内容としました「議会だより」第95号を、12月27日に発行予定といたしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

## △日程第5 行政報告

### ○議長(前田功一君)

日程第5、行政報告を行います。

村長からの行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

肥後正司君。

### ○村長(肥後正司君)

第4回村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多用の中、ご参会を賜りお礼を

申し上げます。

また、平素から村政振興にご尽力頂いておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、十島村は特にここ1～2ヵ月、自然現象に苛まれており、その状況についてまずご報告いたします。

初めに、今月4日12時頃からトカラ列島近海で地震活動が活発になっており、5日の0時8分までに震度3を4回、震度2を19回観測するなど、震度1以上の地震が群発、5日の早朝には、悪石島で断水となり、同日の定期船上り便で宝島、小宝島から水を送付する対応をとりました。

同日、11時18分には悪石島で震度4、小宝島震度3、宝島震度2、中之島、諏訪之瀬島で震度1が観測されたことから、直ちに情報連絡体制をとり警戒していたところ、8日22時44分に再び悪石島で震度4、小宝島で震度3が発生。

地震発生回数も減少し、そのまま収束に向かうのかと思われましたが、9日11時5分に悪石島で震度5強、小宝島震度4、諏訪之瀬島震度3、外4島で震度2を観測する地震が発生。

この地震のマグニチュードは6.1、震源地はトカラ列島近海、震源の深さは14kmというもので、直ちに警戒本部態勢に移行、住民は悪石島小中学校グラウンドに当日の在島者75人のほぼ全員が避難。

人的被害、建物の被害は無いとの報告を受けました。

震度5強の地震発生から2時間後の13時、私と職員1名は県防災ヘリに同乗し現地上空から被災状況を調査しましたところ、北東部の海に面する場所で崖崩れと思われる箇所1箇所、住民から情報提供のあった湯泊付近の崖での落石と思われるものを確認しました。

その後、住民が避難している学校グラウンドに向かい住民の状況を確認、海岸集落2世帯4名に対し、島暮らし体験施設「悪石島コミュニティ」に避難するよう指示、また、住民から島外避難の要望などを受けたことから意向をまとめて役場に連絡するよう依頼して現地を離れました。

帰庁後、警戒本部会議を開き、島外避難希望者のリストも届いており、希望通りに定期船を使って奄美、鹿児島に避難させることを決定したところです。

避難者は、11日に奄美大島へ4世帯16名、12日に鹿児島へ8世帯14名の合計12世帯30名となりました。

学校の関係では、9日の震度5強の地震発生時は3時間目の授業中でしたが、小学生6人、中学生3人の児童生徒計9人、教職員10人は、落ち着いて直ちに学校グラウンドに避難したということです。

児童生徒9人のうち小学生5人、中学生3人の計8人及び教職員は、1人が奄美大島、鹿児島に島外避難しております。

現在、6年生3人と中学生3人の6人は、タブレット端末による遠隔授業を受けており、1～2年生の児童2人は避難先近くの小学校に体験入学しております。

今回の地震発生で、村職員の現地入りのほか、国交省ヘリによる調査、あるいは海上保安部、県警、日本赤十字社、県立病院看護師、気象台等の現地入り、自衛隊、九州地方整備局、気象台、県鹿児島地域振興局職員等の本庁での待機など、その他、多くの関係機関から

のご支援や励まし等をいただいておりますことに感謝を申し上げますところでは。

地震発生回数は、震度1以上が4日から昨日までに300回を超え、うち震度5強が1回、震度4を2回観測していますが、10日以降は一桁台からゼロで推移しており、このまま震度4の発生が21日まで無ければ、地震発生から2週間が経過する22日に警戒対策本部を解散、島外避難を解除することとしております。

詳細につきましては、協議会でご説明することといたしております。

次に、諏訪之瀬島御岳の噴火ですが、昨年12月以降、大きな噴石が火口から1km付近に繰り返し飛散するような、活発な火山活動が繰り返されております。

9月17日には、火山活動の高まりから3度目の、噴火警戒レベル3への引き上げが行われました。

その後、短期的な活動の低下が認められる中で発生した10月26日の爆発では、大きな噴石が火口から1.9kmまで飛散し、風に流されたとみられる小さな噴石が、集落に近い場所で音を立てて降る様子が住民によって確認されております。

同日に開催された諏訪之瀬島火山防災連絡会において、京都大学の井口教授から、火山の状況に変化がない中で行われるレベルの引き上げ、引き下げは好ましくないとの助言もあり、その後、火山活動の高まりが繰り返し発生するような活動の可能性がある期間は、噴火警戒レベル3を維持することとする判定基準の改定が予定されているようです。

現在も火山性微動、傾斜計の西下がりの変化も継続しており、レベル3の維持が想定されることとあります。

専門家によりますと、更なる火山活動の高まり、居住地に影響を及ぼす爆発の可能性は低いと予想されていますが、先週頃から爆発回数が増え傾向となっており、17日には141回の爆発が観測されているところです。

11月14日に実施されました九州整備局と県砂防課、鹿児島大学の地頭菌教授による現地調査では、「現時点で、集落上流の流域を火山灰が厚く覆う状況ではなく、少量の雨で土石流発生の可能性は低いものの、今後の火山活動の継続による集落上流域へ火山灰が厚く堆積した場合、春先の雨での土石流の可能性が出てくる」とし、来年2月頃の再調査を予定しているようです。

また、鹿児島県から大型、小型の道路清掃車を借用しておりましたが、12月2日に村で購入した小型の道路清掃車が納車されたことから、鹿児島県借用分については返却しています。

火山活動の活性化により多量の降灰がある場合には、再度大型の道路清掃車を借用する予定としております。

次に、諏訪之瀬島切石港の泊地埋塞についてです。

最近の御岳噴火の活性化等を踏まえ11月3日に地元漁船による水深調査を行ったところ、浅くなっていることが判明したことから、早速、同日出港便から諏訪之瀬島における定期船の接岸港を元浦港に限定しています。

水深を確保するため浚渫工事が必要なことから、九州地方整備局鹿児島港湾事務所長及

び鹿児島県土木部長に工事費確保の支援をお願いしたところ、国の補正予算での事業実施が最も早い対応が可能との助言を受けたことから、事業費98,000千円を国へ要望し、今回の一般会計補正予算に計上しておりますが、国からの補助金内示があり次第速やかに浚渫事業に取り組んでいきます。

元浦港は、季節風の影響を受けやすいため、地元からは、冬場に静穏度の高い切石港の使用継続を求める要望も一部にありましたが、定期船の安全運行が確保されるまでの間は、元浦港のみを使用することとしております。

村としては、生活物資等の輸送の重要性から、接岸が危ぶまれる天候の際には、出港日を延期する等、既に平島・小宝島において実施している運航と同様に、諏訪之瀬島の寄港についても調整していく方針です。

次に、8月13日から小笠原諸島の海底火山、福德岡之場で大規模な噴火が発生し、噴火により噴出したとみられる大量の軽石の漂着が、10月初旬から沖縄地方や奄美諸島を中心に確認されております。

船舶のエンジンは海水を冷却水として使用しており、濾過装置に軽石が詰まることにより、オーバーヒートの危険性が高まることから、漁船が漁に出られない、あるいは客船は運行できないなど、甚大な被害をもたらしています。

本村における軽石漂着の確認は、10月25日に宝島前籠漁港内に微量の軽石漂着を確認した以降は、11月末までは微量の漂着が数日おきに確認されておりましたが、12月に入りほぼ全島での軽石の漂着が確認されています。

定期船の運行に今のところ大きな支障はありませんが、特に西之浜漁港や、前籠漁港でも、漂着の量が増えつつあることが気になるところです。

また名瀬港までの航路上や、本村の島々の周囲を軽石の帯が巻くように漂流しているのも確認されております。

なお、名瀬港において、軽石の量が増加しており、11月30日から12月2日にかけての悪天候による名瀬港3日間の停泊期間中と、12月5日の名瀬港出航時に、海水ストレーナーが、軽石で詰まったとの報告を受けております。

特に、5日の名瀬港出港直後に、プロペラの冷却に影響するストレーナーが詰まり、更に多くの軽石が詰まれば、プロペラの放熱が追いつかず、損傷・航行不能になる事態も懸念されたことから、6日の鹿児島出港便は、名瀬の軽石の滞留状況も考慮し、宝島折返し便での運航としたところです。

ストレーナーに詰まった軽石は随時除去しておりますが、名瀬港停泊時は、継続して詰まることから、その除去作業も短時間の間に何度も繰り返す場合もあり、乗組員の負担となっているところです。

軽石漂流関係につきましては、国機関等の発信する情報を常に確認しながら、対策・対応に努めることとしております。

詳細につきましては、協議会で説明することとしております。

次に新型コロナウイルス感染症の状況ですが、感染力が強いと思われる「オミクロン株」の出現などで、世界の感染者は増加傾向となっており、今月19日現在の感染者数は2億7,400万人を超え、死者数は540万人に迫っています。

一方国内での新規感染者数は、減少傾向にある中で、海外からの帰国者を中心に、オミクロン株の感染者が増えてきております。

累計の感染者数は、173万人に迫り、死者は1万8,000人を超えています。

県内では先週、25日ぶりに新規感染者が確認され、累計の感染者数は9112人、死者は66人となっています。

その感染防止対策については、村内への帰省や観光客など不要不急の来島自粛をお願いしているところですが、全国的な感染者数の減少により、政府が11月19日に新型コロナウイルスに関する基本的対処方針分科会で、感染予防対策として求めてきた飲食やイベントなどの行動制限の緩和案が了承され、同日に政府対策本部で、緩和策を含む基本的対処方針の改定を決定したところです。

県はこれを受けて、11月25日に飲食店やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を行うこと決定しました。

外出については、「混雑した場所や感染リスクの高い場所を訪れる場合」自粛をお願いし、特に離島への往来については、「医療提供体制が脆弱なため、基本的な感染予防をより一層徹底していただき、各市町村が来島自粛要請を行った際にはご協力をお願いする。」としております。

本村におきましては、新型コロナの「第6波」やインフルエンザの流行、変異株のオミクロン株など不安材料は多く、住民からも「国・県の行動制限の緩和」に不安を訴える問合せもあります。

村の脆弱な医療体制の現状から、本村で感染者が発生した場合、村民の生命と安全を脅かす危機的な状況に陥ることが想定されますことから、本村への帰省や旅行など来島自粛のお願いを継続することとしているところです。

詳細につきましては、協議会で説明することにしております。

さて、10月4日に就任した岸田首相は、10日後の14日に衆議院を解散、それにより実施された第49回衆議院議員選挙は、10月31日投開票が行われ、本村では3日繰上げの28日に投票を実施しております。

全国の投票率は小選挙区が55.93%、比例代表55.92%、本村では小選挙区、比例代表ともに83.30%でした。

選挙結果は、全465議席のうち、追加公認も含め、自民党が絶対安定多数261を単独で達成、公明党の32議席を合わせ与党で293議席を確保し、11月10日には特別国会が召集され、第2次岸田内閣が発足しました。

また今月6日、臨時国会が召集され、岸田首相は衆院本会議で所信表明演説を行い新型コロナウイルス「オミクロン株」拡大に対応するため、「最悪の事態を想定」した危機管理、「新しい資本主義」の主演は地方だとして、デジタル化で地方から国全体へボトムアップの成長を実現するなどと表明しています。



臨時国会の焦点は、コロナ禍を受けた経済対策を盛り込んだ過去最大の補正予算案ということになりますが、一般会計の歳出総額は35兆9,895億円で、その9割近くを経済対策関連が占め、歳入はその6割を新規国債発行で賄っています。

その歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に18兆6,059億円、「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と、次なる危機への備えとして、1兆7,687億円、未来を切り拓く「新しい資本主義」の起動に8兆2,532億円、防災、減災、国土強靱化の推進など安全、安心の確保に2兆9,349億円、地方交付税交付金に3兆5,117億円等を追加計上し、今年度の一般会計予算の総額を142兆5,992億円としています。

うち、1兆9,700億円を令和3年度の地方交付税総額に加算して増額交付することとなり、普通交付税の調整額を復活するとともに、臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が創設されることとなっております。

さらに、1兆2,561億円は、令和4年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講ずることとなっております。

また、新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活、暮らしへの支援、「ウイズコロナ」禍での社会経済活動の再開等により、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、6.8兆円が増額されることとなるほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、ワクチン接種体制の整備、接種の実施及び子育て世帯等臨時特別支援事業等を全額国費で実施することとしています。

内閣府が今月8日に発表した本年7～9月期の国内総生産（GDP）改定値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比0.9%の減、年率換算で3.6%の減となっております。

マイナス成長は1～3月期以来、2四半期ぶり、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言で個人消費が振るわず、世界的な半導体不足に伴う自動車の減産で輸出も落ち込んでいます。

項目別では、GDPの約半分を占める個人消費は前期比1.3%の減で、企業の設備投資は2.3%減、公共投資は2.0%減となっております。

また、輸出は自動車生産の不振が影響し0.9%の減、輸入は国内景気の失速を受けて1.0%の減となっております。

今後の景気については、緊急事態宣言の解除と経済活動の制限緩和で、10～12月期は持ち直すとの見方が多いようですが、新型コロナ流行の「第6波」の恐れや、原油高などの不安要因があり、政府が今臨時国会に提出している経済対策の効果が表れるのは年明け以降になると思われる、日本経済は不安定な状態が続く見通しのようです。

それでは、本年9月村議会以降の主だった行政報告を行います。

初めに、総務課関係から申し上げます。

まず、人事関係です。

9月に行いました畜産関係職員募集に係る採用試験には、3名の応募者があり、1名を10月

18日付けで採用しております。

10月に1次試験を行った一般職及び情報技術職の採用試験は、一般職6名、情報技術職1名が受験、11月の2次試験を経て、一般職、情報技術職各1名を合格とし、情報技術職を2月1日、一般職を4月1日付けで採用する予定としております。

一方、11月に一般職、臨時船員、それぞれ1名の退職があったほか、今月31日付けで保健師1名が退職予定となっております。

一般職につきましては、11月に再度募集し、30名の応募があり、昨日28名が1次試験を行っており、保健師、看護師及び船員の欠員補充については、随時募集をしております。

次に、今年度の人事院勧告は、国家公務員の給与改定について、月例給の改定はなく、期末手当について支給月数を0.15月引き下げるもので、鹿児島県人事委員会も同様の勧告を行っております。

その実施について、政府は人事院勧告制度を尊重し、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引き下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することとし、地方公務員の給与改定についても、地方公務員法の趣旨にそって適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引き下げに相当する額の調整時期については、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう、総務副大臣から示されたところです。

これに伴い鹿児島県は、政府と同様の措置をとるとし、県下各市町村も12月の給与改定は行わない状況でありますことから、本村におきましても今回の給与改定は見送ることとし、影響する職員等約140名分、おおよそ460万円は、令和4年6月の期末手当から減額する予定にしています。

次に、令和4年1月から、非常勤職員を含む国家公務員に適用される妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に関連する休暇について、休暇の新設・有給化について、所要の措置を講じるよう要請がありましたことから、全国的な少子化に鑑み、職員の不妊治療に伴う休暇の新設を含め、非常勤職員の産前産後休暇の有給化について、規則の改正を行っています。

次に、昨年度、臥蛇島を拠点に行われた自衛隊と米軍との日米合同演習に伴う令和3年度再編関連訓練、移転等交付金について、11月5日付けで九州防衛局長から24,323千円が交付される旨の通知がありました。

同交付金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に基づくもので、住民に対する広報事業のほか、防災や福祉の増進、医療の確保など、幅広く活用できるものです。

制度の概要、事業の内容等につきましては、改めて協議会でご説明いたします。

次に、ふるさと納税については12月までに5,141,400円、企業版ふるさと納税は、過去最大の33社から8,430千円を受け付けています。

特に、企業版ふるさと納税では、地方創生計画に基づき移住定住を軸に、特産品やウヰズコロナ下の観光など、交流人口の増加を図るためのPR事業を展開する計画としています。

次に、悪天候等により昨年より5度延期になっておりました「臥蛇島離島50年式典」につきましては、議員の皆さまにもご出席を賜り、無事10月16日に開催されたところです。

この式典の様子や、かつての臥蛇島の生活風景を納めた「臥蛇島離島50年記念誌」200部を作成し、関係者等への配布に加え、村ホームページにも電子版を掲載しております。

次に、ブロードバンドの関係につきましては、12月11日に諏訪之瀬島、平島、悪石島の3島で、宅内工事が完了した箇所から、随時光インターネットサービスが開始される予定で進めておりましたが、悪石島地震の影響により、年明け1月15日に延期となっております。

他4島については、2月1日以降、順次サービスが開始される予定です。

現在の「トカラ結ネットサービス」は、光インターネットサービスが提供開始された月末で終了します。

今後は、多くの住民の方が光インターネットサービスの恩恵を受けられるように、利活用について検討を行い、都市部との様々な格差をICTで解決できるよう努めて参ります。

次に、自衛隊による離島からの急患搬送体制の維持について、11月16日に鹿児島県離島振興協議会から防衛省に対して要望活動を行ったところ、防衛省総括官から「県知事も同様の要望で来省されるなど、実情は非常に理解できるので、重く受け止めている。搬送要請に係る対応窓口の一元化の検討などを行いながら、引き続き適切に対応できるよう体制を早急に検討し、その方針を提示したい」との回答を得たとの報告を受けています。

引き続き、動向を注視して参ります。

次に、諏訪之瀬島飛行場の活用についてです。

令和2年度で大規模な滑走路周辺の伐採作業を終え、大阪航空局への報告並びに運航会社である新日本航空株式会社からの場外離着陸場申請を経て、本年10月「諏訪之瀬島場外離着陸場」として大阪航空局から許可が下りております。

これに伴い、10月7日、同社はセスナ機による試験飛行を実施しております。

当面は、運航会社からの3ヵ月毎の継続申請、航空運送事業許可申請が必要となります。

村としては、有人国境離島補助金を活用した航空運賃の低廉化への取り組み、滑走路周辺の定期的な伐採等の管理を進めていきます。

併せまして、定期便運航用の待合所及びターミナル機能と諏訪之瀬島御岳の火山災害における住民の島外避難を想定した一時避難所機能とを持ち合わせた施設を場外離着陸場エプロン部分に整備するための事業費を、本議会一般会計補正予算に計上しております。

次に、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、各防災訓練の開催が遅れておりましたが、11月9日に諏訪之瀬島で、11月30日に中之島で、それぞれ火山防災訓練を自主防災会が中心となって行っております。

いずれもマスク着用、手指消毒等の感染症対策を講じた上で、工事業者等の在島者を除き、高齢者、児童生徒を含めた全住民が参加することとし、諏訪之瀬島では76名、中之島では122名が訓練に参加しております。

各島、防災会幹部の不在時における対応や住民との連携等の反省点が挙がり、今後に向けた訓練の想定では、行方不明者の捜索や休校日である土曜日開催の案が出るなど、活発な意見が挙がっており、自主防災会を中心とした防災意識の高まりを感じております。

なお、今月13日に予定していた全島の地震津波避難訓練については、今回の悪石島地震の関係で、年明け以降に延期しております。

次に、消防団員の処遇改善に関する政府要請について、本村の基準等は、年額報酬、平時の出動手当及び個人への支給については要請内容を満たしていますが、災害時の出動報酬基準額1日8,000円については規定されておらず、3月議会での条例改正に向け、前向きに検討を進めることとしています。

次に、地域振興課関係です。

まず、令和2年10月1日に実施された国勢調査の確定値が先月30日に発表され、本村の人口は740人でした。

これは前回調査と比べて16人、率にして2.1%減となっております。

日本全体の人口は、1億2614万6099人で、前回調査から約95万人近く減少しております。鹿児島県においては、6万人近く減の158万8256人となっており、戦後最少を更新しております。

定住関係では、売店等の運営に携わる地域おこし協力隊員が、10月に宝島に赴任、悪石島でも12月下旬に赴任する予定となっております。

また、中之島の水産加工施設及び同地区の農業支援に携わる地域おこし協力隊員を募集しておりますが、応募者が少ない状況が続いておりますことから、求人サイトに広告等も進めながら、早期の確保に努めることしております。

定住イベントにつきましては、10月2日から3日に東京で開催された「JOIN移住交流フェア」及び11月13日に大阪で開催された「新農業人フェア」にオンラインブースとして出展し、計4組と面談しております。

また、11月20日から28日までオンラインで開催されました「アイランダー」では、最終日にライブ配信を行い、現地からの生中継も行いましたが、残念ながら開催期間中に相談者は有りませんでした。

村営住宅の譲渡関係につきましては、建築から22年の法定耐用年数を過ぎた戸建て村営住宅19戸のうち、地域おこし協力隊の入居物件を除いた18戸に調査を行い、15戸が譲渡を希望するとの回答があり、希望者には、令和4年4月1日付けでの譲渡を予定しております。

来年度以降についても、譲渡対象となる村営住宅については、今回と同様の取り扱いを進めることしております。

続いて、農政関係です。

ミカンコミバエについては、本年8月10日で初動対応を終了し、調査範囲を縮小した上で、引き続き侵入警戒調査を実施しておりますが、これまでのところ発見されておらず、今年度は果樹類の出荷が可能となっております。

営農指導員の確保については、先月開催され鹿児島地域振興局との行政懇話会の場においても確保協力の依頼をし、県の農政普及員のOB会への案内周知なども行っているところであります。

農事組合法人トカラ畜産組合の解散予定に伴う事務の引継ぎ作業については、10月18日に新規職員1名を配置し、本格的に進めております。

もう1名の新規職員については来月初旬を予定しているところです。

先月22日開催された同組合理事会に、引継ぎ状況、今後のスケジュール、畜産振興に関する方針、組合解散後の会計事務、新組織についてなどの説明を行い、概ね理解が得られたところです。

9月から12月までの子牛セリの結果です。

9月セリは、去勢12頭、雌19頭の計31頭が出場、平均価格は57万6千円、最高価格は去勢の74万4千円。

10月セリは、去勢12頭、雌7頭の計19頭が出場、平均価格は65万円、最高価格は去勢の82万4千円。

11月セリは、去勢21頭、雌15頭、計36頭が出場、平均価格は62万6千円、最高価格は去勢の87万4千円。

12月セリは、去勢14頭、雌15頭、計29頭が出場、平均価格は68万円、最高価格は去勢の95万5千円でした。

新型コロナウイルスの流行により、枝肉相場が不安定となっておりますが、緊急事態宣言が解除され、飲食店等の営業再開により、枝肉単価も高騰傾向にあり、子牛の相場も持ち直し傾向となってきており、今後の平均価格65万前後で落ち着くのではないかと予測しています。

次に、新規事業であります十島村畜産振興繁殖雌牛預託事業につきましては、預託希望者18名、新規就農者1名に対し、12月現在で14頭導入しております。

続いて水産関係です。

諏訪之瀬島をはじめ、口之島・平島で活魚の試験出荷を行っております。

主にフエダイ類を中心に出荷し、いずれも鮮魚出荷の2～3倍の高値がついております。

他島においても、今後、県地域振興局とも協議を行い検討を進めて参ります。

鮮魚出荷については、新型コロナウイルスの影響により、平均単価が約2～3割下落しておりますが、緊急事態宣言・まん延防止措置が解除されて以降、例年と同額程度まで回復している状況です。

11月8日に開催された、次期漁港漁場整備長期計画の策定にかかる意見交換会において、水産庁に十島村北部及び南部に、大型浮漁礁整備2基と村内海域に底ものの幼稚魚の種苗放流について要望しております。

次に、2022年版観光カレンダー等製作につきましては、令和4年2月が本土復帰70周年の節目の年を迎えることから、出身者等から提供された過去の十島村の風景や人物の写真を掲載した記念カレンダーを2600部制作し、既に村内世帯や友好島民、関係機関等へ配布しております。

次に、土木交通課関係です。

まず本年度の災害被災は、口之島で村道1箇所、林道1箇所、中之島で村道2箇所の合計

4箇所が、いずれも災害復旧事業の採択を受け工事発注しております。

次に、昨年度発注の中之島の林道災害は、全部で6箇所被災しておりますが、うち4箇所の復旧が完了し、残り2箇所を治山事業や村道災害事業と調整しながら施工を進めております。

中之島の村道災害は全部で38箇所あり、令和2年度に26箇所を契約、うち25箇所が復旧完了しております。

今年度分として4箇所を計画、うち2箇所を発注しています。

残り8箇所については、来年度事業で復旧する計画です。

昨年度に発生した平島の村道災害全2箇所については、復旧工事を進めています。

次に船舶交通関係です。

定期船のドックにつきましては、ドック前の最終航海が、荒天により2日延期し、宝島折り返し便での運航となったことから、ドック入りの予定を1日遅らせ、11月12日から26日までの期間に変更しております。

なお、ドック入渠中の船底塗装作業中に、フォークリフトにより右舷プロペラ軸の一部を損傷させる事故が発生しております。

発生後、復旧措置を施し、運輸支局の検査官確認の結果、運航には支障ないことが確認されておりますが、次回ドックまでに定期的に潜水調査等を行い、確認することとしております。

損傷により、プロペラ軸の検査期間が5年に1回から、2年に1回へと変更になるため、今回のドック工事受注業者負担によるプロペラ軸の新替を、次回ドックで行う予定としております。

次に、船内で新型コロナ疑似者が発生したと想定した、村職員と乗組員の対応訓練を11月26日に実施し、訓練中の具体的な感染リスクの洗い出しや、防護服着脱訓練の他、正しい消毒方法などについて、鹿児島大学病院の医師や伊集院保健所長、鹿児島赤十字病院医師の御指導を受けたところです。

次に、11月15日に、鹿児島地域振興局と本村との行政懇話会が開催され、議題の中で村営定期船の週3便化と、名瀬港フェリーターミナルの整備促進、宝島前籠漁港の整備拡充について要望を行っております。

次に、水道事業につきましては、小笠原諸島の海底火山「福德岡ノ場」の軽石漂着に伴う、小宝島海水淡水化施設の海水取水口への影響が懸念されるため、軽石流入防止対策を本議会の補正予算に計上しております。

詳細は、協議会でも説明することにしております。

次に、12月3日早朝に、小宝島の淡水化施設の海水ろ過機の一部と、淡水化装置へ海水を供給するポンプが故障し、断水が発生したため、当日中に宝島売店と小宝島島民の方より飲料水の提供を受け、各世帯へ配布したところです。

なお、同日3日便で業者を派遣した他、不具合の長期化が予想されたことから、非常用飲料水2リットル入りペットボトル480本を送ったところでしたが、翌4日には復旧しております。

12月5日早朝には、悪石島が断水しておりますが、定期船が小宝島入港直前でありましたことから、緊急用として送りました非常用飲料水480本の残り228本の他、雑用水タンク3基を悪石島

へ輸送しております。

悪石島では、島内に配備しておりました雑用水タンク8基と小宝島から輸送した3基のタンク合計11個へ定期船の飲料水を積込み、各世帯の雑用水として供給したところです。

こちらも専門業者を派遣し対応しましたが、小さな漏水がいくつか指摘されておりますが、給水には問題ないところまで回復しております。

次に、住民課関係です。

はじめに、鹿児島赤十字病院と県立大島病院による、10月から11月の巡回診療の実績については、鹿児島赤十字病院の北部4島は計画日数14日に対し実施日数11日、南部3島は計画日数10日に対し実施日数6日。

県立大島病院の南部3島診療は、計画日数9日に対し実施日数7日となっております。

特定診療科巡回診療の歯科については、11月に口之島と平島で計画されておりましたが、天候不良のため、平島のみの実施となりました。

眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の診療については、10月に計画通り、口之島・中之島・諏訪之瀬島で実施されております。

台風などの影響で実施できなかった診療については、年明け以降に改めて日程調整いたします。

看護師の人材育成として、9月21日から10月7日までの12日間、認定看護管理者ファーストレベル教育として、諏訪之瀬島と宝島の看護師1名が修了しています。

今回は、新型コロナ感染予防対策として基本的にズームを活用し、本庁での研修となりました。

島での看護管理の視点は重要で、今後も継続教育として進めていく予定です。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況については、9月以降の未接種者に対する接種は、鹿児島市内の医療機関で個別に実施しております。

11月16日現在の接種状況については、対象者588名中、1回目接種が549名で接種率93.4%となり、2回目接種が541名で接種率92.0%となっております。

今後、転入者や12歳到達の中学生など新たな対象者については、鹿児島市内の医療機関と調整しながら接種を進めることにしております。

9月17日に開催された第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種(3回目接種)の方針が示されたところです。

対象者は、2回接種を受けた18歳以上の方で、2回接種の完了から原則8か月以上経過した者となっておりますが、オミクロン株の拡大を受け、高齢者などに対し、6か月から7か月の前倒し接種の方針が先週示されております。

本村では、診療所看護師や出張所長、消防団、本庁職員等の医療関係者を、本日から年明けにかけて、鹿児島市内の医療機関で接種することにしております。

また、住民への接種については、前回の接種と同様、村営定期船の特別運航便を編成し、住民の一斉接種として、2月初旬の実施の準備を進めております。

詳細につきましては、協議会において説明することにしております。

次に、国は日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするため、国の補正予算成立後、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない人が、「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業(仮称)」や「感染拡大傾向時の一般検査事業(仮称)」を実施する方向で検討しております。

また、鹿児島県においても、「PCR検査無料化事業」を実施する方向で進めています。

今後、県説明会が実施され、詳細の内容が示される予定となっておりますが、村内診療所でもPCR検査・抗原定量検査が実施可能となることも想定されておりますが、PCR検査は検体採取後、3日で検査結果が判明し、抗原定量検査では、当日に検査結果が判明することになります。

次に、18歳以下の子どもへの10万円相当の給付について、政府は15日給付に関する指針を全国の自治体に通知しました。

給付方法は、①現金5万円とクーポン5万円分、②現金10万円一括給付、③現金5万円を2回の3方式があり、どの方式で、いつ配るかは各市町村に委ねられています。

本村としましては、現金10万円を年内の12月27日に一括給付することで進めております。

高校生分については、村外に在住していることから、申請書等の手続きに時間を要することが予想されますことから、年明けの給付の可能性もあります。

鹿児島こども病院の巡回診療は、今年度は悪天候の影響で7月の1回のみでの診療になっております。

乳幼児検診対象の子ども達も多くいるため、巡回診療が難しい月に関しましては、園や診療所等に子ども達の状況を伺いながら発達の様子を確認しています。

10月11日に、令和3年度第1回十島村国民健康保険運営協議会を開催し、国民健康保険特別会計決算・予算の報告、国民健康保険の在り方と現状について協議しております。

委員からは保健事業や特定健診の成果状況や、県内市町村の国民健康保険税の統一化に向けた対策として、急激な税率アップに繋がらないよう段階的な税率改正を求めるなどの意見を受けております。

また、健康づくり審議会も同日開催し、十島村子ども・子育て支援事業計画の取組と健康増進事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の取組について協議しております。

子育て支援の分野では、子育て支援施設が全ての島に整備されているが、一部の園では、保育専門員の人員不足から子どもを預かることができない現状があり、住民の理解を求める意見や支援員の確保を継続して行ってほしい旨の要望や、中学校を卒業し親元を離れる高校生の心のケアを行えるような相談窓口の設置、サポート体制を求めるご意見を受けております。

健康増進事業では、がん検診を受診する必要性について、治療への経済負担の知識を含め、広く住民に広報をしてほしい、高齢者の保健事業では、コロナ禍での会食が難しい現状から高齢者に宅配弁当での支援を行うことやインターネットを活用した他島との交流についてのご意見



を受けております。

11月17日に、鹿児島県主催の令和4年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の仮算定結果説明会が開催されております。

仮算定結果では、保険税を財源に支出する国保事業費納付金は31,975,640円と仮算定され、本年度とほぼ同額となっております。

県が示した来年度の標準保険税率は、所得割額の医療分で4.42%、支援金分で2.13%、介護分で1.79%となり、現行の税率を下回っております。

均等割額の医療分で18,988円、支援金分で8,858円、介護分で8,947円となり、平等割額の医療分で12,796円、支援金分で5,970円、介護分で4,509円となり、現行の税率を上回っております。

県が仮算定した国保事業費納付金については、国からの交付額が確定していないことから、若干の増減も見込まれます。

本算定については来年1月に示され、大きな増減がなければ、来年度の保険税率は据え置きとし、余剰財源については基金へ積立て、将来に予想される県下保険税率の統一化に備えたいと考えております。

運動機能向上教室事業については、毎年各島1回実施しておりますが、県内のまん延防止等重点措置の解除に伴い、10月から事業を開始しております。

現時点では、10月に平島、諏訪之瀬島、11月に口之島で実施、12月に予定していた悪石島と中之島は悪石島地震の関係で延期とし、小宝島、宝島と併せて1月以降に実施予定で進めております。

老人クラブについては、現在、4地域で結成され、高齢者の元気な活動が行われております。

元気高齢者の活躍により、地域の活性化を図り、介護予防や地域支援のさらなる強化を図るため、全島設置を目標に広報を行い、地域への呼び掛けを行っております。

また、生きがい対策事業として、本年8月末から口之島の老人会が、地域住民の希望者を対象に、弁当作りの活動を始めております。

健康祝金事業については、年末・年始で出費が重なる時期に、豊かで健康的な新しい年を迎えることができるように、満75歳以上の高齢者に、12月1日を基準日として、1万円を贈呈しておりますが、今年度は今月27日付で支給することにしております。

感染症予防対策では、10月からインフルエンザ予防接種の申込を行い、11月から村内診療所にて接種を実施しておりますが、現在住民の537名(78.5%)の方が接種予定となっております。

ブユ防除事業につきましては、8月にブユの被害場所の調査を行っており、その集約した情報をもとに、11月10日よりブユを専門に扱う大学の准教授と現地調査を行っております。

調査においては、従来薬剤の効果検証に加え、高齢者の方々からのブユ対策や生息地についての聴取調査や意見調査も行い、ブユの駆除はこれまでと同様に発生源を突き止めながら行っていくこととし、加えて今後住民の健康被害を抑えることも留意しながら対策を講じることにしております。

平島地区のねこの避妊去勢手術事業につきましては、公益財団法人どうぶつ基金より獣医師3名を含む5名の関係者が来島され、11月29日から12月3日にかけて実施しております。

なお、昨年度に行った中之島において、取り逃がしたねこについても、今回平島に送り、手術を実施しています。

2日間にわたり、平島のねこを61匹、中之島のねこを21匹、計82匹の手術を完了し、1日経過観察を行ったうえ捕獲場所に放しています。

また12月1日には、どうぶつ基金主催による「いのちの授業」を、小・中学生向けに学校体育館において行っております。

次に、教育委員会関係です。

各島小中学校の運動会につきましては、9月19日の平島・悪石島・小宝島を始めとして、25日に諏訪之瀬島、10月2日に口之島、10月3日に中之島・宝島で開催されております。

昨年に引き続き、全島午前中のみで開催とし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、島外からの参加者は遠慮していただき、参加者については、三密を防ぐ工夫をして、マスク着用上実施しております。

また文化祭につきましても、10月23日の口之島から11月7日の平島、宝島での開催まで、全7島が終了しております。

6月に予定していました中学校の連合交流学習は、10月6日から9日までに延期していましたが、鹿児島県に「まん延防止等重点措置」が出されました関係で中止としております。

10月26日に県文化財保護審議会委員、県文化財課による諏訪之瀬島ナベダオ地区のツクシヤマザクラの県指定天然記念物へ向けた調査が行われております。

諏訪之瀬島のマルバサツキ、ツクシヤマザクラにつきましては、国の天然記念物指定を目指して取り組んでいるところですが、ツクシヤマザクラについては、まずは県の指定を受けた上で国指定を目指すこととしております。

県においては、来年2月開催の文化財保護審議会を経て、3月の同審議会で答申が出され、指定ということになれば、4月の県公報に記載され正式登録となります。

県は毎年11月1日から11月7日までを、地域が育む「かごしまの教育」県民週間としています。

毎年この週間に向けて、ポスター原画と標語を募集しており、ポスター原画の部で、諏訪之瀬島小学校4年生の児童が特選、ほか2名が入選、また標語の部では、小宝島小学校5年生児童ほか1名が入選しました。

この時期は「フェリーとしま2」に横断幕を張るとともに、船内にも各学校のポスターも掲示して啓発しております。

第8回「心に残る給食の思い出」作文コンクールにおいて、宝島小学校5年生の児童が農林水産大臣賞を受賞しました。

12月11日に、ズームでのオンライン表彰式が行われ、宝島小中学校児童生徒が見守る中、賞状を伝達していただきました。

11月19日に、第2回十島村教育支援委員会を開催しました。

現在3校で特別支援学級が開設され、3人の児童が在籍しています。

各学校における特別支援教育の取組状況や、支援が必要な児童・生徒の状況等について協議を行ったところです。

最後に、各課の各種工事関係等の事業進捗状況につきましては、別途資料を配布しておりますのでご確認をお願いします。

以上が9月村議会以降の村政執行等の主だった経過でございます。

今定例村議会には、補正予算案、条例改正案、権利の放棄、契約案件、人事案件など、合計18件を提案することにしております。

そのほか、協議事項として8項目を申出しております。

各議案並びに協議事項の詳細につきましては、ご審議の際に申し上げることに致します。

議員各位の村政に対するご理解ご協力を宜しくお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

**○議長(前田功一君)**

これで、行政報告は終わりました。

これよりしばらく休憩いたします。

2時15分にお集まりください。

**休憩**

**○議長(前田功一君)**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**△日程第6 一般質問**

**○議長(前田功一君)**

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は、登壇して行ってください。

第2回目以降の質問は、執行部の答弁は自席から、質問者は新型コロナウイルス対策として、本議会では自席を質問席としますので、そこで行ってください。

また、質問の持ち時間は、1人当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。

それでは、通告の順番に発言を許可します。

坂元勇君。

#### ○7番(坂元勇君)

本年4月の頻発地震の記録も冷めやらぬうちに、また地震による避難訓練の実施直前に、まさかの震度5強に見舞われ、大混乱を引き起しました。

関係各位に多くの御支援をいただいたことに感謝申し上げます。

21年前の震度5強のときには、落石が道路を塞ぎ、学校は3日間臨時休校になり、住民への避難指示は10日間に及んだと記録されております。

比べて今回は、被害が最小限にとどまったと言えるでしょう。

大きな違いは、島外避難が実施されたことです。

地震による島外避難という、新たな基準が設けられたことになったわけですが、様々な課題が浮き彫りになったのではないのでしょうか。

有事の際の指揮命令系統はもとより、島も含めて、各セクションの動きは的確であったのか。

それぞれがどのレベルで職責を全う出来たのか。

さらに、地震という災害の特性上、避難を解除するタイミングはいつなのか。

メンタルヘルス対策は、きめ細かく万全に行えたのか。

また、コロナ感染症対策の観点から、ヘリや漁船で入島するマスコミ関係者も、多数見受けられました。問題はなかったのか。

記憶に新しいうちに、是非とも地元も含めた反省会を実施していただきたいと思います。

さて、それでは通告書に基づき、12月議会の一般質問を行います。

私が島に移住して20年弱ですが、その間、シロアリによる被害を相当数見聞きました。

島の住民にとっては、特に珍しいことではなく、むしろ、シロアリ対策を怠ったことや、発見が遅かったことへの後悔の念が先立っているように見受けられます。

諦めの境地に立っているようです。

昔からシロアリに悩まされているにもかかわらず、まるで共存共栄しているようです。

いろいろ調べてみましたが、シロアリは自然界では「森の分解者」と呼ばれ、必要な存在であるらしいのですが、人間の住む住宅にとっては、恐ろしい天敵となり「世界の侵略的外来種ワースト100」に指定されています。

発見が遅れば、家屋倒壊という悲惨な結果にも繋がりがねません。

土中に大きな巣をつくり、最大半径100メートルの範囲で活動するということです。

建築基準法第49条で、地面から1メートル以内の部分には、シロアリ、その他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならないと定められています。

住宅を建てる際に、地面に薬剤を散布する土壌処理を施している光景を見かけます。

私も家を建てる際に、専門の業者に土壌処理をしてもらいました。

しかしながら、その効果は永久にというわけにいかず、補償は5年となっています。

つまり、5年以内に次の手を打たなければならないということです。

このシロアリに、このままずっと悩まされ続けなければならないのでしょうか。

我々の生命と財産を脅かされながら、ずっと共存共栄して行かなければならないのでしょうか。  
何か良い方法はないものかと考え、今回一般質問することとしました。

そこで、1点目の質問です。

担当課で把握している、村営住宅、空き家住宅、教員住宅、一般住宅、牛舎等のシロアリによる被害の状況をお示してください。

2点目です。

新築住宅と既存の住宅におけるシロアリ対策をどのように行っているのか伺います。

3点目の質問です。

シロアリを含めた害虫全体の防除計画を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

**○議長(前田功一君)**

村長、肥後正司君。

**○村長(肥後正司君)**

まず、村営住宅及び定住促進住宅のシロアリ被害の状況についてでございます。

資料要求でも議員のほうからありましたので、中身のほうは承知しているだろうと思いますが、平成23年から令和2年度までのこの10年間におきまして、村営住宅並びに定住促進住宅につきましては、16件の被害が出ておまして、金額にしまして約1300万余りということになっております。

それから本年度につきましては、現時点で、悪石島の村営住宅、これ二世帯長屋の2棟3戸の被害を受けておまして、このうち、3戸のうち2世帯長屋の1棟につきましては、平成29年1月に完成した住宅で、シロアリ保証の対象期間5年以内のシロアリ発生ということですので、施工された業者のほうで保証するというので、無料で防蟻処理が施されるという状況になっております。

残りの2戸の住宅については、2世帯長屋住宅の両方の住宅で玄関の上框(あがりかまち)から被害が発生しておまして、その被害額につきましては、2戸で約200千円程度となっております。

その修繕費としまして、今回の補正予算に計上しているというところでございます。

それから教員住宅については、平成29年度に口之島地区のほうで1件発生がありまして、被害額は460千円程度と、被害箇所につきましては4畳半の和室、押し入れ、玄関の下駄箱等となっております。当然これも防蟻処理で処理している状況でございます。

それから牛舎、共同利用家畜保護施設等につきましては、全島で18を整備しておりますけれども、現時点では被害の報告はなされておられません。

それから、一般質問の中に一般住宅ということでのその資料を示せということですが、一般住宅につきましては、村のほうでは把握していないのが実態です。

それから次に2点目のほうの、現在実施している村営住宅等の新築住宅等のシロアリ対策につきまして説明いたします。

住宅を含む村が発注します新築の木造建築物につきましては、シロアリ対策としては、国土交通省が定める「公共建築木造工事標準仕様書」に基づきまして、使用する木材に薬剤の加圧注入処理または塗布を行い、加えて、土壌に対しては薬剤を散布したり、基礎を「布基礎」では

なく、住宅が建つ床下の全体部分に鉄筋コンクリートを流し込んでつくる「べた基礎」で整備しております。

薬剤の防除効果につきましては、議員の言われます保証期間5年間ということになる中で、仮に保証期間内にシロアリが発生した場合には、先ほど説明の通り、当然施工業者のほうを実施するということとなります。

それから、村営住宅の平成29年に整備した住宅のシロアリ被害につきましても、これも先ほど説明の通りこの規定に基づく形で保証するということとなります。

それから定住促進住宅、これは村が空き家住宅を買い上げて活用している定住促進住宅になるわけですが、既存住宅における改修工事につきましては、設計委託の現地調査の段階で、シロアリによる食害の有無を調査しており、食害が認められる場合は、先ほど申しあげたようなかたちでの処理をするというようなかたちで進めております。

それから駆除や防蟻処理を行い、また風通しをよくするよう努めておりますけれども、どうしてもシロアリが好む場所をある程度事前に察知するというのが大事ではないかと思っております。

それから入居者の中にも、目視や触れた感触で何らかの症状が確認できている状態にあるにもかかわらず、村のほうにも、当然現地のほうの出張所長のほうにも知らせないというようなケースが、かなり目に付く状態にあります。

今回発生しました悪石島の被害につきましても、入居者が普段から何らかの異変を感じて、行政のほうに何らかの連絡をしているようであれば、ある程度早い段階で処理できたんじゃないかという気がしています。

業者のほうも現地を確認する中では、これは入居者のほうのあくまでも入居義務違反というようなものを感じるというようなものも報告を受けております。

村の村営住宅の管理条例の中におきましては、「入居者は、当該村営住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。」とありまして、また同管理規則におきましても、「入居者の誓約書」において「入居者は修繕の必要が生じた場合は、村長に届け出る」規定がなされているところでございます。

これまでも入居者及び島内の住宅管理者であります出張所長へ通知は行っておりますけれども、なかなか入居者のほうがそこを履行してくれないということが感じるような状態でございます。

今後におきましても定期的に入居者等に通知を出して徹底していくのが必要じゃないかと思っております。

それから3点目のほうの害虫全体の防除計画の関係でございます。

防除計画につきましては、村営住宅のほうでは特に定めてはいないところです。

他の団体でもそういう計画らしきものはないというふうに認識しているところでございます。

ただ、シロアリの防除につきましては、一般的には「シロアリが住みにくい環境をつくること」「薬剤防除で住みにくいことをする」というようなものがあげられるかと思っております。

薬剤防除の方法につきましては、専門業者に依頼することになるわけなんですけれども、村のほうではそういうことが発生した時点で対応するということになるんじゃないかと思っております。

それからシロアリは、議員の先ほどの発言の中にもありますように、シロアリが住みやすくする環境を作らないということが大事になってくるんじゃないかと思うんです。

例えば住宅の周りをきれいに整理する、あるいは木々を散乱させない、そして風通しが良いようなかたちのもので環境整備が求められるんじゃないかという気がいたします。

それから害虫の中で、ネズミというものも当然あるわけなんですけれども、ネズミ被害によってネズミが例えば水道管あたりをかじって、そこから水漏れが発生するというようなものが起きた場合でも、木部の部分が腐食してしまって、シロアリが住みやすい環境になるというようなこともありますので、先ほど来申し上げます通り、入居者のほうで異変を感じた場合には、速やかに行政のほうに連絡していただくと。

それに基づきまして、業者のほうも早めに対応するというようなことになるのかなと思っています。

それから害虫としましては、このシロアリ、ネズミ以外に、ゴキブリ、あるいはテンであるとか、あるいはコウモリ類であるとか、野鳥類というものも当然その防除対策として考えていくことになるわけなんですけれども、あくまでも入居者のほうは朝晩365日利用されているわけですので、その異変を感じた場合には、速やかに連絡していただくということと、住宅敷地内の清掃、それから草木の伐採というものが徹底されていないということで、環境衛生管理の徹底も当然やっていただくということが必要になってくるんじゃないかと思えます。

それから、この空き家住宅、空いている住宅につきましては、当然現地のほうの住宅管理人であります出張所長、あるいは現業職のほうで時期を見て、月に何回程度空気の入替えをしますか、というものの管理も今後徹底されていくべきじゃないかと思っています。以上、よろしく申し上げます。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

資料をいただいているんですが、過去10年間で16件で1300万ということで、まず、これ、この1300万という額が、それほど大した額じゃない、許容範囲内と考えているのか、それとも、かなりちょっと多い額だと捉えておられるのか、その辺を伺います。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

金額からすると、10年間という年月のことを考えた場合には、金額的には被害額的には余り大きくないのかなという気がします。

ただ、この資料に含まれていないとは思いますが、住宅としても機能しなくなったという住宅が他の島であって、既にそれを解体したというようなことにもなります。

当然入居者が、シロアリが上がっているというその異変というものは、朝夕、その場所を目視して確認されている住宅だったと、私も現場を見た中ではそう感じました。

言えますことは、住宅管理人も入居の義務というものをしっかりと確認していただくということが大

事なのかなという気がします。以上です。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

悪石島でのことなんですけど、今年度3戸の被害が発生して、これ1回一般質問で取り上げようということになったんですが、私が20年近く島に住む中で、実際牛舎にも相当来ていますし、住む住宅にも相当来ていますので、体感的にはかなりもっとあるような気がしているんですが、シロアリ被害ですね。

シロアリの発生する原因、村長言われますように、やっぱり環境的なことはかなり大きいと思います。

雨漏りが原因で、もしシロアリが来たとなれば、火災保険の適用になるっていうのも何かそういうのもあるらしいんです。

それで一般住宅とか、牛舎等はもちろん個人で管理すべきことなので、やっぱり村営住宅も空いている住宅の管理が、やはりいまいちなのかなという感じはしております。

天気の良いときにはやはり窓を開放して、空気の入替えしていただければなと感じることがよくあります。

この資料の中で、口之島の5件で630万、中之島5件で300万、倍ぐらいなっているんですけども、この5件の修繕は、どのような修繕だったんでしょうか、ちょっと額が大きいように思われるんですが。いかがでしょうか、お願いします。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

この口之島、中之島に関してはちょっと額が大きい部分もあるんですけども、これらの島について一部解体の部分も、シロアリ被害による解体とかですね、そういった費用も含まれている部分もあって、これだけ増えているというような状況です。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

これは、話に聞くことがあるんですけども、小宝島、宝島はシロアリが存在しないというのを聞いたことあるんですけど、それは事実なんでしょうか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

事実かどうかわかりませんが、住民の方からは、シロアリ被害というものは、あまりそういう声は聞かないです。

両島とも山郷の島ということで、湿気が少ないのかどうかわかりませんが、そのシロアリが、



土地柄的に好まない場所なのかも知れませんが。

シロアリ被害の多いところは、これまでも、その以前につきましても、悪石島、諏訪之瀬島、口之島というのはよく聞こえておりました。

実は今のコミュニティセンターがある場所も、整備して2年目ぐらいに今の集会部分にシロアリが入ってしまって、急遽、補償で防除処理した、それ以来あんまりそういう声が、そういう事案が出てはいないんですけども、ただこの今私が申し上げた3地区は、中之島もそうなんでしょうけれども、特にこの3地区は多いという話は聞いています。

**○議長(前田功一君)**

7番、坂元勇君。

**○7番(坂元勇君)**

個人の管理もかなり徹底されているんだなとは思いますが。

やはり早いうちに発見して、早く手を打つということが大事なんでしょうとは思いますが。

また島でよく聞かれるのが、今回一般質問を出すきっかけになったのも、歳を取ってくると床下とか、自分で確認がなかなか出来ないということで、よく今、殺鼠剤とか、ネズミ駆除とかですね、そういう薬を使っていますけれども、シロアリ駆除の方法ですね、住宅をつくる前に土壌処理薬剤散布します。

それと、木材の表面に薬剤を塗る、もしくは注入する処理方法、それとも一つベイト工法ですね、薬剤を巣に持ち帰らせて繁殖を防止すると、巣を絶滅させる。

私はこのベイト工法というのはすごく今気になっていまして、10数年前に、NTTのマンホールの中に、マンホールとマンホールの間の間部にびっしりとシロアリが来たことがあります。

そのときに専門の業者が来られて、団子状のこれベイト工法だったと思うんですけど、団子状の餌を置いて行きました。

2週間して、もう一度確認に来ると、それが全てなくなっていると。

シロアリがそれを巣に持ち帰って、巣を絶滅させる薬なんですということで、それによって確かにもうそれ以来、そこにはもうシロアリが来ていないということです。

シロアリの巣が多分集落内に、先ほどの半径100メートル活動すると言いましたけれども、巣が幾つか存在するんだと思います。

それをですね、そういう方法を一度とっていただくことによって巣を絶滅させると、かなり被害が減るんじゃないかと考えるんですが、そういった処理は、この村での、全体の害虫駆除ってよりも防除ですよ、完全にもう、シロアリ自体をやっつけることなので、そういったのを施すお考えはないでしょうか。

**○議長(前田功一君)**

村長、肥後正司君。

**○村長(肥後正司君)**

今議員が言われた、巣に薬剤をシロアリ自らが持ち込んでいって、巣を死滅させるというのは、むしろ行政よりも住んでいる住民の皆さん方がそういう知識経験をお持ちだと思うんですね。

今言われるようなものが良いということであればですね、村のほうも活用することは検討されるだろうと思います。

ただ、やっぱり基本的なものは、そこに入居している方が、この家は村がどうにかするんだという感覚で安易にいて入居してしまうと、なかなか防ぎ切れないと思うんですね。

過去の入居者が自分の財産だというような感覚で、今そういうようなシロアリが見かけたときには、行政のほうにそういう連絡を受けて、そして議員が言われるその薬剤を、そこで注入するというようなことができますね、やっぱり徹底させることでないと、せっかくいい提案いただいたものですね、活かされなくなるのかなと思いますので、先立ってこの質問を受けてから、私も担当課長を呼んで、しっかりと入居者の入居の履行基準をしっかりともう1回そこは正せという話を指示を出してはいるところ です。

これまでも、もう家が完全に倒壊するぐらいまでなされたケースも中にはあったわけですので、そこは村としてもしっかりチェックしていくべきじゃないかと思います。

先ほど言われたそのバイト工法というその薬剤ですかね、そういうものは村としても、必要があれば取り入れていくということは考えていくべきだと思います。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

住民が住まれる個人の住宅とか、牛舎関係はですね、さすがにそこまで放置しないと思うんですよ。

やっぱり自分の持ち物財産として、やはり村営住宅に住まれている方が何かあれば、村が修理してくれるという認識が、やはりどこかにちょっとあるのかなという気はします。

そこですね、やはり専門業者がかなりたくさんあります。

例えば住民に対してもですね、シロアリ被害は大きくなる前に防ぎましょうということで、そういった、こういう、このくらいお金がかかりますけれども、この先何年かは安心ですよということで、そういう広報等もしていただきたいなと考えます。

村営住宅を、空き家住宅を守るためにも、そういった先ほど言いましたバイト工法ですね、一般の住民の方にもですね、ぜひ呼びかけて、それを全員であちこちそういうトラップをかければ、かなり減るのかなという気はします。感覚的にですね。

どうしても来たシロアリの、島の方はほとんどシロアリがやってきてから、その来たシロアリの駆除するという方法ばかり普段やっております。

ですから1度そういった方法も試してみられたら良いかなと考えます。

できるだけ家がですね、解体に行かない方向に持っていけないといけないと思います。

シロアリによって弱くなったところに大地震とか来ると、やはり倒壊しやすくなりますので、これも大切なことかなと考えます。私は以上です。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

今議員のほうから、そのベイト工法が非常に良いという話を伺っておりますので、また担当課のほうにも、そこらへんはしっかりと調べさせた上で、もし良い方法だということであれば、早速取り組むべきじゃないかと思います。

それから一般住宅に、当然、皆さん方もその知識の中で何らかの形で動かれているんだろうと思いますが、高齢者の方々がそこまで財産を守ることで躊躇っていることがあればですね、村としても何かその一旦調べるということも必要じゃないかという気がしますので、どうい方法になるかというのはちょっと検討しながらですね、住民にもそういう情報を出して、その対策をとっていくことも必要じゃないかと感じております。

○議長(前田功一君)

これで、坂元勇君の一般質問を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

2時55分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中秀治君の一般質問を行います。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

今月9日に発生した震度5強の地震は、大きな被害もなく安堵しているところですが、災害はいつどこで起こるかわかりません。

これまで同様に、対策をしっかり行っていきましょう。

また南アフリカで発見された新型コロナウイルスのオミクロン株が、今、全世界へ広がっています。

これまでのコロナ対策をしっかり行い、いま1度、気を引締めて頑張っていきましょう。

それでは、通告に従い質問をいたします。

1点目は、諏訪之瀬島の切石港について伺います。

切石港は諏訪之瀬島島民にとっては、大変重要な施設ですが、今現在使用不可能中です。

裏港の元浦港は、これからは季節風が強く、危険な通船作業となります。

これから島民は、毎航海拔港になるのではないかと強い不安を感じています。

住民の不安解消のためにも、切石港の現状と、いつごろ再接岸ができるか説明を求めます。

次に2点目は、農業振興について伺います。

農業振興は、本村にとって重要な施策ですが、畜産以外の振興策がほとんど示されていない

のが現状です。

畜産は、これまでの数々の振興策で、本村の基幹産業となっています。

畜産以外は衰退の一途をたどっています。

今議会提出の議案第124号に示された対策を早急に講じていかなければ、十島村の農業は完全に消滅してしまいます。

早急に振興策を示して、対策を行っていただきたい。

これで私の1回目の質問を終わります。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

それでは諏訪之瀬島切石港について、質問についてお答えします。

先ほど行政報告でも触れておりますけれども、重複する部分があるかと思えます。

最近の諏訪之瀬島御岳の火山活動の活性化等により、11月3日に地元漁船による水深調査を実施しましたところ、規定の水深であります-5.5mを満足していないことが判明しましたことから、定期船については同日鹿児島港出港便から元浦港を使用しています。

水深調査の結果、最も浅いところで-3.6mとなっており、泊地面積22,833㎡のうち、13,235㎡の土砂の堆積が確認され、泊地のおよそ6割が影響を受けております。

堆積した土量については10,247㎡で、平均した厚さは約80cmになります。

水深を確保するため浚渫工事が必要なことから、調査翌日の11月4日に九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長と、鹿児島県土木部長に工事費確保の支援をお願いしましたところ、今回の国の補正予算での事業実施が最も早い対応が可能との助言を受けましたことから先ほどの行政報告のとおり事業費98,000千円を国へ要望しております。

定期船運航につきましては、元浦港は季節風の影響を受けやすい港湾施設のため、地元からは、冬場に静穏度の高い切石港の使用継続を求める要望もありましたが、定期船の喫水は4.55mであることから、安全就航が確保されるまでの間は、元浦港のみを使用することとしたところで

す。

村としては、生活物資等の輸送の重要性から、接岸が危ぶまれる天候の際は、出港日の調整、つまり延期等、既に平島・小宝島において実施している運航と同様を、諏訪之瀬島の寄港についても配慮していく方針であります。

切石港の利用開始時期につきましては、国の補正予算内示後に速やかに事務執行を進めることとなります。

内示から工事着手まで1年半程度かかる見込みでありまして、業者決定後は定期船の影響のある部分を優先的に施工をすすめた場合で、最も早く施工が進んだ場合でも、来年の3月頃から接岸可能となる予定です。

ただし、季節風の影響を受けるということになった場合には、工期が若干ずれるということも想定されます。

次に、「農業振興」についてお答えします。

農業振興については、村の総合振興計画及び今回提案しております、過疎地域持続的発展計画(案)の中で振興方針を示しております。

村では、現在、かんきつ類などの果樹生産、U・ターン者等による島らっきょう、島バナナなどの生産が主に行われていますが、新たな農産物の創出として、パッションフルーツ、スイカなどの経済作物の実証栽培や、田芋の実証圃場を整備し、伝統農産物の復活に取り組んでいるところです。

しかし、耕作可能農地の不足や施設整備の遅れ、畜産に比べ収益性が低い、モデル的な就農農家がない、台風や塩害、交通アクセス、輸送コストなど様々な課題から自給的な農業から経営的な農業への転換が図りにくい状況にあるところです。

また、農家の高齢化などに伴う人手不足は深刻な状況となっており、担い手の確保も大きな課題だと考えております。

このように非常に厳しい現状ではありますが、十島村で農業に取り組みたいという就農者の意思をしっかりと受け止め、課題を克服し、活路を見出したいと考えております。

そのため課題別に大きくは、農地、作目、人、施設、流通販売、有害鳥獣対策などの項目別に次のような対策を講じていくべきと考えております。

まずは農地についてです。

幹線道路に沿った遊休農地を中心に借上げを随時行なっておりますが、地籍調査が進んでいないことから農地の境界が不明確であったり、明治の地租改正以来、家督相続等の手続きが成されておらず、現在に至っている土地が多くあり、農地と所有者を同定できないなど、様々な課題はありますが、活用が見込まれる農地については、これまで同様に借り上げを進め、Uターン者等の新規就農者に積極的な貸し出し措置をとっていきたいと考えます。

次に作物についてです。

村が現在推奨作物としている作物は、野菜類、果樹類、林産物の3項目に分け13品目を指定しております。

その内訳につきましては、野菜類で、田イモ、ニラ、ラッキョウ、ツワブキ、スイカ、果樹類で、タンカン、スイートスプリング、バナナ、セトカ、ビワ、パッションフルーツ、林産物としまして、大名タケノコ、ヒサカキ等があります。

これらの推奨作物の生産販売拡大を進めるとともに、十島村の気象条件等にあった新規作物の調査、導入も検討していきたいと考えます。

また柑橘類、島バナナなど、ふるさと納税の返礼品と連携した取り組みを引き続き推進していきたいと考えます。

自給野菜につきましては、野菜類を島外から購入している家庭も多い状況であり、現在整備を推進している共同売店などを利用した野菜等の販売体制も進めていくべきと考えます。

次に、「人」に関する問題です。

後継者、労働力不足を補う支援、指導者に関することとなります。

農業振興について議論する時に、新規導入作目に論点が置かれがちですが、十島村の現状にあっては新規作目の選定ではなく、農家の意欲も含めて、農業にどうやって「人」に従事してもらうかということが第一の課題でありまして、そのことをある程度解決できない限りは、むやみに新規作物の推奨はなかなか厳しい状況にあるかと考えます。

今後の農業振興において、最も大事であると考えられる後継者及び人材の育成については、農地の確保とともに、村の推奨作物を中心に、収益性の高い換金作物の奨励や、栽培技術・経営等の指導を積極的に行うとともに、十島村就業者育成奨励金交付事業や、地域おこし協力隊等の積極的な活用を図り、自立農家の育成を進めていくべきと考えます。

また、それぞれの作物の分野におけるリーダー的な人材の育成も重要かと考えます。

就業者育成奨励金交付事業における、研修制度の積極的な活用や、先進地や市場の視察研修、中之島開発センター、あるいは悪石島の体験交流施設コミュニティ、今年度整備予定の口之島の体験宿泊施設を活用した農業体験や研修を進め、リーダーになり得る人材の育成を図るとともに、モデル農家の育成が必要かと感じています。

労働力等の支援体制については、ピワなど高齢化による離農農家の増加、生産量の減少が深刻となってきたことから、地域おこし協力隊等のもとより、さきほど申しあげました島内に営農支援員を配置し、労働力確保や地域農業の再生に取り組むべきだと考えております。

その他、情報通信技術を活用した将来的なスマート農業についても導入を検討し、労働力不足の補完、生産の効率化を進めていくべきと考えます。

農業における指導体制については、現在、営農指導員が不在の状況が続いており、十分な農家指導が出来ていない状況にあります。1名の営農指導員ですべての作物について各島の営農指導にあたることは、本村におきましては、限界があるのも感じます。

村としては、鹿児島県に県の普及員の派遣回数を増やしてもらおうよう、機会をとらえて幾度となく要請を行っておりますが、指導普及員の減少や県の旅費等の問題から、なかなか実現していないのが実態です。

今後につきましては、テレビ会議を活用した指導も積極的に進めるとともに、準備ができた島から地域農業支援員を配置し、営農指導員1名では対応しきれない部分のフォローを進めていきたいと考えます。

次に、施設整備の関係です。

作物の生産性及び生産技術の向上については、特定離島ふるさとおこし推進事業や、村の生産施設整備補助によるビニールハウス、給水施設などの整備を検討するとともに、就業者育成奨励金交付事業等を活用し、生産技術向上のための研修も進めていきたいと考えています。

次に、流通販売の関係です。

十島村においては、流通体制が脆弱なため、産物を新鮮な状態で輸送し、品質を保つことが難しい状況にあります。

このため、農産物の加工のための技術研修や新規の加工品の開発を、NPO等とも連携のもと積極的に進めることが必要かと考えます。

また、特産品の販売所の開拓など、これまでの販路の拡大とともに、ブロードバンドの整備、コロナによる巣ごもり需要の増加などから、ネット販売の促進についても検討すべきと考えます。

輸送コストについてですが、産業全般において輸送コストが大きな課題の一つであります。

現在、村単独事業、有人国境離島の中で海上輸送費の一部を補助を行っておりますが、これらの継続はもとより、補助率の嵩上げ等についても国への要望を進めていくべきと考えます。

有害鳥獣対策としては、島によっては、ヤギの食害があるため、島外搬出を地域に呼びかけながら進めて減少させるとともに、侵入防止柵、ネットなどの購入費用の補助制度も検討すべきと考えています。

以上申し上げましたように、このように農業分野につきましても、畜産同様に課題克服のための各種支援策を講じておりますが、総じて言えますことは、耕作面積が狭く、特定の生産物のみで生計を立てることは難しいと思われることから、季節ごとに複合的な農業の仕組みを確立するとともに、小規模畜産農家との耕畜連携農業を推進し、生活基盤の安定化を図っていくべきだと考えています。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

切石港は、過去にも土砂、火山灰堆積で、使用不可能になったのが何回かあります。

これからも土砂堆積は続いていくものと思われます。

使用不可能になる前に、先手先手の対策を行う必要があるのではないのでしょうか。

抜本的な解決がなされたら良いのですが、なかなか抜本的解決はまだまだ先になると思います。

それで、この抜本的解決がなされるまでは、毎年定期的に年に何回か測量を行い、先手先手の土砂の撤去が必要だと思われます。

この土砂撤去には、大きな予算が必要ですので、村単独の事業としてはなかなか難しいと思いますので、どうしても国県に対しての、国県の助けが必要ですよ。

この国県に対して、強力に訴えていく必要があると思います。

これからもどんどん堆積はしていきはらずですから。

それで、私たち議会としても、その訴えの、行政と一緒に訴えていかなければならないと思っていますので、これから一緒に国県に訴えていく努力をするべきではないのでしょうか。その辺いかがですか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

今議員が言われることはもったもなんですね。もったもなんです。

私が就任してからこれまでに、切石港がこういう土砂が堆積したのは4回目です。

平成24年に1回、それから27年、30年と、2年から3年おきに、こういう状態が繰り返したんです。

ね。

今までは、切石港の沖合が砂地ということで、台風たびに、その砂が港の中に堆積してきているということで、必ず台風が通過後には、切石港の調査をするんです。

これは村のほうは、海上保安部のほうに、「定期船の安全管理ということで、確実にしなさい」と、平成24年当時、そういう事案があったときに国のほうに申し上げておりますので、それに基づいてやっているわけなんです、今年度は台風はなかったんですね。

ところが、去年の12月ぐらいから、御岳噴火がもうかなり、レベル2から3に上がるぐらい、もうひどい状態で噴き上げているんです。

そうすると、今の大方の火山灰は、作地浜のほうに降り込むような感じなんです。

今年につきましては、台風はなかったんだけど、東風がかなりトカラ列島を吹いたということで、東風によって、切石の港の中に火山灰が入ってきたというのが想定される感じなんです。

そこら付近を想定して、11月の頭に水深調査した結果、先ほど申し上げた形で、約1万立方メートルの火山灰が堆積しているというのがわかった感じなんです。

村はこれまで、台風が発生したときに直撃した場合には、これまでは災害で、国のほうはこの金額を支援していただいたんですが、通常の場合は、港の通常の管理費ということでやらなければならないということだったんです。

今回、先ほど行政報告並びに1回目の答弁で説明しましたとおり、地方整備局、あるいは鹿児島県土木部のほうで、たまたま今回は、国の補正が組まれるということで、今回の財源が確保されたと感じます。事業費で約1億なんですね。

その前の30年のときで約4600万、それから27年で4900万、24年の時が1億ということで事業費が、そういう形にかかっているんです。

これを仮にやるとすれば、村が今、一般財源として使えるものは、鹿児島県の特設離島ふるさとおこし事業、それも、その申請時点でどれだけ港が、火山灰並びに砂が堆積しているかというものを事前に把握した上で、そして県の補助金に上げるということなんですが、鹿児島県の特設離島ふるさとおこし事業というのは、議員も御承知のとおり、十島村に配分される額というのは、大方決まっているんです。

今で余裕がある状況じゃないわけなんですね。

そういうことからしまして、担当課のほうでも、今、検討はしているわけなんですけれども、事実、財源を確保するという術はないのが実態です。

災害で今回上げようかということで、国県と協議をする中では、火山灰がどの程度、この港側のほうに降り込んだかという、その細かい資料というものが準備出来なければ、災害のほうには乗っかれないという結論の中で、国の今回の補正予算に乗せたということです。

もし仮にこれが、そういう財源がなければ、仮定の話ですけれども、一般財源を投入するしかないんです。

一般財源というのは、基金なんです。

基金の取崩しということになっていくことになるんですね。



それが現実的に、十島村にそれだけ余裕があるかという問題も出てくるわけですので、これは、相当やっぱり議論しながら判断していくべきじゃないかと思います。

国のほうは何らかの形で、災害等の関係、あるいはその一般の段階で財源を確保したいという国のほうは、そういうその受入れ姿勢は持っていますけれども、ただ確実にこの財源を使えるというのが今のところないと。

たまたま今回は国の補正予算の財源を使えるというような状況です。

村はいずれにしましても、諏訪之瀬島に限らず、村が管理する港、これは漁港も一緒ですけども、県の漁港も一緒ですけども、必ず台風が去った後には、必ず現地の漁業者に協力を得ながら推進調査をしているというのが実態です。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

今、小笠原の福德岡ノ場の軽石問題が全国で問題になっていますね。

これは自然災害だから、こういう国が半分補助するっていうふうには聞いているんですけど、切石港の場合も、これ自然災害だと思いますよ。

だからその辺ももう少し国や県に。

自然に災害に遭うわけですから、訴えていくべきだと私は思うんですけど、そのへんいかがでしょう。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

先ほど説明のとおり、災害だということで、これまでは国の補助を受けているんです。補助をですね。

ところが、この間の前は台風が直撃したんです。台風の直撃です。

で、国は、災害ということで認めてくれたんです。

火山灰の場合は、それだけ資料がないことには、国のほうではその基準がないということで、災害のほうは、使うには、相当なその資料集めに時間がかかると。

仮に災害を村がやってくれということをおし進めた場合には、先ほど1回目の答弁のとおり、3月の時点での完成は、まず無理だったと思います。

資料を集めにですね。

で、先ほど議員が、小笠原での福德岡ノ場で、軽石漂着の関係、今2分の1ということでは言われましたけれども、2分の1という数字はまだ示されていません。

これは国のほうは今、漂着軽石の関係は、まずは住民課を所管します環境省のほうの海岸漂着物の事業費で対応しましょう、これ補助率は90ですね、9割ですね、でしましようというのが、今の環境省の考え方です。

ところがそれ以外の海浜地域等に漂着している部分については、今、国のほうは何の財源で支

援しましょうというものはないのが実態です。

私が聞くところによると、特別交付税で何とかやれないものかというのは、国会議員の声から聞こえてくるというような実態です。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

本当にそういうデータを集めてやっていかないと大変だと思うんで、これからそういうデータ集めもやっていかなければならないと思います。

次に、農業関係について伺います。

村長は、前々から村民からのボトムアップがない限り、行政からは動かないとおっしゃっていましたが、今もその考えは変わりありませんか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

ボトムアップというのは、やっぱり住民のやる気なんですよ。

住民から「こういうのをやりたいから、行政として支援が出来ないか」という声が大それたと思うんですよ。

行政のほうから、「今このこれをしなさい、これがいいよ」ということは、なかなかそこに、行政とそれを担う生産者が一致しないと、なかなか押しつけられたことは出来ないだろうというのは感じます。

今、村は推奨作物13品目の中で、農業生産を進めて来ているのが、そこには住民から要望のあった、つまり議員が言われるボトムアップですね、こういう生産をやりたいというようなものも入ったものが、この13品目に入っていると認識しているんです。

で、今年度新規作物に加えた、例えば夏場だけの季節限定の作物「スイカ」ですね、これも、NPOが中心となって、船上トカラ市でも、かなりの収益を上げた。

あるいはそのNPOの窓口でもやりました。

それからパッションフルーツも、住民からの声の中で、そういうものを上げてきたということが、結局、金額的には大きな金額じゃないんですけども、季節ごとに応じた作物としては、トータル的には、そういう住民の声の中でやってきているものは、今の体制じゃないかという気がします。

だから、村のほうから強制的に進めていくというのは、なかなか進まないんじゃないかという気がします。

例えば、例を申し上げますと、ヒサカキですね。

最初、4か島で進めたんです。

これは当時、議員が前任の議会構成の中で、現地も見てもらったんですね。

あれは鹿児島県が、今その枝物の関係で、今後かなり需要が高まるよというようなことがあって、村の職員も、そして議員の皆さん方も現地を見に行ったわけなんです。

そのときに、「したら自分のところもやりたい」、「こっちもやりたい」というようなことで進めた結果で

すが、今のところ2か島しか、それが根付かない状態です。

またお金として、そこまで出してない。

これがまさしく、つまり、押しつけでやってしまうとこういう状況になってしまうんだから、というのは感じるんです。

つまり、住民のほうから、「これをやりたい」というような声があればですね、それをしっかりと検証しながら、村として受入れて、その先に進めるというものが必要じゃないかなという気がします。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

村長との私はちょっと意見が違うんですけど、やっぱり行政側から持ってきて、住民の賛同を得るのが村長の仕事ですよ。

村長は、十島村のリーダーですから。

リーダーはそうやって提案をして、それに住民が賛同して物事をやっていくのが、私は普通だと思うんですよ。

そこは、村長はどう考えますか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

それは一概に言えない面もあるんじゃないかと思うんですよ。

行政のほうから、一つの道しるべみたいなものを示すのも一つの方策なんでしょう。

ところが、地元のほうからの声というものがですね、先ほども申し上げる形で、しっかりと行政、住民のほうの声が上がったほうが根づくような気がするんです。

今の畜産がまさしくそうだと思うんですよ。

村は、当然、畜産の関係者から、こういう支援をやってほしい、こういう支援をやってほしい、こういうものをやっていくというのが、今の畜産の今の現状じゃないかという気がするんです。

確かに、行政のほうからリーダーシップを発揮しながら、そういうものをやっていく中で、やっぱり人なんですよね。やってくれる人材。

その人材が、ある程度自分がその農業で食べていくものを見極めながら、そして取り組んでくれる人材が、そこで行政のほうに、また行政のほうもそこにやってくれんかということをする中で、人が育ってないという面もあるんです。

やっぱり一つは、そこはやっぱり、耕種農業だけではやっぱり食べていけないというのがそこに尽きるんじゃないかという気がするんです。

現実的に今の村の農地面積、それから流通体制、それから塩害、自然災害ですね、そういうようなものを見たときに、村としても自信を持って、これで食べていけるぐらいの作物をやりませんかと言えない状況のほうが、今の現状じゃないかという気がするんです。

だから、その1品目じゃなくて、季節ごとの品目で、時期ごとに数多くやるという方法の中の一つも

今後検討、これまでも議員にも話を進めながら、また農家の人たちにも話をしているわけなんですけれども、なかなかそこに人がついてきていないというような感じが、今の現状じゃないかという気がします。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

確かにあると思うんですね。

住民は動かないっていう、あると思います。

だけどそこは、何故そうなっているのかっていうことも、反省をしながら行政が引っ張っていくべきだと思いますよ。

村長、今、本当にうちは畜産以外の農業振興策がほとんど出されていませんよね。行政から。これ、無作為の罪に問われても仕方がない状況だと思います。私は。

村長は、その無作為の罪に問われるのではないかなという認識はありますか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

行政のほうは確かに、支援制度を準備しながら、今日まで進めて、農業振興を進めてきているわけなんです。

で、村のほうがそういう支援制度がなければですね、今議員が言われる、その無作為というものは、言われるかもしれません。

ただ村のほうは、その農業を進めるための補助制度、あるいはその流通支援制度というものも含めてやっているわけですね。

品目についても、先ほど来説明のとおり、品目も示してやっているわけです。

何もしていなければ、今、議員が言われる指摘のものに当たるかもしれませんけれども、それは違うと思いますね。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

先ほど、スイカが推奨作物になったって、私はそれは、スイカは入ってなかったと思ったんですけど、今年から入ったんですかね。そのへんを。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

9月の行政報告でも触れたんじゃないかと思うんですが、今年のNPOの船上トカラ市の中で、2年ほど前からスイカを、その時期に、たまたま船上トカラ市をやる時期が、お盆の前後だったということで、そのときに作物が、たまたまスイカがかなり人気商品であったということで、9月の行政報告のと

きも触れたんじゃないかと思うんですね。

それで、確かにスイカというのは季節的なものなんです。

で、早ければ特に先ほど出ている、その諏訪之瀬島地区あたりは、地熱の関係で早く出ますからね、そういうことと、あとNPOと悪石島の農家の方との連携の中で取り組んでいると。

そして、諏訪之瀬島のほうにターンで来た方が、そのスイカ作りをしたというようなことで、村としても支援制度を設けようという中での推奨農産物に一応位置づけたということになります。

**○議長(前田功一君)**

3番、田中秀治君。

**○3番(田中秀治君)**

振興課長、ちょっと伺います。

本村産の作物の、村で作っている作物の、毎年度の収量見込み量とか、実際にどれだけ採れたとかいう、そういうデータは集めていますよね。

こういう細かいデータがないと、これからの振興策になかなか活かされていかないと思うんですけど、そういうデータは取っていると思うので、今年度確定した作物のデータがあったら、後で教えてください。

それと、まだデータが集まってない作物については、後日提出をお願いしたいんですけど。

**○議長(前田功一君)**

地域振興課長、肥後亘君。

**○地域振興課長(肥後亘君)**

農産物の生産部分については、生産量、それから生産金額、これは毎年統計をとって集計をしているという状況でございます。

資料については、また後もって提出をしたいと思います。

**○議長(前田功一君)**

3番、田中秀治君。

**○3番(田中秀治君)**

これで最後にしますけど、村長には早急に振興策を、畜産以外の振興策を策定して、3月議会でも提出をお願いしたいと思います。

それと、振興課に対しては、しっかりと村民の、村民への聞き取りを行って、聞き取り調査を行い、十島村過疎地域持続発展計画にある事項を、確実に実行していただけるようお願いいたします。

これで質問を終わります。

**○議長(前田功一君)**

村長、肥後正司君。

**○村長(肥後正司君)**

振興策につきましては、大枠を振興策として、今議員が言われますように、過疎計画の中に乗せているわけですね。

過疎計画には、例えばその本文の中で、文言は計画的に載せるわけですが、当然、実施計画というものを、それぞれの所管ごとにこの農作物に限らず、ほかの振興策全般を毎年作成していますので、その中で、例えば何年度にどういう施設が出てくる、何年度にはこういうものを計画されているというようなことになろうかと思えます。

その計画は、今回は実施計画はないですので、その3月の時点ではそれぞれの年度ごとの実施計画が出てくるかと思えます。

○議長(前田功一君)

これで田中秀治君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

これよりしばらく休憩いたします。

3時50分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 同意第5号 十島村教育委員会教育長任命同意についての件

○議長(前田功一君)

日程第7、同意第5号、十島村教育委員会教育長任命同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

同意5号の人事案件、教育長の人事案件でございます。

前教育長が12月の18日付けで、任期満了にて退職しましたことから、後任の教育長の任命案件として提案しております。

教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして提案するということになります。

この議案書のほうの3ページの中に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものを抜粋したものを添付しておりますけれども、その資料の5ページに第4条の任命という欄に記してございますけれども、「教育長は当該地方公共団体の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育

行政に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」ということになります。

それから6ページに、任期を記してございますけれども、第5条、「教育長の任期は3年」ということになっております。

これを踏まえまして、村の教育長としてふさわしいと考える要件について整理をいたしますと、まず1点目が、七つの有人離島行政が、役所が行政区域外、交通機関をはじめ、生活環境の厳しい地域、小中学校併設の小規模校の環境下にある十島村の実情を十分に理解しているものであること。

2点目が、学校現場での管理職経験者、行政機関での勤務、並びに離島での勤務実績のあるもの。

3点目が、ICT教育、JETプログラム等の学校教育や社会教育、生涯学習、国県村の文化財保護等に積極的に取り組めるものであること。

4点目が、教員並びに事務局職員にも積極的に指導管理できるものであること。

5点目が、山海留学、親子留学、教職員の子どもなどの受入れなど、児童生徒数の確保対策に積極的に取り組めるものであること。

6点目が、教職員の人事異動につきましては、正規職員を確保ならびに家族同伴を基本として取り組めるものであること。

7点目が、教育委員会は独立した行政機関であるが、村行政と一体化という面から、村長部局と協調して各種行事、課題、政策等に取り組めるものであること。

8点目が、明朗性、積極性、協調性を持つものであること。

ということで、本村の教育長としての在り方というものを定めて、今回提案しております。

この提案しております候補者とは、先月初旬に面談いたしまして、この8項目を理解を求め、そして先月下旬に返事をいただいたうえで、今回提案したということになっております。

同意案書のほうの1ページを見ていただきますと、候補者につきましては、鹿児島市にお住まいで、名前につきましては木戸浩氏、生年月日につきましては、記載の通り、昭和35年生まれの現在61歳。

次のページを開いていただきますと、略歴、参考資料として略歴を示しております。

略歴につきましては、学歴の下に職歴というものを記しておりますけれども、中段部分、平成14年4月十島村教育委員会派遣社会教育師事として3年間本村の教育委員会で勤務しております。

その後、離島地域で教頭として3校に在籍され、そして平成26年4月から学校長として3校を勤務されております。

今年の3月に定年退職で退職されて、先週まで鹿児島市立吉野中学校で教員をされておったということになっております。

教育長の人事案件につきましては、毎回この議会の場で提案する際に、所信表明を述べてもらっております。

文部科学省のほうからも、教育長の担う重要な職責に鑑みて、教育長の資質、能力を十分にチェックするために、候補者が所信表明を行ったうえで質疑を行うなど、丁寧な手続きを経ることが考えられるという通知も受けておまして、今回も候補者であります木戸浩氏に所信表明をさせたいと思っております。

本人も控えておりますので、まもなくこの議場に呼んで、本人の所信表明を述べさせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### ○教育長(木戸浩君)

皆様こんにちは。

というか、はじめましてという方もたくさんいらっしゃると思います。

まずは自己紹介からさせていただきます。

御手元の資料にあるのではないかと思います、私、木戸浩と申します。61歳です。

薩摩川内市出身であります。よろしくお願いいたします。

では、マスクをつけさせていただきます。

まず初めに、悪石島の皆様に対しまして、このたびの地震による被害や避難等、心よりお見舞い申し上げたいと思います。

私は、今年の3月まで、霧島市立宮内小学校の校長として勤めておりました。

そして、4月1日より鹿児島市の吉野小学校の5年担任として、金曜日まで勤めておりました。

十島村教育委員会とは、十島村の派遣社会教育指導主事として、平成14年から17年までの3年間、日高教育長、そして斎脇教育長に任せさせていただいていたところです。

月2回程度、島のほうへ出張として、子育て支援、婦人会、老人会、そういったことの仕事、そして野生牛、トカラ馬、そしてタモトユリ、そういった生物の保護、育成、そして文化財関係の悪石島のボゼとか、そういったところを文化財保護審議委員の方々と一緒に仕事をさせていただいたところです。

中之島での子育て支援の折に、公用車が反対側のほうでストップしてしまいまして、そして帰りの船に乗り遅れました。

そして、地元の方の漁船に乗せていただいて、口之島まで追っかけていただいて、ようやく間に合って、無事、事なきを得て、鹿児島まで帰ってくる事が出来たのが、1番の思い出です。

私が学校教育のほうに関しまして、まずは、勤務していたのが十四、五年前ですので、現状と大分変わっているんじゃないかなという気がしております。

ですので、1番最初はやはり現状をしっかり把握しないと、幾らいろいろな政策をとっても、絵にかいた餅になるのではないかと思いますので、しっかりそこら辺の現状把握をまず1番に考えております。

中学校3年生、いろんな島でもありますが、「15の島立ち」ということになりますので、そのときに自信と誇りを持って、島を巣立っていってもらえるような形にしていければと考えております。

そのためにも、山海留学生、そして寮等が今、大分整備されてきておりますので、そういったところの充実も図っていかねばいけないんじゃないかなと思っております。



また、国の様々な施策があります。

そういったところの兼ね合いを考えながら、GIGAスクール構想というのが、前倒しで、このコロナ禍でスタートしております。

タブレット等を使った様々な事業が、現在も行われております。

私自身も担任をしてきました。

ロイロノートとかいうのをを使った事業が行われております。

悪石島の子どもたちにしても、今回の避難のときにそういうロイロノートを活用して、いろんなことが出来たのではないかなと考えているところです。

それから、私自身が体育会系の人間であります。

そのために、日高久志議員さんのほうも、中学校のときに、走り幅跳びですばらしい記録があったと聞いております。

5メートル50ぐらいの記録、すばらしい記録だなと思っております。

子どもたちにそういう記録をきちっと残させておいて、ナンバーワンになってほしい。

十島でナンバーワン、そして記録を残しておくことで、オンリーワンの、自分の今までこれだけ頑張ってきたんだという、そういった記録を残すということが非常に大事だし、同窓会等を開いたときにも、そういう話で盛り上がることもできるんじゃないかなというふうに考えております。

また、永田議員さんのように、スポーツ少年団の指導ということで、私が派遣社教をしているときに、スポーツ少年団の指導者として行っていただき、今もずっと続けて頑張っていたいております。

そういう部分で子どもたちの学業、そしてスポーツ、そういった両面を伸ばしていければなという考えも持っております。

そして、平成何年でしたかね、その当時の福元教育長、県の教育長です。

その方にも来ていただき、奄美から入っていただいて全ての島をずっと、回っていただきました。

つまり十島の現状をしっかりと県のほうにも知っていただきたい、そういう機会をぜひつくっていければなというふうにも考えているところです。

社会教育のほうにおきましては、島全体の子どもの交流、また、先生方にもたくさん島を、全ての島を知ってもらいたいなというふうにも考えているところです。

様々な文化財もあります。

いろいろな文化財が流出しているということも、私がいるときにもありましたので、そういったところをしっかりと把握して保存が出来ていたらなというふうにも思っております。

それから、島民とIターンUターンの方々も、様々な交流が今盛んに行われておりますので、そういったところも、もっとも役場部局と連携をとりながら進めていければなと思います。

昔、私の子どもが「冒険宝島」というのがあったときにですね、そこにも参加させていただいております。

フォトコンテストとかいうのもあります。

写真家の村上さんとも、今でもずっと交流をとっておりますので、そういう部分での子ども、そして

教職員の部分での活性化というのが図れていたらなと思っております。

ただ、現在、コロナがありますので、そういうコロナのことをしっかりと把握して、そういうのが収まったときに、様々な交流を進めていけたらなと思っております。

最後に、私の仕事の1番大きなものとして、人事異動というのがあります。

教職員の人事異動につきましては、基本として、家族での赴任をお願いし、そして、学校の存続がしっかりとできるように進めていけたらと思います。

日高教育長の後、約3か月ほど、教育長不在というのがありました。

そのときにもやはり、私のほうが県のほうに行きまして、そういう人事のほうの話もさせていただいたところでしたので、そういったところからがまず私のスタートになるのではないかなと考えているところです。

やはり子どもたち、児童生徒、そして教職員、そして最終的には村民の方々の力になれるように、精いっぱい努力をしていきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

以上で話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長(前田功一君)**

提案理由説明及び教育長の所信表明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

今ですね、木戸先生の提案理由、また本人の所信を述べていただきましたが、履歴を見ますと、平成14年から3年間ですね、本村の教育委員会のほうで勤務ということで、本村の内情というのは十分に理解していると思うんですね。

また離島の教育も体験もありまして、十分に離島の教育の在り方というものも承知していると思われれます。

まず聞きたかったのが、十島村に3年間在籍をしておった当時の印象、最初はびっくりだったかもしれないませんが、3年間おって、十島村の学校、そして児童生徒をですね、見たときに感じた印象があれば教えてもらいたいと思います。

**○議長(前田功一君)**

木戸先生どうぞ。

**○教育長(木戸浩君)**

3年間勤務をさせていただいたときに、まずは今言われたように、非常に、鹿児島にこういうところがあつたんだろうかという驚きと、びっくりしたのはもう本当に第1印象でした。

ただそこに入ってみて、様々な子どもたちが生き生きとして、そして先生方もその子どもたちに寄り添いながら教育をされている、「あ、これが教育の原点なんだ。すばらしい！」というのがもう本当に思ったところです。

ただ、何もかもが、先生方が全て答えてくださる、小学校においてはすばらしいと思います。

ところが、中学校で、余りにもそれが過ぎてしまうと、逆に、島から出ていったときに、先生方からの距離感というか、そういうのがあって、なかなか難しいところが出てくるだろうなというふうに感じました。

なので、やはりそこで先生方と一歩距離をとりながらと言ったらおかしいんですけども、自分たちで考えて解決する力だとか、よそに出たときに、自分たちでいろんなことを乗り越えていく、そういう力を身につけさせてあげなければいけないんじゃないかなというふうに感じた次第です。

高校に行って挫折して言ったらおかしいですけど、なかなか難しい状況に追い込まれて、学校を去ってしまう子どもたちも、私がいるときにも何人もおりました。

そういう子の原因が何なのかとか、そういった追跡じゃないですが、その後のこととか、いろんなことを生徒から聞きながら、そしてまた学校教育の中で、それを生かしていければ良いんじゃないかなというふうに感じたところです。以上です。

**○議長(前田功一君)**

5番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

ありがとうございました。

当時ですね、私は、島にいなかったものですから、今日初めてお目にかかるんですけども、17年に帰ったのかな、その間居なかったものですから印象に無いなと思ったら、10年だったですね。

先生ですね、この熱意は十分伝わりました。

また教育長という、特別職という責任がですね、重責な職なんですけれども、うちは山海留学があってですね、今地元の子どもたちが減少になっております。

それも我々住民がですね、何らかの手を打っておけば良かったんですけども、山海留学に頼らなければならないような状態に陥っているんですね。

ですから、来年度もいろんな地域で学級が減ったりとか、そういうことも聞いておりますので、適材適所に留学生の配置、そしてまた教員の配置もですね、地域の現状に合わせて行ってもらえればなと私は考えております。

その点についてお伺いいたします。

**○議長(前田功一君)**

木戸浩君。

**○教育長(木戸浩君)**

もう本当に、十島の場合には子どもがやはり宝です。

そして児童生徒がいないと学校の存続自体が危ぶまれてきますので、そういう部分につきましては、私自身も役場部局としっかりと連携をとりながら、山海留学の子どもたちの受入れとともに、教職員ですね、家族で来ることによって、児童生徒もまた増えてくるんじゃないかなと思いますので、そういったところ、今言われたように、適材適所という形で配置をしながら、各学校が存続していけるように努力していきたいと思っております。

平島で、今井先生が、現役時代のときからも存じ上げておりましたので、そういう寮がたくさんま

だ今後出来ていくというふうにも聞いております。

三島村のような形で、義務教育学校という形をとれることによって、教職員の中学校の免許外の確保という部分でも出来ていくんじゃないかなと思います。

議長の前田さんのほうが、宝島のときに、自分の子どもが3年間、英語の教員がいずに、そして高校入試で非常に不利益を被ったということなどもお聞きしておりますので、そういうことがないように、人事異動の際にはしっかり努力をしていきたいと考えております。以上です。

**○議長(前田功一君)**

ほかに質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

**○2番(岩下正行君)**

はじめまして、小宝島の岩下と申します。

特にその小宝島も山海留学に力を入れております。

それで先ほどから出ておりますように、適材の留学生、要するに、歯が抜けると、そこで教員数も変わってくるということで、適材の留学生の確保、これは非常にね、言うは安し実際は難しい問題で、留学生を確保するだけでも難しいのに、それを適材と言われると、これまた大変なパズルになってしまうと思うんですけど、その辺を踏まえながら、そして小宝島には、幸いに次年度の予定で寮をつくるというお話が、各島随時来ているんですが、盛り上がっております。

ぜひ、その、今井先生の話が出ましたんで言いますけど、寮母というか、寮監の募集というのも、非常に大変な重要な問題になってきていると。

その辺を踏まえてひとつ、よろしくお願ひしたいということでございます。

**○議長(前田功一君)**

木戸浩君。

**○教育長(木戸浩君)**

非常にその切実な思いというのは、よく理解しているつもりであります。

ただ、児童生徒の募集というのは、やはり希望もあつたりとかしますので、先ほどは適材適所と言ったんですが、なかなかそういったところも、しっかりと見極めながらしていかないといけないところだと思います。

寮監につきましても、そちらのほうにつきましては、なかなか教育委員会のみでということでは難しいと思いますので、役場と連携をとりながら、しっかりそういうところの確保にも努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひします。以上です。

**○議長(前田功一君)**

6番、永田和彦君。

**○6番(永田和彦君)**

今回の教育長の人事案件につきまして、1点、まず村長に確認をしたいのが、前任の有村教育長、非常に、6年間ぐらいですか、だったと思うんですけど、一生懸命様々な分野で村の教育行政のために御尽力いただいたというふうに私も思っております。

実際、例えばボゼのユネスコの登録の問題であつたりとか、様々な部分で、特に悪石の住民の方々の評価っていうのは、かなり高かったように、私実際悪石の住民の方とお話をさせていただく中で、そういう声も伺ったんですが、今回任期満了という形の中で交代という、教育長の交代という形になっているわけですが、村長の中で、これまでの6年間の教育行政を見る中において、この部分がやはりどうしてももう少し欲しかったとか、足りなかったっていうものがあつたんだと思うんですね。

それを、より良いものにするために、今回、教育長の刷新という形で提案をされているんだと思うんですけども、そこら辺について具体的にどのような思いの中で、今回、こういう決断に至ったのか、その点を伺いたい。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

前任者には、7年と4月の教育長として勤務してもらいました。

私はこれまで前任者の人事案件を、この場で、この議会の場で、3回ほど提案して、皆さん方からの信任を得て、教育長としての職を進めてきてもらったわけですが、私が先ほど今回の提案理由の中でも説明した8項目ですね、そのことは一貫して変わってないと思います。

当然、年数が変わることによって、日々状況も変わるということは実感する中で、細かい具体的なことはですね、やっぱり個人的な問題も絡みますので、そこは差し控えたいと思います。

ただ言えますことは、任期満了ということで、当然任期というのは、教育長の場合は3年、村長の場合4年、議員の皆様は4年と、この4年の中で仕事をしっかりとしてもらおうということに尽きるだろうと思います。

そういうことを考えまして、今回、7年4月勤務していただきました前教育長には、先ほど議員が言いますように、かなり村の教育行政にも貢献してもらったと思います。

そういうことを踏まえながら、任期で今回は退いてもらったということで尽きるかと思います。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

木戸先生のほうにお伺いしたいんですが、今現在、先ほど先生の所信表明というか、決意表明をしていただいた中でも、触れられておられましたけれども、やはり一人一人、何らかの形で、これは絶対負けないんだというものを、必ず何か一人一つは持っているもんだというふうに、私も思っています。子どもたち。

それを持った上でやはり島立ちするのと、そういったものがない中で島立ちしていくのでは、全然やはり外に出たときの、自分自身に対する自信、そういったもののモチベーションの高さっていうのは違ってくると思うんですね。

それは先ほど具体的に触れられておられた、日高議員のその走り幅跳びの記録、私初めて今回聞きましたけど、すごいなと思いながら伺っていましたが、そういったものをやはり何らかの形

で一人一人の特技、それはもう勉強に限らずスポーツでも、何でも良いと思うんですけど、読んだ本の冊数であろうが何だろうが、そういったもの一つ一つを子どもたちの武器になるもの、そういったものを、島にいる15年間の中で育てていけるような、より良い十島村の教育にしていきたいなと思うところです。

あわせて、先ほど紹介していただきましたけれども、私も17年の2月に、スポーツ少年団の指導員の資格の講習会にも、先生のほうが段どってくださいって、行かせていただいて、それから、それ以前から少し少年団の指導はしていましたけれども、しっかりとした資格を取らせていただいた中で、今日まで続けさせていただいております。

そういった意味では非常に感謝をしておりますけれども、子どもたちの少年団という組織の中での指導の中で、やはりその当時と今現在とやはり子どもたちの様子を見ていても、私なりにも感じるところがありまして、やはり、子どもたち一人一人の学年に応じたその責任感というか、やはり、小学生相手ですけれども、10年前の小学校6年生と、今の小学校6年生と、やはり大分違ってきているよなというのを実際肌身で感じているところが多々あります。

例えば、その当時であれば、小学校6年生、少年団を代表する学年の子どもたちに、「これとこれはさせといてね」という形でお願ひすれば、それなりに何とか練習も回っていましたけれども、今は手取り足取り、「はい、これして、あれして」という形でしないと、なかなかそこも回らないとかいうところもあります。

それは、家庭教育も含めて、10年前と大きく変わってきている部分もあるかと思っておりますけれども、そういった中で一人一人が、15年の中で、親元を離れたときに、ちゃんとした形で、生活が、少なくとも自分の日常生活、朝起きて夜寝るまでのスケジュールの中で、1人でやっていけるというものを育てていかないといけない、そういった部分においては家庭教育、学校教育、絶対ほかの市町村における15年間とは、密度が十島村の場合は絶対的に違うと思います。

そういった部分で、学校教育、社会教育含めて、非常に責任も重大ですし、私たち住民の期待も非常に大きいところです。

是非そういったものも踏まえた上で、よりよい教育行政を中心となって、リーダーとなって進めていただけるようお願いしたいところです。

それともう1点、気にしているところが、最近、実際、親御さんと話をさせてもらう中でも、先ほど触れましたけど日常生活、朝起きて学校に行く、そういった中で、そういった時間等が守れなかったりとか、家庭教育の部分になるんでしょうけれども、提出物の問題であったりとか。

それから私は少年団の中で、ちょっと気になっているのは、最近、子どもたちの言葉遣い、これが非常に荒れているなというのを実感しているところがあります。

それもやはり、家庭の指導もそうですけれども、学校の先生方の指導、そういったものをもう一度見つめ直す必要がある部分があるのかなというふうに感じています。

子どもたちと先生方との距離が近いのは、とても素晴らしい十島村の利点であるとは思いますが、そういった中で、目上の人たちとの付き合い方、もしくは、年下の子どもたちとの接し方、そういったものを含めて、より良いものにしていただけるように、教育行政を進めていただきたいと思います。

ます。

そういったことも含めて、先生の、そこら辺についての決意、改めて伺わせていただければと思うところですが。

○議長(前田功一君)

木戸浩君。

○教育長(木戸浩君)

今言われたこと、本当にごもつともじゃないかなと思います。

私自身も校長そしてその前が教頭、そして教育行政として、いきなり現場で担任をしました。

39人を見るというのは非常に大変なことでした。

日々、睡眠時間を削りながらやっていて、ようやくあつがあつしながらやっていたところですが。

指摘のとおり、子どもたちの言葉遣いとか、いろんなところで、昔とは変わってきているなという現状を感じます。

十島の場合もそこが非常に、永田議員が感じていらっしゃるのとおりじゃないかなというふうに思いますので、そこをきちっと学校としての考え方を示して、そして指導していくのが校長ですので、校長教頭の管理職の指導というのが、もうやはり一番じゃないかなと思います。

校長には学校経営という大きな柱がありますので、そこをしっかりとできるように、私のほうからの指導教育委員からの指導というのが、大切になってくるんじゃないかなと。

そのために私自身のしっかりとした考え方というのがあって、そして先生方のほうにおいていくんじゃないかなと思っております。

先ほど自信を持ってということ、島立ちができるようにということでした。

昨年度から、キャリアパスポートというのがあります。

全国全ての学校で、子どもたちに1年1年を振り返りながらですね、何を自分ができるようになったか、将来の自分はどのような姿でありたいかという、そういったところをしっかりと残して、高校まで引き継ぐものが、そのファイルでできるようになりました。

その一つとして、やはり自信になるもの、さっき言われたようにスポーツばかりではなくて勉強だとか読書だとか絵画だとか、私自身も、十島の子どもたちが書く「若い目」だとか新聞の投稿は、毎日のように切り抜いているところですが。

子どもたちが自信を持って、そして島を離れて、自分のことが自分でできるようにという教育を、校長教頭を通じて、学校教育の中で育て、家庭教育ともしっかりと連携をとりながらやっていければと思っているところです。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います、木戸浩君の退席を求めます。

(木戸浩君、退席)

○議長(前田功一君)

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、同意第5号、十島村教育委員会教育長任命の同意についての件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は7名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、田中秀治君及び4番、日高久志君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(前田功一君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(前田功一君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

投票もれなしと認めます。



投票を終わります。

○議長(前田功一君)

開票を行います。

田中秀治君及び日高久志君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(前田功一君)

開票の結果を報告します。

投票総数7票。

有効投票7票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成7票、反対0票、以上のとおり賛成が多数です。

したがって、日程第7、同意第5号、十島村教育委員会教育長任命の同意についての件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

これよりしばらく休憩いたします。

4時40分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長します。

△日程第8 報告第17号 契約の締結の件  
(小宝島荷役作業用フォークリフト購入)

○議長(前田功一君)

日程第8、報告第17号、契約の締結の件(小宝島荷役作業用フォークリフト購入)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

報告第17号について、ご説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項によりまして、荷役作業用フォークリフトの購入を専決処分により締結しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求めるものです。

議案書の専決処分書をご覧ください。

契約目的は、小宝島荷役作業用フォークリフト購入でございます。

契約方法は、指名競争入札で入札執行し、契約金額9,185,000円で、ロジスネクスト九州株式会社鹿児島支店長・小森秀樹氏を契約の相手方として、令和3年10月18日付けで契約を締結しております。

2の専決処分の理由としまして、更新対象となっているフォークリフトは導入から11年が経過し、老朽化が進んでおり、法定検査、自主検査時の修繕以外にも細かな修繕が発生している状態でありましたことから、関係機関と協議が整った9月に補正予算計上し、入札執行したものでございます。

納期に約5か月を要する物品であり、12月議会での議決では納品されるまでに既存のフォークリフトに新たな修繕が発生する可能性もあり、不要な修繕費負担が発生する恐れがあることも考慮しまして、専決処分しております。

2ページに物品売買契約書の写し、3ページに入札執行結果表の写しを添付しております。

4ページから6ページにつきましては、入札時に業者に提示しました仕様書を添付しております。

以上で説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

**○2番(岩下正行君)**

ありがとうございます。

長年、小宝島が要望していたのがやっと叶いそうです。

それで島に導入する機材のですね、特にこの海辺なんかで使うもので、1番懸念されているのが錆ですよ。

もうぼろぼろになっちゃってどうしようもないというのが、皆さんももう時々見受けられていると思うんですが、ここは一応、その他の付帯で、ジープコートコーティングによる防錆処理というのが、写真の前のページ、6ページですか、書かれているんですが、これって何ていうんですかね、海にも強い処置なのか、ただ陸上だけを考えた防錆処置なのか、そこまでわかつたらまずお聞きしたい。

**○議長(前田功一君)**

土木交通課長、肥後勇喜君。

**○土木交通課長(肥後勇喜君)**

通常、ジープ塗装というのは、塩害対策、防錆を施すための処理で、フレーム等に行う処理で、本村のフォークリフトのみではなくて、他が所管するトラック等については、ジープ塗装を施し

て導入をしている状況でございます。以上です。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

ということは、十島村に合った、塩害に合った特別な塗装ですよというふうに受け取っていいですか。

これ参考までに言いますけど、私の牛小屋で使うボブキャット、3年4年目ですけれども、全部錆びて、塗装が落ちてくるんですよ。

塗装している意味がないというか、塗装の下から落ちてくるという、何だこのバラバラは、という感じでやるんですけど、この塗装、そういうことはないですよ。わかんない？

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

これが完全に保護するものではないですけれども、ただ防錆対応ということで、長時間腐食を防止するものというふうな塗装になっていると認識をしております。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

この提案理由の中でも「導入から11年が経過し」ということなんですが、目処として何年を目処に更新を通常行っているのか。

先ほどの説明の中では、この中でも触れられていますけど、費用の面でも大分嵩んでいるということですけども、そういったことを総合的に勘案して、更新を行うんでしようけれども、基準として、何年を目処に更新を通常行うのか、その点を伺いたい。

あわせて、今回これまで小宝島のフォークリフトは6トン型だったのかなと思うんですが、今回8トン型ということで、大きさ的には他の島のものと同等のサイズになったわけですけども、今回のこの入札結果の入札額というのは、ほかの島のフォークリフトの入札の状況と比較した場合、大体同程度の結果となっているのかどうか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

導入の期間、概ね何年程度というのを決めているわけではございませんけれども、その中でも、今、更新予定というか、検討をしている分も、概ね10年は、10年以上経過したものというような捉え方をしているところでございます。

その中で、車両の修繕の状態であったり、腐食具合だったりとかということで、考えているようなところですよ。

年間の維持費用が概ね50万以上、どこの島もかかっているところでございます。

小宝島については、前年度、今年度はほとんど、若干程度ですけれども、前年度はかなりのお金を投入しているということで、交換をというような対応をしているところでございます。

2番目の各島フォークの導入価格の件ですけれども、資料のほうを持ち合わせておりませんので、別の協議会のときにちょっと報告を、土木交通課所管の協議会のときに説明をさせていただきます。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

フォークリフトに絡んでもう1件は、収納庫ですね。フォークリフトの車庫。

これはもともとは小さかったもので、小さい車庫で、そしてシャッターもついていたんですが、もう、小宝島のフォークリフトの車庫をまず、今、6トン車が入るにも狭い。狭い、そうだね。うん。

屋根もギリギリ、それからシャッターもついてないと。

この建物に関しても、また別の予算で考えてやって欲しい。ぜひ考えてください。

そうでないと、また耐用年数にも響いてくるような、半分むき出しになるようなところに置いているということになりますのでね。

その点もあわせてというか、この機会に要望しておきます。よろしくお願いします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

現場のほうを見させていただいて、検討を進めたいと思います。

今年度中に1度伺う予定がありますので、現場のほう見させていただいて、検討させてください。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、報告第17号、契約の締結の件(小宝島荷役作業用フォークリフト購入)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第8、報告第17号、契約の締結の件(小宝島荷役作業用フォークリフト購入)は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程第9 報告第18号 契約の締結の件  
令和3年度十島村簡易水道事業(小宝島工区)請負変更契約

○議長(前田功一君)

日程第9、報告第18号、契約の締結の件(令和3年度十島村簡易水道事業(小宝島工区)請負変更契約)を議題とします。

それでは、報告18号についての報告を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、説明をいたします。

本案は、令和3年度十島村水道簡易水道事業小宝島工区の請負工事の変更契約になり、契約金額の1割以内でありましたことから専決処分したため、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告をするものでございます。

1ページ専決処分書の処分事項の1をご覧ください。

契約の目的は、ただいま申し上げましたように、令和3年度十島村簡易水道事業(小宝島工区)で、変更請負契約金額は604,000円、変更後の請負契約金額を、187,604,000円としまして、株式会社ウォーターテック西日本支店と令和3年12月3日付けで変更契約を締結しております。

2ページに、変更契約書の写しを添付しております。

工事期間につきましては変更は無く、令和4年3月31日を工事完成期限としています。

3ページに、変更内容の説明資料を添付しております。

工事内容につきましては、城之前港を水源地として設置しております海水淡水化装置の取水口につきまして、取水ポンプの吸い込み口に異物が入り込むことを防止するほか、波の影響によりポンプが動き、配管の破損を防ぐため、取り外し可能なポンプカバーボックスを取り付けるものとなります。

4ページに、ポンプカバーボックスの図面を添付しております。

図を横にご覧ください。

現地の写真を添付できていないんですけれども、この図は海水の取水口状況を示した図で、それぞれの図の左側から見て戴きますと、左下に正面図と側面図と書いた図があるかと思います。

この図は、海水の取水口の状況を示したもので、それぞれの図の上に、ちょっと字が細かいですが、物揚場と書いてありますが、取水口は城之前漁港の小型船物揚場の側面に、現在ステンレス製の枠で水中ポンプを固定しております。

更に、その中に丸印で示した箇所、図の真ん中に丸印で示した箇所に、ポンプへの異物混入を防止するためのカバーを取り付けようとするものでございます。

カバーは、右側に矢印で示していますように、高さ90cm、枠の大きさ25cm角のもので、ポンプを覆う構造となっております。以上で、説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

**○2番(岩下正行君)**

カバーは地元からも要請して、ぜひつけてくださいということも関係していたと思うんですが、実際に、どんな製品でどんな目のカバーがつくんですか。

この説明じゃちょっとわからないです。

**○議長(前田功一君)**

土木交通課長、肥後勇喜君。

**○土木交通課長(肥後勇喜君)**

すいません。右側のほう、今、私が示した右側のほうに、ポンプカバーボックスというの、これはアップ、丸印をアップした形ですけれども、今物揚場に大きな枠がありまして、その中に小さなポンプカバーボックスをしようとしているんですけど、その上ですね、図が、上のほうに四角い図が、上から見た図がありまして、その横に、パンチング詳細と書いているのがあるかと思います。

実際使うのはパンチングメタルというのを使いまして、細長いスリット、切れ目が入ったようなやつです。

長さが5センチ、幅が1センチですね。

1センチぐらいの細長い、切れ目がたくさん入ったものになります。

最初は、網のようなものということだったんですけれども、網のようなものでは円形が大きくなるものですから、どうしてもやっぱりたくさん穴が設けられて、物が入りにくい構造ということで、パンチングメタルのスリットタイプというのを今回採用させていただいています。

丸い穴がいっぱい開いているわけじゃなくて、細い線がたくさん入っている、幅は1センチですけれども、穴の大きさが1センチで、長いのがたくさん入っているというようなイメージで捉えていただければと思います。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

イメージはわきました。

幅1センチというと、この鉛筆のぐらいかな。

これが縦に切れ目が入っていると、こういった意味だと思うんですが、1センチだと広くありませんか。

もうちょっと、要請は最初5ミリぐらいという要請をしていたと思うんです。

うなぎが入るよ。小っちゃいうなぎ、ここ入っていくよ。

その1センチにした根拠が欲しいと。

要望は、もっと5ミリぐらいの目がいっぱいあるようなという要望を最初していて。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

すみません、間違いです。

ごめんなさい、1センチではなくてですね、この詳細の下に6mmと書いているのが。

○2番(岩下正行君)

はい、大丈夫だと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

この今6ミリということですがけれども、これは今回、漂流している軽石等、そういったものの吸い込み対策にもなるのかどうか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

全ての軽石を流入を防ぐことは出来ませんが、この大きさでかなり、私どもが室で漉くってもらったものとか、ちょっと現品は送ってもらっているんですけれども、かなり有効にはなろうかと思えます。

小宝島については、この他に補正予算でも説明をさせていただきますけれども、フェンスを張る予定で、予定をしているところでございます。

二重の対策には十分なと思います。以上です。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

補正予算の中にオイルフェンスというか、何かそういったのも出ていたなというような確認をしていますけれども、このスリットをすり抜けて機械が吸い込んだ場合に、機械自体の大きなダメージになる

前の段階で、機械のほうはストップするなり、そういった安全対策がとられているものなのかどうか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

これをすり抜けていったときに、ろ過機前で1度スクリーンがありまして、そこで取るというようなことを考えているところでございます。

そこで一応、メーカーのほうでは、そこで受け止めて大丈夫だということ言われています。

あわせて、今回さらに、ちょっと不測の事態を考えまして、予備ポンプ等も買う準備を進めているところでございます。

対策は十分とれていると認識しているところでございます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田浩一君)

質疑なしと認めます。

これで、日程第9、報告第18号、契約の締結の件(令和3年度十島村簡易水道事業小宝島工区請負変更契約)を終わります。

#### △日程第10 議案第121号 十島村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部改正の件

○議長(前田功一君)

日程第10、議案第121号、十島村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等に一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案121号、十島村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について説明します。

令和3年9月1日に施行されたデジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)、デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)及び令和3年10月29日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令(令和3年政令第291号)を



踏まえて、関係する3つの条例の語句及び条ずれを改めるものです。

新旧対照表で説明します。

3ページをお開きください。

まず、十島村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例につきましては、題名、並びに第1条及び第7条の中で、「情報通信の技術」と表現していたものを、法律改正により、「情報通信技術」と改めています。

これは7ページになりますが、法律の改廃により、新たな法律の中で定義された、概要の1番の「デジタル社会の定義」に使用されている語句に対応したものでございます。

4ページにお戻りください。

次に、十島村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、法律の条ずれに対応するものです。

次は5ページです。

十島村個人情報保護条例については、第2条第2号で引用する法律を改めています。

これに伴いまして、6ページの第4号においても、同様に引用する法律を改めています。

これは9ページになりますが、概要の個人情報保護制度の見直しの①で、現行の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法、この3本の法律が1本の法律に統合されることに伴う改正です。

2ページにお戻りください。

附則におきましては、9月1日に施行された法律に基づき、第1条と第2条は、公布の日から施行することとし、来年4月1日に施行される法律に基づく第3条は、令和4年4月1日から施行することとしています。以上で説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第10、議案第121号、十島村行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第10、議案第121号、十島村行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第11 議案第122号 十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第11、議案第122号、十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

議案第122号、十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件について御説明いたします。

本議案は、令和4年1月1日より、産科医療補償制度の掛金が1万6000円から1万2000円に引下げられるとともに、補償対象基準等についても見直しが行われることとなったことに伴い、出産一時金の支給総額について42万円を維持するため、所要の改正をするものでございます。

これまで、出産育児一時金の支給総額につきましては、出産一時金、出産育児一時金40万4000円、産科医療補償制度掛金1万6000円を合わせて42万円を支給しておりました。

今回、産科医療補償制度の掛金が1万6000円から1万2000円に4000円引下げられたということで、このままですと、出産育児一時金の支給総額が41万6600円ということになると、41万6000円ですね。

になるということで、42万円を維持することが出来ないということで、今回、出産一時金、出産育児一時金の額を4000円引上げて、40万8000円として、出産育児一時金の支給総額を42万円を維持するというものでございます。

2ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

第6条第1項中40万4000円を、40万8000円に改めまして、出産育児一時金の支給総額を42万円を維持するというものでございます。

この条例は、令和4年1月1日から施行することとさせていただきます。

以上で議案第122号、十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第11、議案第122号、十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第11、議案第122号、十島村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### △日程第12 議案第123号 十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

○議長(前田功一君)

日程第12、議案第123号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

## ○住民課長(竹内照二君)

それでは、議案第123号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について御説明いたします。

本議案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、令和4年4月1日より従来の軽減措置に加え、世帯に未就学児がいる場合において、賦課する子どもにかかる被保険者均等割額を減額するため、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の本文につきましては、議案の1ページから3ページに、4ページからは新旧対照表を添付してございます。

今回の改正内容は、20ページから21ページに、参考資料を添付してございますが、令和3年6月、全世代対応型社会保障改革関連法が成立、公布されまして、国民健康保険被保険者の低所得世帯に対して、均等割平等割の軽減措置が、国民健康保険基盤安定負担金によって、7・5・2割軽減が現在講じられておりますが、その従来の軽減措置に加えまして、子育て世帯の経済的負担の観点から、令和4年4月から子どもの均等割保険料を、国と地方の公費負担により、5割軽減することとなっております。

21ページの概要に記載のとおり、対象者は、全世帯の未就学児が対象となります。

所得制限はございません。

内容につきましては、未就学児に係る均等割額、保険料の5割を公費により軽減するものでございます。

これまで、7割軽減世帯においては、残りの3割の半分を軽減しますので、全体の軽減額としては8.5割軽減となり、村の均等割額1万6500円で試算しますと、4,950円が2,475円に減額されます。

5割軽減世帯においては、残りの5割の半分を軽減いたしますので、全体の軽減額としては、7.5割軽減となりまして、試算しますと、8,250円が4,225円に減額をされます。

2割軽減世帯については、残りの8割の半分を軽減いたしますので、試算いたしますと1万3200円が6,600円に軽減されます。

7・5・2割の軽減がない世帯については、5割軽減となりますので、村の均等割額1万6500円で試算しますと、8,250円に減額されることとなります。

それでは、4ページからの新旧対照表により御説明いたします。

まず本則中の、「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を、「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を、「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を、「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改めております。

次に、第5条の国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額で、第23条の国民健康保険税の減額の第2項としまして、未就学児の均等割額の減額規定を定めたことに

よりまして、第5条中「第23条」を「第23条第1項」に改めております。

5ページをご覧ください。

「納税義務の発生、消滅等に伴う賦課」で、第13条中「同条」を「その減額後」に字句の改正、訂正を行っております。

地方税法第703条の5に、未就学児の均等割額の減額に伴い、第2項が追加されたことから、国民健康保険税の減額の第23条中、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改めております。

8ページをご覧ください。

第2項を、「国民健康保険税の世帯内の未就学児に係る均等割額の減額する額を定める規定」に改めております。

9ページをご覧ください。

同条3項を削除してございます。

10ページをご覧ください。

特定対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例の第23条の2中、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に字句を改め、「次号（及び第3号）において同じ」の次に「及び」を加えております。

11ページをご覧ください。

未就学児の均等割額の減額に伴う地方税法第703条の5第2項及び国民健康保険税条例第23条第2項の追加により、「附則第2項中第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改めております。

また、11ページから19ページまでの附則第3項、第4項及び第6項から第15項までの規定中、「第23条」を「第23条第1項」に改めております。

附則第6項以降の改正につきましては、以前の法改正によるもので、漏れがありましたことから、今回の法改正と同時に行っております。

附則第6項中、「株式会社等」を「一般株式会社等」に字句を改め、「第35条の2第6項」を、「第35条の2第5項」に改めております。

13ページをご覧ください。

附則第7項については、平成27年に改正されたものでございまして、株式等に係る譲渡所得、配当に伴う課税の特例により、附則第7項と8項をまとめ、新たに附則第7項として、13ページに記載のとおり全文を改めております。

14ページから19ページにつきましては、附則第8項を削除したことにより、「附則第9項」を「附則第8項」とし、附則第10項から附則第17項までを1項ずつ繰上げております。

施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行いたしまして、ただし、第5条第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定並びに、附則第2項から第4項まで及び第6項から第15項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行することとしております。

適用区分として、この条例による改正後の十島村健康保険税条例の規定は、令和4年度以

降の年度分の国民健康保険税について適用しまして、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従来の例によるとしております。

以上で、議案第123号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第12、議案第123号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第12、議案第123号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

## △日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時にお集まりください。

## △散会

### ○議長(前田功一君)

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。





1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	木 戸	浩	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 書 記	片 平	翔 太	君
-----------	-----	-----	---

12月21日（火）

### △開議

#### ○議長（前田功一君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染者を対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また傍聴者においても、入場の際はマスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

### △日程報告

#### ○議長（前田功一君）

本日の日程は、御手元に配付しております議事日程のとおりであります。

#### △日程第1 議案第124号 十島村過疎地域持続的発展計画策定の件

#### ○議長（前田功一君）

日程第1、議案第124号、十島村過疎地域持続的発展計画策定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

#### ○総務課長（村山勝洋君）

議案第124号、十島村過疎地域持続的発展計画の策定の件について説明します。

令和3年3月末をもって、「過疎地域自立促進特別措置法」が期限を迎え、令和3年4月に、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が新たに施行されたことに伴い、同法8条に基づき、本村の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、十島村過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

資料の説明をします。

議案書をめくっていただきますと、表紙となります。

今回の特別措置法は、令和13年3月31日までの10年間となっていますが、同法第7条の規定

による、鹿児島県の過疎地域持続的発展方針に基づき、5年間の計画となっています。

次ページ以降、目次から88ページまでが計画案となります。

計画は後で少し説明しますが、90ページをお開きください。

計画の概要を説明します。

2の目的・内容について説明します。

法第8条において、市町村は、県の持続的発展方針に基づき、市町村計画を定めることが規定されていることから、鹿児島県が令和3年8月に策定した「鹿児島県過疎地域持続的発展方針」を踏まえ、地域の持続的発展に関する事項、移住・定住等の促進や人材の育成に関する事項、産業の振興及び観光の開発に関する事項、交通施設の整備や交通手段の確保に関する事項、集落の整備に関する事項などを定めています。

次に3番の過疎計画の構成につきましては、法律に基づく基本的な事項として、これまで、「自立促進」と表現していたものを、「持続的発展」といいかえられ、(1)から(8)の項目を記載しなければならないこととなっております。

この内、(5)の地域の持続的発展のための基本目標、(6)の計画の達成状況の評価に関する事項、(8)の公共施設等総合管理計画との整合は、今回の法律から新たに記載しなければならない事項として加えられています。

91ページになりますが、分野ごとの計画項目について、12項目を掲げております。

この内、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、4の地域における情報化、12の再生可能エネルギーの利用の促進は、今回の計画から、新たに追加した項目となります。

大きな4番、過疎計画策定の考え方では、分野ごとの計画について、それぞれ「現況と問題点」、「その対策」、「計画」、「公共施設等総合管理計画等との整合」について記載していることを示しています。

計画全般において、総合振興計画及び前回の計画との整合を図りつつ住民基本台帳人口「700人」を目標に、実効性のある計画とする、こととしています。

92ページをお開きください。

計画掲載事業については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の目的である「人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与する」と考えられる事業を幅広く掲載することとしました。

特に、普通交付税で村債の7割が措置される過疎対策事業債を活用する事業は、計画に記載されている必要があります。

6の掲載事業の取扱いについて、過疎計画は、過疎債を含め、国の支援を受けない事業についても、法の目的に沿っていると考えられる事業で、実施する可能性のあるものは全て掲載する必要があることから、あらかじめ想定される事業は、幅広く掲載していますことから、地域振興計画と同様、事業の実施及び計画の見直しについては、その都度判断する必要がありますので、計画しても出来ない事業も出てきます。

93ページは、法律に基づき、鹿児島県と協議した結果通知です。

次に、内容について、若干、主な概要を説明します。

14ページをお開きください。

5番、地域の持続的発展のための基本目標では、令和7年で住民基本台帳人口700人を目標としています。

6番、計画の達成状況の評価に関する事項では、「達成状況は、毎年度、実施した事業のうち、過疎対策事業債を充てた事業について、所管課において評価し、議会に報告する」とこととしております。

次に15ページの公共施設等総合管理計画との整合では、同計画の主旨を踏まえ、適正に実施することとしています。

16ページから始まる「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」では、新たにオンライン対応や「おためし地域おこし協力隊」、「地域おこし協力隊インターン」制度に触れるなど、地域間交流や、担い手となる人材育成、働く場所や関係人口の創出を掲げています。

すみません、走り走りになります。

21ページから始める「産業の振興」では、これまでの振興施策に加え、情報通信技術を活用したスマート農業や友好島民制度の更なる活用、情報発信への取組を拡充します。

ここからずっと続きます。

44ページからの「交通施設の整備、交通手段の確保」になります。

道路や港湾等の整備、充実を図りつつ、定期航路の週3便化の実現を目指します。

52ページをお開きください。

「生活環境の整備」では、安心、安全な簡易水道、ごみ処理、消防防災の更なる充実、環境整備に取り組みます。

59ページからの「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」では、子育て環境の体制整備、高齢者や障害者の保健・福祉、住民の健康づくりの充実を図ります。

71ページです。

71ページからの「医療の確保」では、遠隔医療システムの充実、拡充を図り、更なる医療サービスの提供を目指します。

73ページからは「教育の振興」になります。

テレビ会議システムやタブレットの活用、ALTの安定確保、山海留学生の確保、及び校舎の安全確保に取り組みつつ、社会教育に積極的に取り組みます。

以降、「集落の整備」で、住宅環境や定住促進、及び地籍調査のほか、「地域文化の振興等」、「再生可能エネルギーの利用促進」を掲げ、「その他の施策」では、庁舎移転の検討に触れているほか、自治・コミュニティを掲げています。以上で、説明を終わります。

#### ○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

ただいま総務課長の説明の中で、ちょっと漏れがありますので、また3月かもしくは6月ぐらいに、この計画の一部を見直すことになるんじゃないかと思います。

先ほどの計画書案の44ページ、交通施設の整備、交通手段の確保というところの欄の中で、項目の中で、後ほど一般会計の補正の中でも出てくるわけなんですけれども、諏訪之瀬島の飛行場の活用ということで、今回、補正予算で約1億5000万程度、待合所の整備を進めておりますので、今、大阪航空局との調整も整っておりますので、航空会社のほうも、ほぼ試験フライトも終わっていますので、その項目をこの第5章の中に追加するというのが今後想定されると思います。

したがって、3月もしくは6月等での、この字句の挿入というものが出てくるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

この議案は、令和7年度まで5年間の計画案となっていますけど、この中にあるのは全て、本当に今十島村が実行していかなければならない、本当に重要な課題だと思います。

そうしていかないと、本当に十島村は消滅してしまいます。

この中で、本村の1番の重要課題は、定住促進と産業振興ではないでしょうか。

この計画にある事項を確実に実行するようにお願いします。

それと、産業振興については、生産物の加工、販路拡大を住民との話し合いをやって、十島村で採れた作物が全て換金できるような体制を早急に整えてほしいと思います。

または、昨日も取上げた切石港の港湾の問題、安定した安心安全な航路の確保をお願いします。以上です。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

今回のこの過疎計画につきましては、議会のほうも承知のとおり、これは総論での計画になるわけですね。

そうしますと、今後村としまして実施計画を立ち上げます。

今この新過疎計画につきましては、これまで村が全10年間で計画したものを、概ね踏襲をしたと。

そして、新しく計画として、先ほど総務課長が説明する内容のものをここに挿入したと。

そして、村のほうの総合振興計画、これが村の基本的な振興計画の柱ですので、これとの整合性ということで、取り組んできているわけです。

したがって、当然今議員が言われますように、この総合振興計画並びに今回の新しい過疎計画というものは、村の屋台骨になりますので、これを目標にした形で取り組むというのはいま基本

中の基本だと理解します。

問題になるのは、実施計画、そして財源の問題、村の自主財源というものは、0.07から0.06ということで、県下で一番低い団体の一つになるわけです。

あとは何でカバーするかというのは、国からの補助金、そして県からの補助金、そして借金ですね、起債ですね、これで賄うという形でこれまで財政のほうをしているわけなんですけど、今後においてもその方向は変わらないだろうと思います。

当然、毎年度村は、議会からの意見、提言、そして住民からの意見を踏まえた形で、当該年度の予算並びに次年度の計画を立てて進めるということになるわけですので、つまりそこで、国からの補助、県からの補助というものが、ある程度目に見えた形で、補助の金額が確保されないことには、この実施計画そのものがなかなか実行出来ないという形にもなるということでそこを理解してほしいと思うんですね。

これは過去の村の村行政を進めてきている中で、これ延々と同じようなことを繰り返してきておりますので、今の村の財政状況を判断した場合は、今後においても、そのような状況というのは変わらないだろうと思います。

いずれにしても、ここに計画として立ち上げた以上、村として、行政として、しっかりと実施計画を反映して、実行できるものを、その当該年度あるいは次年度、あるいは3年後の事業実施という方向で取り組んでいくという方向は変わりはないだろうと思います。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

確かに、うちの自主財源っていうのは少ないです。

県や国からの補助金がなければ、進められて行かれないと思います。

やっぱり、県や国にうちの実情を訴えて、補助金がもらえるように頑張ってください。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

この過疎計画につきましては、皆さんも御承知かと思えますけれども、人口が5年前、あるいは10年前にどの位置からどう変わったかということによって、過疎計画の対象地域になるかというのが、この法律の中で明記されているわけなんです。

一昨年だったでしょうか、昨年だったでしょうか、議会のほうも、新過疎計画に対しての意見書を県選出の議員に出してくれたかと思うんですね。

このときも、十島村は人口が増えたということで、外れる団体の一つになったんですね。

議員からも、各県選出の国会議員、また鹿児島県知事も、強く働きかけをした関係で、このたびはその増えたんだけれども、「十島村が過疎地域じゃなくて、どこが過疎地域になるのか」という、強い調子で、強い文言で、県選出の国会議員の先生方も働きかけた結果が、我々のところは過疎地域に指定になった状態なんです。

つまり、人口が増えてしまうとですね、今の法律の中だと、過疎地域から指定から外されるという矛盾のものもあるわけなんですよ。

大島の大島地域のある自治体も、今回の、去年の国勢調査でも人口が増えているんです。

そこは、今その経過措置として、過疎計画地域の中に入っていますけれども、次はひょっとしたら外れる可能性もあるかもしれないです。

そういうことを考えた場合には、この過疎計画そのものが、本当に過疎地域で苦しんでいる地域のことを示しているかということもですね、大きな課題として、今回は積み残されたのかなという気がします。

ただ、過疎地域から解除されてしまうと、今その村のほうは、仮に、資金を調達する場合に、その資金の約7割はその交付税で入ってくるわけなんですよ。

そういうものがなくなるというようなこともありますので、急激な人口増というのは、むしろこういうものの法律の中から排除されるということもあるのかなと思って、今回の過疎計画地域の中には、指定されたことに対しては安堵しているというのものもあるかと思います。

**○議長(前田功一君)**

ほかに質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

今回のこの計画案なんですよけれども、細部に渡っての計画があがっているわけですが、まず本村の課題というのは、やはり人口対策だと思いますね。

人口対策ですが、人口の増加をはかるには、いろんなこの関連が私はあると思います。

雇用がまず第一、それに、医療、福祉、交通、全てが絡んで、人口対策は図らなければやれないと思っております。

そしてそのもう人口対策はあげて久しいわけですよけれども、やはり一進一退を繰り返しているという現状の中においてですね、そういう問題点を、まずいろんな雇用、医療、交通、分野にわけて、人口対策もやるべきでないかと思います。

今後も地域と一体になってですね、そういう人口対策の、理想の人口対策ができるような対策を、住民と一体となって推進を図っていただきたいと私は考えております。

それともう1点、交通アクセスの問題ですね。先ほど村長のほうからもありました。

諏訪之瀬の飛行場の増設ということで、大変良いことだと思います。

本村は、種子屋久と奄美の中間にあつてですね、世界遺産のですね、地域の間の中で、埋没が、もう何年後に埋没するような感じがするんですよ、私は。

ですから、そのためには、奄美、種子屋久との交通アクセスも大事かなと私はもう日頃から思っております。

奄美のほうとはですね、交通のアクセスが出来ておりますが、種子屋久との交通のアクセスが未だ出来ていません。

本村が特異なこの形態で、南北に長い地域でありますので、北部のほうのですね、平島、中之

島、口之島という地域は、種子屋久とのアクセスが一番良いわけであります。

そういう観点から、観光の推進をするにもですね、やはり、そういう何らかの、そういう協議も大事かなと私は思っております。

いつまでもこのような船一本ですね、航路を維持するのもいかがかなと思いますが、何せ国の補助ですね、定期船は運航を行っているわけで、民間も取り入れた、そういうアクセスができればいいかなと私は思います。

もう1点ですね、今、教育問題で、山海留学、これがもう長年継続しておりますけれども、こういう状況に陥った村の状況ですね、現状は、人口減少の中で、現状においてはですね、頼らなければならない現状なんです、こういう問題が永遠と続くというのも、私はいかがかなと思っております。

そのためには、若い世代がですね、IUターンを図ってもらって、そして子どもが多く産まれるような環境の整備も大事かなと思っております。

そのためには、先ほど申しました交通、医療、福祉等ですね、整備は喫緊でありますので、そういう関連もあわせて山海留学の在り方についても、検討を図るべきだと私は考えます。

もう1点です。

再三申し上げておりますが、本村においては、県道、道路ですね、県道も、未だ一路線もありません。

こういう状況の中で、やはり村が道路の維持管理費も全てを負っているわけなんですけれども、うちの航路はですね、十島の航路は、国道だと私は思っておりますので、島内のその道路に関してもですね、県道に昇格ができればというような考えですが、そういう地元との地権者との協議も備えて、そういう道路の整備等ですね、県道に指定ができればということを考えておりますので、その点につきましてお伺いいたします。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

この計画書案の14ページを見ていただきますと、議員が言われます人口問題ですね。

その自治体、その島が生き残るには、やっぱり基本中の基本というのはやっぱり、人がそこにどれだけ住んでいるかということに尽きるだろうと思います。

ただ、人を呼ぶだけでは、なかなか人が定着しない。

そこで雇用というものはもう当然、「人口と雇用」というのはもう一体的にあるべきだと思うんですね。

今回の一般質問で出ている、田中議員からもありました、つまり産業の育成ですね。

こういうものを村として掲げてきている中で、なかなか頭打ち状態にあるという状況であるのが今の現状じゃないかと思えます。

この14ページを見ていただきますと、平成22年から令和2年の中で、約この10年間で、村は人口が増えたのは事実です。

ところが最近頭打ち状態で減少してきているんですね。



特に生産年齢世代、15歳以上から64歳の層が、急激に減ってきている感じがあるんです。

その人口が増えている、カバーしているのは、どこでカバーしているかというのは、山海留学生、あるいは少子化が14歳以下の子供たちが増えてきたというので、その人口のほうは、ある程度つつまが合うような形になってきているんですけども、現実的には、生産年齢世代が減っているということで、地域力がかなり落ち込んでいると、そういう状況にあるのが実態じゃないかという気がします。

つまり、村としても、今まで人口対策をこういう計画のもとで受入れていくんだという、その考え方は崩すべきじゃないと思うんですね。

あとはその地域に入ってきた新しい住民、新住民をいかに地域が受入れて、長く定着させるかということも、今後の課題じゃないかという気がします。

それから、今の国内人口、特に県内への人口でも、この5年間で県民人口が約6万人減っているわけです。

年間にしますと、1万人を超えるぐらいの毎年人口が減ってきていると。

まして、過疎地域である、離島地域である十島村で人口を維持するというのは、かなりの労力、あるいはその財源というものが伴うことになるだろうと思うんです。

そのことを踏まえて、今回の計画の中では、平成7年のこの計画期間中の末、末年度には、人口を700人規模に、計画を目標を立てるんだということでの今回掲げているところです。

それに伴って、雇用対策、つまり産業対策という形のものも一体的に考えていくべきだろうと思います。

それから、村の場合は、医療福祉面でなかなか、他の地域よりも、当然、厳しい環境にあるということ考えた場合に、この人口対策にここを支える、つまり福祉、医療を支える人材の確保というものも、産業での確保とあわせて、ここにもう少し村として、制度を拡充していくと言わなければならないかという気がします。

それから定住人口が余り望めない、この今日の国内事情の中においては、例えば今言われるテレワーク移住、それからワーケーションというような、その関係人口を創出するのが、今後大きな課題になってくるんじゃないかと思います。

以前は、その関係人口、つまり一時的に島に来て、またさつと帰っていくと、そういうものは、住民感情として受け入れられないというような感覚があったわけなんですけれども、でもそれを、今後は積極的に進めていかないと、定住人口には繋がらないということがもう国内でも、国内の過疎地域でも、相当取組みを進めてきていますので、このICTが、来年春には、十島村もほぼ全島で完備されますから、こういうものを生かしながら、関係人口の創出を図るということも今後の大きな課題になっていくんじゃないかと思います。

それがつまり地域の活性化、場合によっては、定住のほうに繋がるというような形にも繋がるんじゃないかという気がします。

それから航空路の開設ということで、今、ハード予算を補正予算で計上して、順当に進めていけば来年の夏時期から秋頃にかけて、施設が管理されるだろうと思います。

そうしますと、そこに航空路の開設、つまり、溝辺からの開設だけじゃなくて、議員が言われる、屋久島あるいは種子島、あるいは三島村、そして奄美大島との繋がりも可能性が出てくるだろうと思うんです。

それで、ただ単に諏訪之瀬島の飛行場だけで、諏訪之瀬島の島民だけということであれば、もう一過性に終わってしまう可能性がありますので、諏訪之瀬島から、あとの6島の島に、例えば村の高速船をななしま、これを生かした形で、観光客の受入れをほかの島にもどういうふうに展開させるかということにつきましては、ちょっと検討を進めながらですね、方向性はそういうふうを持っていくべきじゃないかという気がします。

そうしますと、例えば屋久島に来た方が、航空路で諏訪之瀬島に入りました。諏訪之瀬から、トカラを周遊して奄美大島に抜けるということになれば、世界自然遺産地域の両地区とですね、その十島村との観光の在り方というものが、また新しい展望が出てくるんじゃないかという気がしているところです。

そういうことも含めながら、また、議会とも調整した上でですね、あと住民にも説明しながら進めていけることを、計画の中では立てるべきだろうと思っています。

それからもう一つ、3点目のほうの、山海留学生のほうはですね、増えてきているんですね。

今の少子化の現状の中で、山海留学生に頼らないと、村の学校の存続というのは、かなり厳しい状況にあるんです。

今年度につきましては、40名、41名現状ではですね、今、留學生が来ているわけですね。

村は、今のこの留學生はまだまだ増やそうということで、今年度、悪石島に寄宿舎の整備をしました。

来年度では、計画上の中では、小宝島。

それで、国には、もう1か所、口之島のほうもできないだろうかということで、概算要望では一応相談をかけています。

ただこれは、今回の補正予算の中にのるかどうかというのは、まだ決定はきておりませんが、いづれにしても、全7島に寄宿舎のほうを整備をして、留學生の受入れを今よりもさらに増やしていくというようなことで、その学校の存続を図ることによって、進めていくべきじゃないかと考えます。

それから4点目のほうの、県道の問題ですね。

確かに、これまでも議員が、議会の場の中で、県道がないのは本村だけというのはこれ間違いなくその事実ですね。

村のほうも県道を、県のほうに話を進める中で、できることはできるらしいと。県道のほうは。

そうした場合に、村の今の村道から県道というその名が変わるだけになる可能性もありますよと。

ただ、地方交付税、普通交付税ですけれども、それから譲与税関係ですね、道路譲与関係、これは、村道の延長によって交付金が入ってくるわけなんです。

で、仮に村が県道に昇格させた場合は、村道のほうの延長が減った場合には、交付税が減りますよという理屈になってしまうんです。

で、計算させてみたら、確かに減ってしまうんです。

村は1円でも普通交付税が欲しいという状況を抱えていますから、ただ名前だけが村道から県道に変わって、村に貴重な普通交付税が減ってしまったときには、本末転倒だという判断の中で、そこはちょっと待ってほしいということで、担当課のほうで止めさせています。

そういう実態もあるということは承知の中で持ってほしいと思います。

それでも議会のほうから、いや、県道がないから、県道は設けるべきだ、設定すべきだよというのがあれば、そこはまた考えますけれども、今の状況からすると、村にとってはメリットがないというような状態です。

**○議長(前田功一君)**

5番、日高助廣君。

**○5番(日高助廣君)**

県道の問題ですよ。

うちの各島においてですね、道路交通法というのは適用はされていませんよね。

県道に昇格をすることで、標識が立ち、そういう道路交通法の対象になるんじゃないですか。

それで、何かこう、車社会になってですね、道路交通法の適用は出来ない、私たちは免許の更新の折に、「交通安全協会に入ってください」と言われますよ。

言われますけど、「十島村にはメリットは何もありませんから、だから私は入りませんよ」ということは、再三私は申し上げております。

そういうお金の問題じゃなくて、社会のこの秩序といいますかね、そういう、道路交通法のない地域であっていいのかなというのが、私の中にはあるわけで、そういう環境の整備も私は大事なかなと思っております。

**○議長(前田功一君)**

村長、肥後正司君。

**○村長(肥後正司君)**

そうしますと議員は、交通安全協会、あるいはその道路交通法の適用がされないから、県道はあるべきだという考え方ですか。

そうしたときに、先ほど私が説明のとおり、村の貴重な普通交付税、財源の問題はどうしようと考えますか。

そこをしっかりと見極めてほしいんですね。

先ほどのとおり、村の場合は、自主財源比率、これ1に近いほど財源力が強いんですけども、十島村の場合は0.07なんです。あるいは年度によっては0.06なんです。

こういう団体が、その財源がない中で、普通交付税を幾らかでも、1円でも確保したいということで、再三、県のほうに、県知事のほうにも、交付税の在り方が十島村の厳しい財源地域には、出してほしいということで、再三要望をかけている中で、県の担当元である市町村課のほうで、「県道にしてしまうと、普通交付税が減るんですよ」という話も出てきているわけです。

その答えがわかっている中で、そこでも、進めるということであれば、ちょっと矛盾するんじゃないかっ

て気がするんですね。

確かに県道というものは、実際にあってしかるべきなんでしょうけれども、ただ、十島村の置かれた状況というのは、やっぱり財源が欲しいわけです。

そういうことが最終的には判断の材料になるんじゃないかと思います。

先ほど言いましたように、それでもまた県道というものはあるべきだということであれば、今の村道を減らして、県道に昇格させるという方向になるかと思うんですね。

そこはよくよく判断したほうが良いんじゃないかという気がします。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

そういう交付税との関連という中身につきまして、私も勉強していませんのでわかりませんが、やはり県道になった場合には、県費で整備もするのが、私は当然だと思うんですけど。

県道でもやっていますよね。維持管理は。やっていますよね。

それとその道路交通法が適用されない。日本であってですよ。

これはもう、私はいかがかなと思うんだけど。

これだけ車が多くなって、一旦、事故でもあった場合には、どうするんですか。

そういう交付金等のこういうあれは私は別問題だと思うんだけどね。

そういう道路の交通関係の標識であるとか、そういうものをですね。

信号機もない。標識もない。生活道路に標識もないでしょ。

これでやって、永遠とこのままでいっても、本当に大丈夫かなと私は思うんですけども、そういう交付金との兼ね合いも、何とかこう、政治力で解消はできるんじゃないですか。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

最初からですね、県のほうが、県の財源で道路をつくっていくということであれば、それは県道としてなり得るんでしょう。

ところが、今の集落内を見て、七つの島を見てもですね、道路はもうこれ以上つくるところはないんです。

県が改めて申請する道路というのはですね。

今考えられるのは、今の村道を県道のほうに昇格させるという選択しか残っていないんです。

そうするとさっき言ったような形のものしか、結果的には、財源の問題ということに行き着くわけです。

それから、交通事故の、先ほど議員が言われましたけれども、道路交通法が適用されないから、交通事故の云々という問題は別問題だと思います。

当然、村道であっても農道であっても林道であっても、交通事故を起こせば当然加害者被害者の中で、その費用の問題というのも当然発生するだろうということは変わりはないだろうと思うん

ですね。

それで、今何ら不都合は、村民にとっては感じていないんじゃないかって気がするんです。

安全協会費の問題が、先ほど議員が言われますけれども、安全協会費っていうのは、鹿児島市内に生活している人たちも、あれは任意の加入ですから、自分が入らないといえば、そこで終わりなんです。

離島地域だから、必ず、そういう県道とか国道がないから払わないという理屈じゃないんです。

そこに住んでいる地域の住民が、いや自分はその必要性がないということで、あそこの窓口で払わない選択、あるいは払う選択することでやっているわけですから、何らそこの繋がりは全くないだろうという気がします。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

これよりしばらく休憩いたします。

協議会に移します。

## 協議会

○議長(前田功一君)

休憩前に会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、議案第124号、十島村過疎地域持続的発展計画策定の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第1、議案第124号、十島村過疎地域持続的発展計画策定の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第2 議案第125号 令和3年度十島村一般会計補正予算(第5号)

○議長(前田功一君)

日程第2、議案第125号、令和3年度十島村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

議案第125号、一般会計補正予算(第5号)について説明します。

本件は、主に国の補正予算に伴う、新型コロナウイルス感染症対策関連で、子育て世帯及び住民税非課税世帯への臨時特別給付金を追加しているほか、交付が見込まれる地方創生臨時交付金や、2次補正も含めて、採択が見込まれる事業を追加しています。

加えて、防衛省の再編関連訓練移転等交付金を財源とする事業や、漂着軽石対策及び燃料流通対策を追加しています。

国の補正の関係につきましては、このほか交付税等諸々あると聞いております。

ただその内容について、まだ情報がない状況でございます。

その件につきましては、3月補正ないし、急ぐものについては、先決で対応していくのかなと考えております。

まず議案第1条をご覧ください。

補正の額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3974万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億2356万5000円としています。

第2条では地方債を補正しています。

捲って1ページから3ページが第1表、4ページをお開きください。

地方債の補正になります。

臨時財政対策債を除く地方債で増減があり、計1億3358万4000円を追加して、借入れ限度額の合計を6億7519万9000円としています。

5ページから6ページは事項別明細です。

7ページをお開きください。

まず、歳入から主なものについて説明します。

地方交付税では、財源の調整で、普通交付税6029万7000円を追加し、決定額との差額分

1935万4000円を留保財源としています。

特別交付税では、漂着軽石対策及び燃料輸送費支援の特別交付税措置を見込んで、309万1000円を追加しています。

国庫支出金、国庫負担金の衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、2回目接種までの決定額で265万8000円を追加しています。

災害復旧費国庫負担金の農林水産施設災害復旧費国庫負担金では、概算で計上していた林道口之島線の災害復旧工事で、査定決定額に合わせて1138万7000円を減額しています。

公共土木施設災害復旧費国庫負担金では、1月に査定を受検する予定の中之島南回り線災害復旧で、概算で2800万円を追加し、過年度道路災害復旧費国庫負担金では、中之島御岳線、南回り線の災害復旧に関わる補助率確定に伴い、当初計上額との差額2686万5000円を追加しています。

国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金では、国の令和3年度第一次補正で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んで2776万円を追加し、昨年、臥蛇島を拠点に行われた日米合同訓練に基づく、防衛省の再編関連訓練移転等交付金2432万3000円を追加しています。

民生費国庫補助金の臨時特別給付金では、国の令和3年度第一次補正で行われる子育て世帯への臨時特別給付金事業で1652万5000円を追加し、住民税非課税世帯等臨時特別給付金では、国の同補正で行われる給付金事業で1600万円を追加しています。

衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業交付金は、3回目の接種に要する事業費財源として1045万9000円を追加しています。

土木費国庫補助金では、国への補正予算要望額の全額採択を見込んで、道路橋梁費補助金で6300万円、港湾建設費国庫補助金で4900万円を追加しています。

消防費国庫補助金では、土木費同様国への補正予算要望額の採択を見込んで、離島活性化交付金7599万3000円を追加しています。

県支出金、県補助金の衛生費県補助金では、漂着軽石対策で追加した海岸漂着物地域対策推進事業の財源として395万8000円を追加しています。

9ページをお開きください。

農林水産事業費県補助金では、危険木伐採事業が特定離島ふるさとおこし推進事業で採択されたことから、地域振興事業の活用を取りやめ、150万円を減額しています。

商工費県補助金では、観光費県補助金で、口之島の移住交流施設で、設計見直しに伴う増額が認められることを見込み、追加要望分478万4000円を追加し、商工費県補助金では、追加要望で、宝島の大型洗濯設備の更改が採択されることを見込み、147万8000円を追加しています。

10ページの村債は、各事業の事業費及び財源の調整で1億3598万4000円を追加して、補正後の予算額を6億7519万9000円としています。

11ページをお開きください。

次に歳出の主なものを説明します。

総務費の総務管理費、一般管理費の下から3行目、新型コロナウイルス感染症対策支援事業では、負担金補助及び交付金で、事業者支援交付金として、これまでの執行残350万円に、今後の交付見込額を追加して2926万円を追加しています。

見込みを上回る額が交付されましたときに想定している積算内訳を説明します。

農畜産支援の子牛出荷支援で、6月から9月に出荷した子牛1頭につき1万5000円を給付するもので237万円、農業支援で、6月から9月に村の推奨作物を出荷した方、農業ボランティア受入れ農家への支援とし68万円、水産支援の遊漁船で受入れ自粛している遊漁船業者に46万5000円を給付するもので511万5000円、鮮魚出荷支援で、漁獲量に応じて6万円から32万円を給付するもので174万円、法人事業者への支援で、共同売店等で売上げ及び収益が減少している口之島、悪石島、宝島の売店及び山口生産への支援で、各45万円を給付するもので180万円、加工品販売などの事業主支援で、収益の減少に対する支援として6万円から12万円を給付するもので36万円、NPO支援として収益が減少しているNPO法人トカインターフェイスに25万円、商工観光支援のダイビングサービス自粛で、自粛している村内の事業者に23万円から48万5000円を給付するもので94万5000円、民宿経営で自粛期間を延長している民宿への協力金33万円から45万円を給付するもので1140万円、売上げの落ち込んだ村航路に代理店に合わせ150万円の給付を見込むほか、新生児特別給付金として、既に1回目の交付済みの分の追加で10万円、未交付の新生児に20万円を給付するもので310万円を見込んでいます。

今回の交付額はまだ国から示されていないので、交付額が予算額を下回った場合は、寄附額を減額調整する必要があります。

次に、昨年の日米合同訓練に基づく再編関連訓練移転等交付金事業では、緊急時の備蓄食料及び生理用品等を購入する消耗品で397万1000円、福祉施設の非常用発電機の整備工事費で715万9000円。

備蓄用倉庫及び児童生徒用タブレットの不足分30台分の備品購入費で554万4000円。

村内診療所で受診した住民の医療費助成分で764万9000円の合計2432万3000円を追加しています。

うち村内診療所での医療費個人負担金は、年額700万程度と試算しています。

想定では、個人負担分の3割程度を助成することとし、三、四年継続する予定で、準備が整い次第施行し、執行状況を見つつ、来年度以降基金に積立てた上で執行するため、次回定例会の補正において基金条例を含め、お願いする予定でございます。

次に、財産管理費の財産一般経費では、宝島集落内の宅地の購入費として、家屋を含め141万7000円を追加しています。

最下段のデジタル化事業は13ページになりますが、パソコン購入に伴う設計委託について、執行残に加え、一部業務を職員で対応したことから296万8000円を減額し、RPAの導入については、鹿児島県町村会で導入を検証するための共同事業が開始されたことから、単独での導入を一時見合せ、再度、樹木の剪定を見極めることとしたため319万円を減額。



スマホ教室については、事業者であるドコモが自社負担出来ない費用について、活用できる県の事業が開始されたことから35万2000円を減額しています。

ブロードバンド施設管理費では、切替えに伴い発生する通信運搬費で161万1000円。

光フレッツへの切替えに伴う、既存のネットワークの仕組みの構築に、工事費330万円を追加しています。

企画費の旅費等では、主にコロナ禍で出張を中止したものに伴う執行残の調整です。

トカラ列島十島村日本復帰及び村制施行70周年記念事業では、参列者の選定、会場の廃止等ほぼ確定したことにより、最終の調整として163万3000円を追加しています。

15ページをお開きください。

総務費調整費の賦課徴収費では、償還金利子及び割引料で、過年度還付金として、個人住民税7名、固定資産税1法人、軽自動車税2名、法人税1法人の過納があることが判明しましたので、還付加算金を含めて54万9000円を追加しています。

16ページの民生費、社会福祉費の社会福祉総務費、地域福祉計画策定委員会経費では、本年度の会議を見送ることとし、事業費全額45万7000円を減額しています。

住民医療費助成事業は予算不足により、財源となっている基金利子収入見込額の範囲内で53万円を追加しています。

鍼灸施術事業費では、今年度の実施を見送ることとし、事業費全額の246万5000円を減額しています。

18ページをお開きください。

国の令和3年度第一次補正に基づく子育て世帯への臨時特別給付金事業では、18歳以下の子育て世帯に、子供1人につき現金10万円を年内に給付する計画で進めているもので、対象者165名分の交付金1650万円のほか、事務費を追加しています。

国の同補正に基づく住民税非課税世帯等臨時特別給付金では、非課税世帯を142世帯、家計が急変した世帯を10世帯見込み、計152世帯に1世帯当たり10万円を給付するもので、交付金1520万円のほか、事務費を追加しています。

児童福祉費の児童福祉総務費、地域子育て支援拠点事業では、非常勤職員報酬で、保育専門員の不在期間の調整で、報酬247万4000円を減額し、19ページをお開きください。

委託料では、口之島及び宝島の子育て支援施設の設計費で325万6000円を追加しています。

児童措置費の児童手当支給事業費では、システム改修費で88万円、出生転入に伴う対象者数の増加で118万5000円を追加しています。

衛生費の保健衛生費予防費の予防接種事業では、子宮頸がんワクチン接種の対象者11名の3回分の費用43万6000円を追加しています。

新型コロナウイルス感染症対策事業では、執行残の整理のほか、消毒用消耗品費328万2000円を追加しています。

新型コロナウイルスワクチン接種事業では、3回目のワクチン接種について、医療関係に従事す

る対象者や子供を鹿児島市の病院で接種、一般の方々を特別便で接種するなど、これまでの方法をほぼ踏襲することとし、事務費も含め、事業費1311万7000円を追加しています。

21ページをお開きください。

環境衛生費の海岸漂着物地域対策推進事業では、軽石漂着時の対策として、バックホーの使用を想定して、燃料費、通信運搬費、委託料、賃借料を追加しているほか、フレコンバック等、必要な資材を購入するための消耗品費で合計440万6000円を追加しています。

23ページをお開きください。

農林水産業費の農業費、畜産業費の人工授精推進事業では、人工授精師の増加などの影響もあり、液体窒素代36万2000円を追加しています。

生産施設整備補助事業では、事業取りやめ、事業内容変更に伴い、349万3000円を減額しています。

離島家畜衛生技術向上対策では、獣医師2名体制に伴い、診療回数の増加から、増加傾向にある医療材料費で300万円を追加しています。

農林水産業費の林業費、林業振興費の地域振興、景勝地危険木等緊急対策事業では、危険木の伐採を予定していましたが、特定離島ふるさとおこし推進事業での採択となったため、事業費全額の300万円を減額しています。

県営治山事業負担金では、口之島の迫地区、林道前岳線において実施される県営治山事業に係る村負担金550万円を追加しています。

25ページをお開きください。

水産業費の水産業振興費、単独水産関連施設整備費では、平島水産加工施設の冷凍施設の扉の修繕料27万3000円を追加し、委託料では宝島鮮魚加工センター非常用発電機及び小宝島製氷施設の整備に関わる設計費77万9000円を追加しています。

商工費の商工業振興費(特定離島大型洗濯施設整備)では、宝島の大型洗濯施設の整備について、追加要望の採択が見込まれることから、事業費211万2000円を追加しています。

十島村燃料輸送コスト支援事業では、新規事業として、燃料価格高騰に伴う住民の経済的負担軽減及び島内のガソリンスタンドの安定供給のため、ガソリン、軽油、灯油、重油について、十島村漁業協同組合を通して購入したドラムの輸送費について、本年12月から3月までを対象期間として支援する費用260万円を追加しています。

観光費の観光一般経費では、来年2月の日本復帰及び村制施行70周年を記念して、友好島民入会キャンペーンを実施することにより、友好島民を確保し、関係人口増加を図る目的で、新規入会者及び紹介者に対して特産品を贈呈するための費用15万円を追加しています。

ななしま検査工事では、主機関の稼働時間が7000時間を超え、整備してからの年数が10年を超えているため、主機関等の解放検査が必要となり、関係する費用の増加分2079万9000円を追加しています。

特定離島研修交流施設整備では、口之島移住交流施設の入札不調に伴い設計内容を見直し、改めて入札手続を行うための工事費683万5000円を追加しています。

27ページをお開きください。

土木費の道路橋りょう費、道路維持費の道路維持一般経費では、諏訪之瀬島の御岳の火山活動の活発化に伴い、降灰対策で鹿児島県より借用した道路清掃車のブラシ交換に係る消耗品費31万1000円を追加し、原材料費では、各島の道路安全用品、道路反射鏡等の予算57万円を追加しています。

道路新設改良費の補助道路新設改良費では、平島南之浜線法面改良事業の委託費執行に伴い、執行残額428万円を工事請負費に組替え、加えて、国の補正予算に要望している平島南之浜線、諏訪之瀬島切石元浦線、宝島星窪線の整備費9000万を追加しています。

橋梁新設改良費の補助、橋梁新設改良費では、諏訪之瀬島下村橋の補修工事を計画しておりましたが、これを中之島船寄橋の補修のための設計委託費として、工事費から400万円を委託費に組替えています。

港湾費の港湾管理費、港湾管理一般経費では、小宝島港の上部工の一部が破損していることから、補修のための工事請負費119万8000円を追加しています。

港湾建設費の補助、港湾建設費(庁費)では、国の補正予算の採択を見込み、諏訪之瀬島切石港の泊地閉塞に伴う浚渫工事費9800万円を追加しています。

29ページをお開きください。

住宅費の住宅管理費、住宅管理一般経費の工事請負費では、口之島の定住促進住宅の浴室解体工事及び宝島の村営住宅1棟の玄関、浴室等の改修工事費380万6000円を追加しています。

住宅建設費の単独住宅建設費では、宝島の村営住宅の設計委託料166万6000円を追加しています。

消防費の非常備消防費、非常備消防一般経費では、平島の村営住宅団地の消火栓新設のほか、消火栓等の幹線への繋ぎこみ替えを行う工事費325万6000円を追加しています。

消防施設費の補助、離島活性化、消防防災施設整備では、国の補正予算での採択を見込み、諏訪之瀬島避難ターミナル新設工事費1億5198万7000円を追加しています。

32ページをお開きください。

教育費の小学校費、小学校建設費の僻地教職員住宅整備事業では、諏訪之瀬島の教員住宅の設計費で190万9000円、古い教員住宅の解体費で396万円をそれぞれ追加しています。

へき地寄宿舍整備事業では、口之島寄宿舍の設計費356万6000円、その建設予定地の住宅解体及び敷地造成に要する工事費500万円をそれぞれ追加しているほか、悪石島寄宿舍の必要品を購入する費用を合わせて1154万9000円を追加しています。

33ページをお開きください。

中学校費の中学校教育振興費、連合交流学習事業は、本年度の事業を中止することとし、全額154万1000円を減額しています。

中学校建設費の屋内運動場改修工事では、口之島屋内運動場の照明器具及びバスケットゴールの取替えの設計費で101万2000円を追加しています。

34ページの災害復旧費の農林水産施設災害復旧費補助農林水産施設災害復旧費の補助林道災害復旧費では、林道口之島線の事業実施に伴い1766万2000円を減額しています。

公共土木施設災害復旧費の補助、公共土木施設災害復旧費補助道路災害復旧費では、本年1月に査定予定の中之島南廻線の災害復旧事業費見込額3500万円を追加しています。

35ページをお開きください。

過年度補助道路災害復旧費では、令和2年度中之島道路災害復旧費積算業務の事業執行に伴い、設計費332万8000円を減額しています。

単独公共土木施設災害復旧費の単独港湾災害復旧費では、軽石漂着に伴う改修用資材の消耗品費70万円を追加しています。

その他施設災害復旧費の単独、その他施設災害復旧では、落雷に伴うブロードバンド無線設備の復旧工事費117万2000円を追加しています。以上で説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、日高久志君。

**○4番(日高久志君)**

2点だけ、お伺いします。

まず1件目ですけれども、議員報酬を10%カットしてですね、今実施しているわけですけれども、歳出で具体的にどの項目で支出されているのかですね、その点。

それに合わせて、今日も全員協議会の後に、議運の中で、また発議するのかどうか協議をするわけですけれども、それが発議された場合に、具体的にどういう項目で活用していただくのか、その点。

それから、2点目は学校の要らなくなった資材、備品等は、どのように処理しているのか。

リサイクルで出しているのか、それともその、特別にフレパックか何かを送り込んで出しているのか。

またそういう点検をしているのかですね。

昨日も一般質問でのシロアリの問題も出ましたけれども、その対策としても必要かと思われるので、その2点についてお伺いします。

**○議長(前田功一君)**

総務課長、村山勝洋君。

**○総務課長(村山勝洋君)**

今幾らということは申し上げられないです。すみません。

議員報酬の部分につきましては、前回説明したとおり、そのPCR検査の事業に充てております。

金額はちょっと調べないとわからないので、また後ほど調査したいと思います。

○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

○教育総務課長(安藤浩樹君)

学校の備品の関係についての廃棄の質問でございますが、毎年、毎年度、年度末になるんですけども、フレコンバッグを送り込みまして、それで学校のほうの備品のほうを廃棄をします。

その中に入れて廃棄している状況であります。

あとリサイクル関係等の備品につきましては、当然予算を伴いますので、予算化をして、その都度廃棄しないといけない状況になりましたら、対応をして、廃棄手続をしております。

備品の管理につきましては、一応、学校のほうと連絡を取り合いまして、耐用年数、あるいはもう使用出来ないというようなことを常々事務のほうにも協力いただきながら、対応を図っているところです。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

1点目のほうの、議会のほうの議員報酬削減の財源につきましては、先ほど総務課長の説明のとおり、住民のPCR検査の助成財源ということで、使うということで議会に御説明したんですが、かなり住民のPCR検査の件数が多かったということで、年額的には不足したというようなことがありまして、実は今回の補正予算で追加分を乗せようとしたんですが、国のほうが、あるいは鹿児島県のほうが、PCR検査の助成制度を新たに設けるという動きが出てきていますので、今のところは他の財源を投入するということはないです。

ところが今、鹿児島県並びに国のほうにつきましても、今年度に、言えば来年の3月31日までということで、今言われておりますので、詳細な説明はまだ受けていませんけれども、報道の中では、来年3月までの時限的なものだ。

だから、4月以降につきまして、もし議会のほうが、来年以降も同じような形で、財源をカットするという方向であれば、そういうような村の医療的なものに活用させることはどうなのかと考えます。

ただ、議会のほうから、こういうものに使ってほしいというような要望があればですね、そういうものは受けるべきだと考えます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

25ページに出ております商工工業関係で、漁協を通して購入する燃料ですね、これに対しての補助金というのが組まれて、しかも、3月までの期限ということでなっていますが、これ、ドラム1本につきどのぐらいという計算をされているのか。

それから売店等で今集中的に燃料は売っていますけど、そういったことも対象になっているのか、個人が対象になっているのか、両方対象になっているのかということをお聞きます。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

今回の助成の関係はまた協議会でも御説明いたしますけれども、鹿児島県のほうからの、見入り、漁協を通じて出す分の運賃を、ガソリン、灯油、軽油等を出すというところでございます。

それから、団体と個人に関しては、基本的に漁協を通じて出す人ということになりますので、3島のガソリンスタンドについては、奄美から竹山建設さんのほうから入れている状況でございますので、基本的に鹿児島県から購入する個人等になるかと考えます。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

従って、200リッタードラム1缶につき、どのぐらいの補助を考えていますか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

ドラム缶が口之島から宝島の部分で、口之島あたりで3,438円。

それから宝島で3,621円という状況でございます。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

その額が補助金の額という意味ですか。

ちょっと違うんじゃないかと思うんですけど。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

一本当たりが、その金額になります。

それで、本数的には・・・1本でしたら、先ほど申した3,438円から、宝島ですと3,621円ということでございます。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

後ほどの協議会で詳細には説明しますが、まずなぜこういう形をとったかというのがですね、一つ皆さんも承知のとおり、燃料がかなり高騰してきていると。その対策という形で。

もう一つは、漁業協同組合が、かなり収入減に繋がってきているという両面からの考え方で、今回、4か月間という形で考えています。

なぜ4か月間なのかというのは、この当該年度、村が交付される特別交付税を財源として一部

を充てようということで、今年度の特別事業ということで、県のほうを通じて国のほうにも申し上げている状況です。

これは最終的に、国から交付税が交付されるかはわかりません。

ただ村として、離島地域で運搬費がかかるんだと意思表示を示す上でも、こういう措置をとったということにしようかと考えております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑はありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

切石港の浚渫工事に9,800万円ほど出されているみたいですけど、これ、内示があったら、すぐ行うということでした。

内示があったら、もう1日も早く執行していただいて、住民の不安解消に努めていただきたいと思います。

それと、30ページの諏訪之瀬島避難ターミナル浚渫。

先ほどちょっと説明を伺ったんですけど、どのような施設をお考えですか。

飛行場の昔のエプロンの向こう辺りをされるんですか、その辺のところを詳しく説明をお願いします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

予算書28ページの切石港の浚渫工事についてでございますけれども、予算の内示後は速やかに工事着工出来ますように、できるように準備を進めてまいります。以上です。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

諏訪之瀬島で、空港ターミナルと兼ねて、その避難の際に一時避難する、身を寄せる施設として、エプロンの今、想定しているのは、発電所に1番隣接したエプロンになるんですけど、発電所から柵を越えて、そのすぐ隣のエプロンになります。

最初、侵入していったときに、左に曲がりますよね、の右手、なので診療所の先みたいなイメージで持っていただければいいのかなと思います。

昔あったところのちょっと後退したところと言えればいいですか、昔はコンクリートの分にあったですよ。そうですね。

あの後ろのエプロンになります。そこに新設しようとしています。

大きさは180・・・。

大きさは後からレイアウト図をお示ししたいと思います。

中身的にはそのカウンターがあって、人が待てるような施設で、トイレ等を備えております。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

万が一の噴火の避難の際も活用できると思うので、また、滑走路を利用した交通体制もできると思うので、ぜひお願いします。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

岩下正行君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、特に発言を許します。

岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

諏訪之瀬島の浚渫工事についてお聞きしたいのは、前は、砂を飛行場の先に持って行って陸上処分したと記憶していますが、今回は処分の方法はどうかされるんですか。

海の砂だったら沖合に持って行って捨てたほうが効果的だと私は思うんですが、どういう計画でしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

現在調整中でございまして、島内の牧場関係の土地が低くなっている場所に、仮置きというか、投入をさせていただきたいということで調整中でございます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

まず21ページですね、軽石の撤去の対策費が上がっているんですけども、村としてどのような処分、あるいはこの再利用と言いますかですね、沖縄とか奄美では再利用も行われております。

どのような、もう、持ち出して処分を考えているのか、その点につきましてお伺いします。

もう1点がですね、この19ページの口之島の子育て支援施設の設計が計上されております。

これの具体的な場所とかですね、我々はそういう情報が全然、場所的なことも聞いていませんけれども、そういう場所の選定は出来ているのかですね、お伺いいたします。

もう1点は、26ページの口之島の移住交流施設ですね、請負契約費の683万5000円ですかね、減っていますけれども、以前伺った金額から大幅に下がっているんですね。

1回目が不調だということで聞いているんですが、この金額で本当にできるのか、その内容につきましてもお伺いいたします。取りあえず3点だけ。

○議長(前田功一君)

昼食のために、しばらく休憩いたします。

午後は、一時にお集まりください。



## 昼食

### ○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長、竹内照二君。

### ○住民課長(竹内照二君)

日高助廣議員のご質問ですが、まず軽石の処分と再利用についてのご質問ですが、軽石の処分については、島外搬出はせず、島内処分で行うとしております。

再利用についてはですね、いろいろと県からも再利用のことも情報はありますけれども、軽石については塩をかんでいるということで、島内での再利用というのは難しいんじゃないかと考えておまして、島内で廃棄処分という形で進めたいと思っています。

それから、口之島の子育て支援施設につきまして、場所については、口之島小中学校の校庭、正門を上がりまして左側の遊具があるあの部分ですね、に、設置を考えております。

規模については、中之島、平島に整備をしている子育て支援施設と同規模のものを考えておりますので、延べ床面積が大体45平米、11畳と10畳の部屋を2つ整備をします。

木造平屋建てというかたちになります。以上です。

### ○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

### ○地域振興課長(肥後亘君)

口之島の交流施設の関係で、今回の補正を追加した中で出来るのかというご質問でございましたけれども、既に今年度の事業の中で、口之島の建築工事を請け負っている2社のほうからも見積もりを取っておりますけれども、今回の予算の範囲の中で、契約執行ができるものと判断しているところでございます。

### ○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

### ○5番(日高助廣君)

住民課関係の軽石の処分は、再利用は行わないということですね。

沖繩辺では、海中の根元に塩分を抜いてですね、置いていますよね。

処分するのであれば、そういう雑草対策になるし、利用があるかたには配布してもいいのかなと思うんですけどね。

土嚢袋にいれて水に漬けたら抜けるそうですから、いろんなその利用法もあるかと思っておりますので、処分が良いんですが、欲しいという方がおれば、私も実験的に、自分のミカンの周りに撒いてみようかなと思っているんですけどね。そういう利用方法もありますので。

子育ての支援施設、中之島と同規模ということで、座談会の折にもですね、説明は受けたと思

うんですけれども、校庭のほうが利便性が良いということでありますので、皆さんそういう方向で進めて欲しいと思います。

それと交流館、当初担当との打ち合わせも地元で行ったわけなんですけれども、これも当初3000万くらいと聞いておったんですね。外溝まで全部入れて全てが。

今回、680万ですかね。これ程度でどのような、中身が見えないし、図面もないわけですから、どの程度の中が変わるのかというのがわかりませんが、後程そういう図面等があれば提出をお願いします。

それと、教育委員会にお伺いします。

33ページですね。

体育館の電灯も、漸く要望を行っていたんですけれども、今回補正で上がっていますけれども、これの電気のシステムですね。

昇降式なのか、取り換えに対して昇降ができるのかということですね、これにつきましてお伺いします。

それともう一点、32ページの寄宿舍、留学生の寮の設計が上がっております。

それにつきましても、情報が入っていませんけれども、場所、規模等の詳細につきましてお伺いします。

#### ○議長(前田功一君)

教育総務課長、安藤浩樹君。

#### ○教育総務課長(安藤浩樹君)

まず1番目の口之島の屋内運動場についての改修工事でございます。

これにつきましては、照明器具の取り換え、そしてバスケットゴールの撤去、新設という内容でございますが、ご質問のその照明について、昇降機なのかどうなのか、昇降するのか、ということですが、まずもって座談会の折にも説明をしたかもしれないんですけれども、今の現在の照明というのは水銀灯でございます。

水銀灯につきましては、もう製造が中止ということになっておりまして、今度取り換えを計画を計画しているのは、全てにおいて、消灯をするものしないもの全てにおいて、LEDのほうの設置を考えております。

LEDの設置ということになれば、当然10年以上はもつというような、そういうふう考えておりますので、この昇降機の設置については予定していないところで。

それと2点目の口之島の寄宿舍の関係でございます。

口之島の寄宿舍につきましては、今現在、くちっ子園、子育て施設のほうを、子育て施設がある場所につきまして、その子育て施設及びその隣にあります倉庫及び家屋のほうを解体をするということで、解体をして整地造成をした後に、その場所に寄宿舍のほうを建設しようというふう考えております。

その解体費用も今回の補正で計上をしているところで。

場所につきましては、今申し上げた場所になります。

規模としましては、今悪石島のほうも建設中でございますが、同様に190平米ちょっと位の、寮生が6人以上は考えておりますので、寮室は6室ということで予定をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

体育館の電球をLEDに取り替えるということなんですけど、電球はLEDで大丈夫ですね。

今の本村の体育館で、昇降式は1個も入ってないんですかね。

万が一ですよ、10年は大丈夫ということなんですけれども、万が一、取り替えるとした場合には、そういう足場がやっぱり要りますよね。

その点の対応も考えないといけないということで、他に昇降式の施設は1個も入っていないのか、その点もお伺いしておきます。

もう1点のこの寄宿舍、悪石の寄宿舍とも同規模ということで、建設費が幾らでしたっけ、9000万台だったですね。多分、記憶にあるのは、9000万ぐらいの。

木材が今、上がっていますので、どの程度かかるかわかりませんが、口之島もそういう寄宿舍によって、寮監を置いてですね、しっかりとしたこの寮生の管理ができるような体制をとってほしいと思っておりますので、大変良いことだと思います。

これを、また設計が終わって出来ましたら、図面等の提出をお願いいたします。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

今教育総務課長の説明のとおりなんですけど、まだ国からのですね、補正予算並びに、そういう情報が出ていないのも事実なんです。

村は今、概算要望で出したものを、先行的に実施したいということで、前倒しでの設計予算ということで今回組んでおりますので。

昨日、国の補正予算も通っておりますので、近々その情報が流れてくるのではないかと思います。

今回は、小宝島地区並びに口之島地区での寄宿舍整備ということで、その事業費を上げているわけなんですけれども、まずは優先すべきところは、小宝島を優先したいと思っはいるところで

す。

採択された場合には、あわせて口之島のほうも追加ということにもなるかと思ひます。

ただ、今回のこの32ページに記載のとおり、敷地造成はもう先行してやりたいと思ひます。今のくちっこ園のあの建屋と、それから隣の旧空き家住宅、あそこもうシロアリにかれこれやられているものですから、もう住宅としての機能はしないってことなものですから、あの建屋2棟とも潰した状態で、そしてあそこ一面の状態にした形で、あそこに整備するということになろうかと思ひます。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

交流施設の関係については、一応中身については、当初の部分と変更はございません。  
金額的な変更ということで、今回、追加で計上させていただいているということです。  
図面については、後ほどまた提出をさせていただきたいと思います。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

まず、いくつかあるので伺います。

12ページ、総務費の中の福祉施設の非常用発電機5基、これ、どこを計画しているのか伺います。

それから18ページ、子育て世帯の臨時特別給付金、これは165名となっておりますが、対象は18歳以下の子供になるかと思うんですけども、未就学児、児童生徒の内訳を伺いたい。

それと、この165名というのは、村内に住所を有する18歳以下の子供たちというふうに捉えていいのか。

例えばその高校生等はどういう扱いになるのか。その点について伺いたい。

それと同じく、同じ項目のところの、住民税非課税世帯の臨時特別給付金、これは152世帯、非課税世帯142、プラス10という形で説明があったかと思うんですが、非課税世帯ということで142は分かるんですが、その家計急変を含むプラス10というふうな、一応、見積もっておられますけれども、その家計急変というのをどのような形で算定というか、しているのかを伺いたい。

それと、先ほど4番議員のほうからありましたPCR検査の関係。

これ住民については緊急事態宣言が解除された後は、今現在もPCR検査については、乗船時のPCR検査は不要ということになっておりますけれども、現時点でもやはり、とても本人が不安を覚えるような場合は、無料で受けられる体制になっているのか。

あわせて今後、気になる部分で、オミクロン株の感染が広がっているんですが、そういった形の中で、どういったレベルに感染者の増加がなった段階で、一般の住民の方も、再度PCR検査を求めよう形になっていくのか、現時点で方向性が決まっていれば伺いたい。

詳細については、後ほどの協議会でまた出てくるんでしょうけれども、一応伺っておきます。

それから、切石港の浚渫工事、これ9800万の内示があった後、早急にということで、先ほど土木交通課長のほうから説明がありましたが、内示があったあと、入札、契約、それぞれ行っていくわけですけれども、契約の後、議会の承認等が必要になるのかなと思うんですが、そうなった場合に、例えば臨時議会なりを考えておられるのか、それとも3月議会までという形になってしまうのか、もし3月までとなれば、工事発注自体が大分遅れてしまうような気がするんですが、そこら辺の対応についてどのように考えているのか伺いたい。

同じく、この諏訪之瀬島の避難ターミナルの新設についても、同様のことが考えられるかと思うんですが、これについては、浚渫工事ほどの緊急性はないのかなという部分で、繰越しになってもという部分は思うんですが、そこら辺の今後の事務的な流れについて、どのようになっているか伺いたい。取りあえず以上です。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

まず、福祉避難所の非常用発電機についてお答えします。

これにつきましては、口之島でいえば「なごみの里」、中之島でいえば「くつろぎの里」といったような、福祉施設に非常用発電機を設置するということで、口・中・諏訪・悪石・宝の5か島に設置するということになっております。

平と小宝はもう設置済みですので、その残り5か島ということになります。

あと最後になりました、その避難ターミナルの件につきましては、今設計を発注中でございます。

国の離島活性化のほうの採択時期によりますけど、これが一次なのか二次なのかという問題もありますが、このペースでいけば、もう早くても3月の遅ければ、年明けてからの工事になるのかなと考えています。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

子育て世帯への臨時特別給付金の対象者の内訳でございますけれども、申し訳ありません、この児童生徒、それから高校生、それぞれ18歳未満対象になるわけなんですけれども、今、その数字を持ち合わせておりませんので、後ほど回答いたします。

ただ、ここで挙げている165人につきましては、令和3年9月の児童手当の支給を受けている児童数、児童生徒数でございます。

また高校生については、その住所要件は、村内に住所を有している有していないは別として、その扶養する保護者、世帯主が、本村の住民登録をされていれば対象というふうになりますので、今回年内一括10万支給を予定しておりますけれども、高校生については、申請が必要となるということで、今回の27日、12月27日の支給には間に合わないということになりますので、年内支給になるのは、令和3年9月の児童手当の支給を受けている児童、生徒になります。

それから、住民税非課税世帯等臨時特別給付金ですけれども、これについては、令和3年度の住民税の非課税世帯が対象となります。

それと同時に、非課税世帯ではない世帯でも、非課税世帯と同様に、新型コロナの影響を受けて生活困窮に陥っているそういう家庭があれば対象となるということで、一応、県のほうと協議をしまして、村には今そういう非課税世帯と同様に、生活困窮に陥っている世帯というのは、想定はしてないわけなんですけれども、一応非課税世帯142世帯の7%を上げてくれということでございましたので、10世帯分予算化はしているところでございます。

それからPCR検査につきましては、現在も、住民の方で不安に思うという方がいらっしゃれば申請をしていただいて、PCR検査を受けるということは引き続き実施をしておりますし、また定住、それから山海留学生の下見、転入に伴ってのPCR検査も実施をしているところでございます。

あと、オミクロン株についてはですね、全国的にどういうふうに広がっていくかということは、今のところまだ目には見えてきておりません。

今後、第6波とあわせてどういう形で広がっていくかということは注視をしながらですね、見ていかなければいけないというふうに思っておりますし、また、状況に応じてはですね、県内にもこのオミクロン株の感染者が出てくればですね、当然、緊急事態宣言、または蔓延防止措置等も検討されることとなりますので、そういう段階となりましたら、またPCR検査をお願いするという形になろうかと思えますけれども、これはもう状況を見ての判断というふうになろうかと思えます。以上です。

**○議長(前田功一君)**

総務課長、村山勝洋君。

**○総務課長(村山勝洋君)**

すいません、先ほどの国会の絡みについて、切石港の浚渫工事についても、この国の一次補正なのか、2次補正なのかというのがわかっておりません。

今度国会が1月17日から開かれる中で、二次補正はいつぐらいに議決されていくのかということも、今まだわからない状況です。

その中で、この切石港については、工事の内容についてははっきりしているということと、あと1日でも早い着工、早期の完成が見込まれることということで、先決でお願いしたいというふうに考えております。

あと工事のスケジュール内容等については、土木交通課長のほうから説明いたします。

**○議長(前田功一君)**

土木交通課長、肥後勇喜君。

**○土木交通課長(肥後勇喜君)**

ただいま総務課長の答弁に少し加えさせていただきます。

内示の時期ですけれども、昨日の参議院の予算委員会で、国会のほうで、補正予算で要望した分は可決を受けておりますけれども、村のほうの内示の具体的な日付というのは、まだ来てないところでございます。

ただ、9割おおむね大丈夫だと、内示はついていると。

ただ、うちのほうに正式な内示が来るのはまだ未定なところでございます。

で、内示がありましたら、入札執行をかけるわけですけれども、これは1番最短で5日以上取りなさいと、うちの入札制度で。

概ね5日から10日ほどとる予定でございます。

で、落札者が決まりましたら、契約書の提出が7日以内に提出ということで、ここまでで、契約事務までで約2週間、あとは契約後、作業用重機の手配等がおおむね2週間かかるだろうと。

内示後、1か月したら工事着工に向けた準備が整うというようなスケジュールを考えているところ

でございます。

○議長(前田功一君)

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

これは要望になってしまうんですが、今回諏訪之瀬島のこの避難ターミナルということで、整備するという部分については、非常に意味のある、ここ最近の活動な火山の活動状況を考えれば、必要だというふうにも思います。

そういった中で、今現在中之島については、山のほうについて、潜在的なそういう、噴火っていうのは持ち合わせているんですけども、訓練等する中で、やはり、一時避難所である学校体育館から島外脱出口のヘリポートに移動した際、移動後すぐ、ヘリのほうへの移動ということが可能であれば良いんですが、そこで待機なりするというふうになった場合に、何もないわけですよね。椎埼ヘリポートあたりは。

先日の避難訓練の後も、反省会の中でもちょっと出させてもらいましたけれども、少なくとも、トイレぐらいは整備をしてほしいというふうにも思います。

これはいざ本番じゃなくても、避難訓練等においてもやはり、現場までの移動というのを今回想定しておりましたので、やはり、行って帰ってくるまで、やはり往復で1時間弱はかかると思います。車移動ですね。

そうした中で、やはりトイレ、現場でのトイレの必要性というのは必ず出てくるかと思しますので、今後また、中之島の避難用のヘリポート近くでの、そういった必要な施設の整備についても、今後また検討をしていただきたいと思いますところでは。

○議長(前田功一君)

総務課長、村山勝洋君。

○総務課長(村山勝洋君)

確かに避難をする際というのは、どこにいてもトイレっていうのは必要になるかと思えます。

ただそういう議論もかつてからあるところでは。

日頃の維持をしなければならぬトイレというのが、なかなか整備しづらいところで、こういったことができるのか、また地域とまた私たちも、新しい情報を入れながら、こういった形ができるのか考えていきたいと思えます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第2、議案第125号、令和3年度十島村一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って日程第2、議案第125号、令和3年度十島村一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

### △日程第3 議案第126号 十島村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(前田功一君)

日程第3、議案第126号、十島村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

それでは、議案第126号、令和3年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

今回の補正予算(第3号)は、令和2年度保険給付費等交付金に係る実績が確定しましたことによる特別調整交付金並びに努力者支援交付金の還付及び保険税収の減収が主な補正要因となっております。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ202万6000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ2億7087万9000円とするものでございます。

1ページから2ページには、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額と、歳入歳出補正予算の事項別明細書を記載してございます。

それでは歳入歳出補正予算の詳細の説明をいたします。

3ページをご覧ください。



まず歳入から御説明いたします。

国民健康保険税は101万5000円を減額してございます。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分で71万3000円の減、後期高齢者支援分で35万5000円の減、介護納付金分で5万3000円の増となっております。

その要因は、所得等の修正申告による課税所得額が減少したことが影響しております。

県支出金は7万7000円を増額しております。

県補助金の保険給付費等交付金で、国民健康保険、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置に伴うシステム改修費の特別交付金として7万7000円の増としております。

繰入金は、296万4000円を増額しております。

他会計繰入金の一般会計繰入金で、令和2年度保険給付費等交付金に係る実績額が確定しましたことによる特別調整交付金及び努力者支援交付金の還付に伴う返還分として142万円の増、保険税減収分としまして154万円の増、一般会計繰入金の合計で296万4000円の増としております。

次に歳出について御説明いたします。

4ページをご覧ください。

総務費は14万1000円を増額しております。

総務管理費の一般管理費では、国民健康保険の未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置に伴うシステム改修費で、負担金補助及び交付金の事務的負担金で7万7000円の増。

一般給付費、国保の職員手当の勤勉手当で1万9000円の増、共済費の一般職共済負担金で4万5000円の増としております。

保健事業費は46万5000円を増額しております。

国保総合健康づくり支援事業で、管理栄養士の採用に伴う報酬の非常勤職員報酬で63万円の増。

共済費の社会保険料で5万1000円の増。

コロナ禍の影響による事業縮小に伴い、旅費の普通旅費で21万6000円の減としております。

諸支出金は142万円を増額しております。

償還金及び還付加算金の保険給付費等交付金償還金還付金のうち、償還金利子及び割引料で、令和2年度保険給付費等交付金にかかる実績が確定しましたことによる特別調整交付金及び努力者支援交付金の還付の確定に伴う償還金として142万円の増となっております。

以上で、十島村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明を終わります。よろしくお願いたします。

#### ○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

## ○6番(永田和彦君)

今説明の中で、管理栄養士の方の話がちょっと出たんですが、先日は多分、中之島のほしのこ園のキッズクッキングとかもあったんですけど、そういった形での活動をされているのかなというふうに思うんですが、私事なんですけれども、高齢の母と2人暮らしをしている中で、通常の日常生活の中でやはり、いろいろ食事の準備をするのに、どうしてもマンネリ化しちゃうんですよね。料理をつくらうと思っても。

そういった中でやはり、そういう高齢者の方向けのレシピだったり、そういったものの情報発信、そういったものもしていただけると非常に、特に、中之島の場合、私も含めて、親御さんだったり奥さんだったり、男性が料理しながら家事をされている家庭が幾つかありますけれども、そこら辺の立場の人間としては、そういったものまでしていただければ非常に助かるんですが、そういったものも、今後また検討していただければなど。

実際料理教室等も過去には行ってはいましたけれども、現状ではなかなかそういった形の実習は出来ないにしても、情報発信はしていただけると助かるなと思うんですが、どうでしょうか。

## ○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

## ○住民課長(竹内照二君)

今の永田議員の関係ですけれども、確かに高齢者の食事って非常に大事でございます。

私も出張の折、高齢者宅を訪問したときに、「御飯食べましたか」って問いかけても「御飯食べたよ」って回答は来るんですけども、じゃあ、どういふものを食べたんだろうと思ったときに、もう有り合わせのもので済ませてしまっている。

ただ、お腹が満ちるだけの食事をされている方も中にはいらっしゃいます。

やはりバランスのいい栄養、食事っていうのは非常に大事なことでありますし、また、口之島で食の支援っていうのを長年やっております。

やはりバランスのいい、栄養のある食事をとることによってですね、体調に大きな影響が、良い影響が出てきているという実証もあります。

そこを踏まえまして、各島に食の支援が展開出来ないかということで、模索はしているところなんですけれども、実際に、それを引き受ける方々の人材確保というのが難しい状況でもあります。

難しいと言っていればもうそこまでなんですけれども、実際にお困りの高齢者の方というのはいらっしゃるわけなんで、そこを何とかですね、解決するためにも、栄養士、また保健師も含めてですね、また地元の看護師も含めて、今後、協議をしながらですね、今議員が言われたような、食の支援、食事を提供するだけではなくてですね、それが難しいのであれば、そのレシピ、こういう形で簡単に栄養価のある食事が摂れるんだというようなですね、そういうレシピを出すことも含めてですね、今後検討はしていきたいというふうに思います。

## ○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
それではこれから、日程第3、議案第126号、十島村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。  
従って日程第3、議案第126号、十島村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することに決定いたしました。  
これよりしばらく休憩いたします。  
1時55分にお集まりください。

休憩

○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第4 議案第127号 十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)

○議長(前田功一君)

日程第4、議案第127号、十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
土木交通課長、肥後勇喜君。

## ○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、補正予算(第2号)について説明をいたします。

今回の補正の主な理由でございますけれども、貨物輸送量の増加に伴う収入見込みの増加や、燃料単価が高騰したことを受けまして、定期船の燃料費の増額の必要が生じたことや、荷役車両購入などの費用について、歳入歳出の補正をお願いするものでございます。

議案書第1条に記載のとおり、船舶交通特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それぞれを7315万8000円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ12億9315万2000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

歳入から説明いたします。

運航収益、貨物運賃につきまして、公共事業等による貨物輸送量の増加見込みを受けまして1971万円の増額をしております。

国庫支出金、国庫補助金、離島活性化交付金につきましては、後の歳出で説明しますが、宝島荷役車両購入に係る国の補助金分としまして309万2000円を増額しております。

県支出金、県補助金、離島航路県補助金につきましては、歳入の財源調整として4689万5000円を増額しております。

4ページをお開きください。

歳出を説明いたします。

運航費用、貨物費、貨物分金では、貨物輸送量の増加に伴う収入見込みの増額により、鹿児島代理店の項目で合計119万円を増額しております。

2段目の表、運航費用、燃料潤滑油、燃料潤滑油費は、原油価格が高騰していることから、定期船の燃料費としまして5593万3000円を増額しております。

3段目船員費は、貨物輸送量の増加によりまして、船内荷役手当217万6000円の増額を見込むほか、10月から職員を採用したことによる各種手当の増額を計上しております。

4段目の費用、営業費用、税金、消費税は令和2年度実績及び3年度見込みに対する消費税となりますが、令和元年10月からの消費税率の増加に伴い、前年度より納税額が増加したことから、賞与額147万9000円を増額しております。

5ページをお開きください。

2段目、営業費用、航路附属施設、航路附属施設費の荷役車両費につきましては、フォークリフトの経年劣化等に伴い修繕費が増加していることから、所要額325万9000円を増額しております。

貨物運搬施設費につきましては、コンテナの経年劣化に伴いまして修繕が増加していることから140万円を増額しております。

4段目の表、航路補助対象外費用、航路補助の補助離島活性化荷役車両につきましては、宝島の荷役車両購入費として所要額618万8000円を増額しているところでございます。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

この定期船の運航の際に、各島で綱取り業務に当たるに当たって、特に今、朝夜が明けるのが遅い関係で、下り便で口之島、中之島、上り便は宝、小宝と、照明器具のもとでの荷役作業になっているんですけれども、実際私自身も、中之島での荷役作業、ロープ取り業務に従事する中で、実際ちょっとヒヤリしたりとか、そのほかの作業員の同僚の人たちと話をする中で、ロープをとる際の最初に投げるロープレットですよ、頭のゴム球の部分。

あれが結局ゴムで黒いものが飛んでくるので、暗いともうほとんど見えないわけですよ。

照明が当たっているところを飛んでくれば何とか見えているけれども、そこから外れるともうどこに飛んだかわからないと。

幸いにして、事故は起きてはいませんが、ちょっとヒヤリとすることもあります。現実的に。

製品を購入して、使い始めのときは多分、蛍光テープみたいなものが貼ってあるような感じで、製品としてはそういうものになっているんですけれども、使っているうちにそういったものも剥がれてしまって、今もほとんどそういう注意喚起用の目印になるものが何もついていないんですよ。

過去に、海上保安庁の巡視船が夜間入った際に、綱取りに出たことがあるんですけど、そこはそのゴムヘッドの部分に、蛍光のいわゆるサイリウム、コンサートなんかで振り回す棒みたいな、あんなやつが縛りつけてあったんですよ。それで飛んでくると。

だから、ちゃんと見えていて、これ良いよねっていう話をしながらだったんですけど、ただうちの場合は距離がある中を投げたりするので、それだとちょっと邪魔になるのかなと。

なので、せめてゴムヘッドに蛍光塗料を、全体にどぶづけみたいな感じでドボンとつけてもらって、してもらえると、非常に見やすくなるんじゃないのかなという気がするんですけども、そういったこともまた今後ちょっと検討してほしいなと。

飛んでくるときに最初に逃げておけばいいっていう話になるかもしれませんが、飛んできたものをつかまえないと、はね返って海に落ちたりっていうこともあるので、やはりどうしても延長線上に立っていて捕まえるっていうのが必要になるので、その安全対策の部分を取れると思いますので、そういったこともまた今後検討していただきたいと思うところですが。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今、6番議員がおっしゃられたようなことで、また関係部署と引き継いで協議を進めていきたいと思っております。

9月の議会でも、2番議員から提案をいただきました、ロープを投げる時のひっぱりにくいということ

でクレモナをつけたらどうかというのも、定期船と相談しまして、速やかに定期船のほうも協議を進めたところでございます。

今回もこのような対応をとっていきたいと思っております。以上です。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

安全対策なんですけど、荷役作業の冷蔵冷凍のコンテナですね。

以前から申し上げているんですけど、強風時にですね、フックがないもんですから、パターンと来るんですよ。非常に危ない。

これはもう以前から言っているんですけども、あれにフックをつけてください。

非常に強風時危ないですよ。

荷役作業の時、誰かが掴んでおかないと非常に危ないですから、これはもう大事なことですよ。

もう一つは貨物のコンテナにも、フックが無くなっているのがあります。点検してください。

フックがね、折れているのがあります。あれも危ないです。

ですから、そういう安全対策上重要な件ですから、注意して、早急にですね、対応を行ってほしい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

5番議員から御指摘をいただきました件について、早々に内容を確認するようにいたします。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第127号、十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第4、議案第127号、十島村船舶交通特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第5 議案第128号 十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)

○議長(前田功一君)

日程第5、議案第128号、十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、簡易水道特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。

今回の補正の主な理由につきましては、小宝島の淡水化施設、軽石対策等のほか、小宝島と悪石島の断水に伴う修繕費等が生じまして、それに伴う一般会計からの繰入れが必要となりましたことから、補正予算をお願いするものでございます。

内容を説明いたします。

議案書第1条に記載のとおり、令和3年度十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ674万6000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を3億262万1000円とするものでございます。

歳入から説明いたします。3ページをお開きください。

事業費収入、使用料及び手数料、水道使用料では、水道利用施設増加に伴う使用料の増が見込まれまして143万8000円を増しております。

一般会計への2段目、一般会計の繰入れは後ほど説明いたします。

諸収入では、諸収入、雑入、雑入では、確定申告により、消費税還付が発生しなかったため1000円のみを残し、99万9000円を減額しております。

歳出を説明いたします。4ページをお開きください。

営業費用、建設維持費、維持管理費で、主なものは、需用費、修繕料としまして、軽石漂着による小宝島淡水化施設の給水ポンプの故障を見込み、予備品の購入費を63万円、12月3日に発生しました小宝島施設の修繕費用として150万円、12月5日に発生しました悪石島の水道施設漏水調査及び修繕に130万円、原材料費、工事材料費では、小宝島淡水化施設の海水給水口に軽石流入防止対策としまして設置するフェンスの購入費を49万1000円等、合計578万6000円を計上しております。

5ページをお開きください。

建設費、建設事業費、建設改良費、簡易水道施設改良費では、本年度の平島小宝島の簡易水道施設の施設工事の完了に伴い、工事請負費476万9000円を減額し、次年度施工予定箇所の設計委託料へ組替えているところでございます。

3ページ歳入にお戻りください。

一般会計繰入金は、歳出で説明しました維持管理費、合計578万6000円、営業費用、消費税納税額6000円、簡易水道改良工事費95万4000円等、合計674万6000円から水道使用料143万8000円を差引き、見込んでいた消費税還付に伴う雑入99万9000円を加えて、630万7000円を一般会計より繰入れすることとしているところでございます。以上で説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

**○7番(坂元勇君)**

先日の断水に伴って、専門の業者に入っていて、漏水調査をしたわけなんですけれども、山の中を走っている塩ビの漏水がちょこちょこみつき、1番大きいのが、東の牧場に行っている塩ビなんですけれども、以前は1日3トンと言われていたんですけど、今もう1日6トンぐらい漏れているということで、そこを私も一緒に山の中へ入って調査中にあの地震が来たものですから、慌てて出てきたってということなんです。

そのときの業者さんからも提案があると思うんですけど、もう配水地から牧場まで、やっぱり持っていくのは現実的じゃないと思うんですよ。

非常に漏水してもとても行けるような場所じゃないんですよ。

それもやめて、緊急の場合に上げる東の水源がありますよね。

あそこからもタンクに近いので、まだ、持っていったほうが良いと思うんですが、いかがでしょうか。その辺り。

**○議長(前田功一君)**

土木交通課長、肥後勇喜君。

**○土木交通課長(肥後勇喜君)**

概要については報告を受けているところでございます。

報告書がまだ、実際にどういったことでまとまるというのが、詳細が上がってきてないものですから、基本的に、7番議員がおっしゃられたところは牧場利用水ですので、それがよろしいかとは思っているところでございます。

依頼しました、委託しました業者からの報告書が上がり次第、ちょっと検討をして、村の財源等の調整もでございます。

いつできるかというのは、即答は出来かねるんですけども、内容を確認して検討を進めていき



たいと考えております。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

それと、水源地から来ている水を配水地に上げるポンプが、非常の場合にあげるポンプとしては小さいんじゃないかっていう指摘もあつたんですが、ただ新たな水源を今、今年度ですね、またそこを本格的に上げる工事をされるということなんですけど、そこが直接配水地に上がれば、そのポンプ自体はあまりもう使うことがなくなるのかなと思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

原水層から配水池に上がるポンプ2基、当初はついていたけれども今1基ということで、その辺のこともあわせてですね、報告書で、現地に委託業者を行かせるときもそこだけは確認してほしいと、いろいろ地元で検討していただいたときに、それがちょっと不安だったものですから、言われたように2基つけないといけないのか、きちんと動いていたのかも判定をしてほしいということをお願いをしております。

あわせて、今回、整備を見込んでいます水源のところからのポンプの送水については、また国庫補助事業を実施するときに、検討を進めていきたいと思っております。

7番議員がおっしゃられるように、直接入れるのも検討をしていかないといけないのかなとは思っているところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

期を同じくして、小宝島が2日か3日ほど早かつたんですが、その断水という問題が出ました。

それで、小宝島は御存じのとおり海水から水をつくっているということで、送る海水を、水をつくるほうに送るポンプがまずアウトということで、緊急に予備のポンプがあつたのでそれを替えました。

替えて送ったんですけど、水が、水をつくれないう状態で、今度は機体本体の水をつくる側がアウトだということで、もう地元ではお手上げということで、緊急にウォーターテックを呼んでいただいた。

非常に役場の動きも速くてですね、断水が1日半で済んだっていうことで、ある意味、担当者をはじめ、よく動いてくださったということで、小宝島を代表して御礼を申し上げたい。

ただこういうことが度々あるということで、今また新たにですね、新しく水をつくる機械を、新品を設置ということで喜んでおりますが、このときですね、実は面白い現象があつて、まだ皆さんには伝えてないことがあるんです。

水道がアウトになったので、牛小屋の水道水をつけている新しい牛舎ですね、これに水が行かなくなつた。

それで、私は無理にお願いして、山水との接合をやっていたんです。

それで、水道水が出なくなったんで、止めて山水に切替えて、1日半、無事に牛たちは過ごしたんですが、水道が復活して、この後逆現象が起きたと。

山水がもう切れているんですよ。農業用水が全部アウトなんです。

そうするとですね、今度は、新しい牛舎の水道水は生きていますからオーケーなんですけど、その他の牛舎に配水している溜め水です。

だから、高さ的には2メートルぐらいしかない水圧ですから、ほとんどちろちろちろちろしか流れなくて、牧場はそれで良いんです、タッパーでたくさん溜めて使えますから。

ところが、牛舎にそれが、そうなると、ずっと待ってなきゃいけないんです。

その牛が飲む分たまる間、15分とか20分とか待ってなきゃいけないという状況が起きている。

実は、これも一つね、さっきの山水と水道水を両方使えるようにしていたおかげで、水道水を逆流させることに成功したんです。

それで牛舎地区は、今水道を使っています。山水ではなくて。

という、もちろんメーターを通してありますから、何の支障もない、こちらが使ったたくさんの分をお金を支払いすれば良いんですけど、そういうね、やっぱり、何が言いたいかって、やっぱり、安全性とか大事なものはそうやって二重構造にしておかないと、いざというときは本当に大変なんだということを、今、実感したということを報告というか、しておきます。

#### ○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

#### ○土木交通課長(肥後勇喜君)

まず、1点目の水のその対応ですけれども、今回は本当に、もちろん村は当然するべきこととしただけで、小室の体制について、非常に、村長にも報告しておりますけれども、有り難かったと。

我々、水が断水して、生活用水までいろいろ送らないといけないという話をしながら、「飲料水だけ取りあえずは段取り出来ます」という話をしたら、地元のほうから、「生活用水は自分たちで何とかするからいい」と、「水のことだけやってくれば、それに集中してくれたらいい」ということで、我々も、不慣れな中で何を対応していいのかというのは、もう非常に目的が絞られて、助かったところなんです。

地元の応援体制もすごく有り難かったです。

また、ちょっと余談になりますけど、悪石が断水したときも、もう定期船は小室につく前と、もう5分も時間がないときに、「いいよ」と。「小室に送ってくれたやつをすぐ積んでやる」ということで、非常物資のコンテナをそのまま積んで出してもらって、本当に小室の人たちの水の思いに対する気持ちに感謝をしているところでございます。

それを含めてですけれども、先ほど2番目の、今、2番議員が言われた、物理的、牛舎に水を引くときも、あるときもいろいろちょうど私も担当をしております、ただ山水と飲料水とは区別しないといけないということで、それは物理的に、切らせてねということで、配管は一緒なんですけれども、パイプをちょっとだけ切って、蛇口をバルブをつけて、必ずもう100%止まるような、二重構造というか、

逆流しない対策をとっております。

それで、その提案をしていただいたのも島のほうから水不足が実際こうなんだということで、いろいろ提案を受けて、こんなふうな対応をしたらどうかというところでやっていったところですよ。

大分、水に対して、担当部署でもいろいろこう「水不足のところはこういうことが問題がある」ということを再認識した、このところの断水でした。

小宝島の方には非常に感謝をしているところでございます。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

口之島の漏水管の修理が入っているんですけども、私は、現場等は把握していないんですけども、これにつきまして詳細を伺います。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

5ページのこの口之島漏水管修理につきましては、小宝島、悪石と同様に、事業実施が一部、一部というか、済んでいるところでございますけれども、年度当初に、口之島のほうで、年度末から年度当初にかけて、漏水箇所があって、緊急的に漏水工事をお願いをしたというところで、これが、一部支払いの漏れがあったものですから、今回、補正予算をお願いをしているものでございます。

場所については配水地の近くの分でございます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第5、議案第128号、十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第5、議案第128号、十島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### △日程報告

○議長(前田功一君)

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時にお集まりください。

#### △散会

○議長(前田功一君)

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。



1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	土 岐	純 郎	君
2 番	岩 下	正 行	君
3 番	田 中	秀 治	君
4 番	日 高	久 志	君
5 番	日 高	助 廣	君
6 番	永 田	和 彦	君
7 番	坂 元	勇	君
8 番	前 田	功 一	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村 長	肥 後	正 司	君
副 村 長	福 澤	章 二	君
教 育 長	木 戸	浩	君
総 務 課 長	村 山	勝 洋	君
地域振興課長	肥 後	亘	君
住 民 課 長	竹 内	照 二	君
土木交通課長	肥 後	勇 喜	君
教育総務課長	安 藤	浩 樹	君
会 計 管 理 者	日 高	尚 子	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 書 記	片 平	翔 太	君
-----------	-----	-----	---

令和4年12月22日(水)

### △開議

#### ○議長(前田功一君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者全員のマスク着用をお願いしております。

また、傍聴者においても、入場の際は、マスク着用、消毒液による消毒、事前の検温への協力をお願いいたします。

### △日程報告

#### ○議長(前田功一君)

本日の日程は、御手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

#### △日程第1 議案第129号 契約の締結について議決を求める件 東之浜港改修工事(2工区)請負契約

#### ○議長(前田功一君)

日程第1、議案第129号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事(2工区)請負契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

#### ○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは説明をさせていただきます。

この契約案件は、5000万円以上の契約となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により議決を求めるものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

契約の目的は、東之浜港改修工事2工区、請負金額5852万円で、竹山建設と、令和3年11月29日に仮契約を締結しております。

2ページに契約書の案、3ページに入札執行結果表を添付しております。

3ページをご覧ください。

入札執行は、総合評価方式並びに低入札価格調査制度での執行を行っており、表中の各業者の入札価格を見ていただきますと、村上建設株式会社が最低価格で入札しておりますけれども、竹山建設株式会社が、評価値で高評価となり、落札を決定しております。

工事内容について説明をいたします。

4ページをお開きください。

2の工事内容の表に記載のとおり、今回の工事は消波ブロック86.114トン型を10個製作し、現地に仮置きするものでございます。

5ページを横にご覧ください。

計画平面図を添付しております。

防波堤の左側が港内側で右側が港外側でございます。

着色は、右上の凡例にありますように、灰色が令和元年までに施工した現況施設、黄色く示した箇所が前年度箇所で、赤色の斜線部分につきましては、9月に発注したケーソン据付け工事、令和3年のケーソン据付け工事でございます。

次に、9ページをご覧ください。

一番最後のページです。

仮置きの参考図で、実際の工事、5ページの計画平面図の赤色と黄色の部分のアップの状況の図面で、仮置きの参考図として添付しております。

実際の工事施工の図面になります。

赤丸の部分、赤丸で囲っておりますけれども、今回の工事は、今年度発注の1工区で、この黄色と赤の左側の赤以外のところの工事を、ケーソン据付けの工事を行うんですけれども、そのケーソンの港外側に消波ブロック10個仮置きし、被災防止を図ろうとするものでございます。

6ページから7ページは平面図、縦断図、8ページの横断図を添付しております。

据付けするブロックの形を8ページの左下に写真を参考まで添付しております。以上で説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

**○3番(田中秀治君)**

各工事、工事期間が定められていると思いますが、中には、工期を過ぎて大変不便、住民が通行出来ない事例が発生しています。

その辺はちゃんと指導監督をよろしくお願いします。

**○議長(前田功一君)**

土木交通課長、肥後勇喜君。



○土木交通課長(肥後勇喜君)

現在、今、3番議員が言われましたように、工期を過ぎてというものはないと承知しております。

周知の中でですけれども、必ず当初契約、今、これも、令和4年3月25、28日という契約内容を議会の中ではお示ししておりますけれども、工事請負、当然、年度内に完成する予定がないものですから、予算の繰越しを行いまして、変更工事期間の変更を行う予定であります。

いずれの工事にしましても、工期延長だけはしっかりするように指導しておりますので、例えば、皆さんが御承知のとおり、当初契約でここまで来ていたのを、様々な、特に中之島は、災害関連でいろんな条件が重なっておりますので、工期延長を度々林道なんかは特にですけれども、工期の延長のみをして、変更契約をしながら仕事をしているところでございます。

ただ、議員がおっしゃられるように、工期の周知の仕方について、看板等でしっかり、これから皆さんに、関係者が分かるようなふうな表示をしていくように、業者にも、各業者にも伝えたいと思います。以上です。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

確かに、工事の延長願は出ていて、その中にはあると思うんですね。

だけどその工事なりを、あれがそこまで、日にちを延ばす、そういうあれでやっているとは思うんですけど、なかなか住民も、すぐ行けるところを1時間以上遠回りして行かなければならないことがあるんで、その辺、ついている、あれはないと思うんですけど、その辺も把握しながらお願いします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

可能な限り、工期の短縮にも努めたいと考えております。

ただ当分の間、中之島については、議員がおっしゃられる場所についても承知をしているところですが、県の工事とも絡んでおりまして、毎週のように担当は打合せをしたり、業者とも打合せ、3者でしたり、県ともしたりとかしているところでございます。

おっしゃられるように、住民の周知については、積極的に行っていきたいと考えます。以上です。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

今回はですね、今日は、ブロックのですね、製作10個ということなんですけれども、東之浜港の改修に取りかかって、もう長年が経過しているわけなんですけれども、改修のですね、終了年度はいつ頃になるのかですね、伺います。

もう1点、フェリーの安全性を図るということで、裏港の整備を行っているわけなんですけれども、近年、年間に何回ほど東之浜港を利用が出来ているのか、概算で良いですので、2年度、3年度のですね、これまでの利用の頻度がわかればお伺いします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

東之浜港の工事終了年度でございますけれども、今申し上げられるように、実際に終了年度は、正確な年度は申し上げられないんですけれども、ただ防波堤の延長と整備延長については、現在のケーソン据付けの間で終了したいということを座談会等でも説明をしてきているところでございます。

防波堤の延長はここで終わりなんですけれども、ケーソンを据えまして、先ほど見ていただきましたようにこれが消波付きの断面ということで、86トン型ということで、かなり大きな消波を据えていかなければ、今、ならないところでございます。

これが約、少なく見積もっても、七、八年以上はかかっていくのかなというような、村の予算の状況にもよりますけれども、消波だけ据えるだけでもそれほどかかっていくというような状況ではないかと思っているところでございます。

続いて、フェリーの航海数ですけれども、少しお待ちください。

申し訳ございません。後もっての資料提出をお願いします。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

本村のですね、この港湾の整備につきましては、ほかにもですね、2港同時で、今始まっているわけなんですけれども、やはりこの非常にこの港湾工事というのは、年月も長くかかるし、なかなか金額も大きいわけなんですよね。

ですから、そういう集中的にできれば早い時期に完成をしまして、やすら浜港とか、小宝島に重点的な整備をできればと私は思っております。

東之浜港につきましても、途中で台風の被害等で中断を行っておりますけれども、やはりフェリーの安全性ということで、裏港の整備に、県のほうも踏み切ったわけなんですけれども、やはり十島村のこの状況を見ましてですね、港湾の安全性を考慮しなければ、定期船の安全な運航が出来ません。

ですから、三つ抱えるよりも、1港を早く終わらせて、2港を急ぐというような感じで、そういう方法も大事かなと私は考えております。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

村のほうの港湾事業の考え方は、村の財源がやっぱりそこに問題にもなってくるわけですね。

基本的に港湾事業に年間に7億5000万、これ事業費ベースですね。

一応毎年の計画を立てているわけなんですけれども、最近は内示率もほぼ100に近い状態で内示されてきているわけですが、以前は村が要望した額よりもかなり低い額で内示がきたというよう

なことがありまして、港湾計画は、一時、若干下がったというような状況にあるような感じがあります。

そういうことを考えた場合に、当然村には、県の管理漁港、そして県の管理港、そして村の管理港湾が4港ということで、今一番厳しい平島、小宝島を中心にして、数年前から悪石島のほうを整備に入ったというような状況です。

東之浜港につきましては、地元のほうからは、もう1函延ばしてくれという要望もあるのと、それから南之浜港のほうはどうしても、接岸状況で、正確な数字は後ほど担当課長から説明させますけれども、大体7・3ぐらい、南之浜が7、東が3という割合で接岸しているような状況でありまして、仮にこの東之浜港を1函延ばしても、2函延ばしても、港内の静穏度が変わらないというようなことがあった関係で、地元で村政座談会の場で説明したら、地元のほうは、「もう1函でいいから、あとはその南之浜港のほうをもう少し港の拡充をしてほしい」という要望があって、3年前の村政座談会で、地元のほうの意思を確認の中で、そういう方向で切替えようとしているわけなんですけど、残念ながら今年の座談会で、また「いや東のほうをもう1回増やせ」というような意見が出てきてるものですから、座談会の場でも、地元の島民の中で、かなりもう喧嘩腰の状態での議論はしてるのも実態なんです。

ただ村としましては、もう、この間で止めて、南之浜港のほうに、もう少し港整備を拡充するという方向で進めたいなと思ってるということです。

今、確かに、本村の港の中で、4港を抱えているということで、7億5000万しか、当該年度に1か年度の中で投入出来ないというような厳しい苦しい台所事情もあるわけなんですけれども、最終的には港の静穏度を高めるということを考えた場合には、口之島、中之島、宝島と同じような港湾の在り方、つまり、沖防の整備ということまで目標に持っていかないとですね、このままで、接岸しましたから良かったということで止めたらまずいと思います。

そうしないと、いつまでたっても永遠と、港の接岸条件というものから解消されないと思いますので、これは長い年月はかかるかもしれませんが、そういう方向で持っていくべきだろうとは思っています。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

申し訳ございません。

東之浜港の利用回数の資料をまとめたものがあるんですけど、少し、後もって提出をさせていただきます。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

先ほど課長のほうは、今回はこの仮置きという言葉が使われたんですが、これ、仮置きなんですけど、ずっと置くんじゃなくて、また回収して、という工法になるんでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

はい、今回、私が申し上げましたように、これは仮置きということになりまして、まず6ページを見ていただきますと、ちょっとこの絵に達してないものがあるんですけども、ブロックを置いている下に、もう一つ四角で囲ったブロック、これは、被覆ブロックというものですけれども、これがまださらに、今、図面の外側に大きく線が引っ張られたところがあるんですけども、ステージの下に、これをまだ置かないと、この消波ブロックは据えられない状態です。

この手前のほうに、被覆ブロックの絵が細かくいっぱい載っているのが、それが被覆ブロックで、この上に消波ブロックを据えていくわけですけれども、まず基礎捨て石をちょっと大きいブロックで隠して、その上にさらに消波ブロックで被せるということで、今回の分は、これを被覆ブロックが全部制作据付けが終わらないものですから、大きなブロックで、取りあえず吸い出し防止を図ろうというような対策をとるところでございます。

仮置きになります。

○議長(前田功一君)

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

すると工事が進むと、その仮置きのこの10個のブロックはどこへ行くんですか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

7ページの縦断図をご覧ください。

7ページの縦断図を見ていただきますと、ちょうど消波工制作仮置きと書いた文字があるかと思えます。

7ページの縦断図を横に見ていただきますと、消波工製作仮置き、この文字の上に赤で斜めの線がおりていっていると思えます。

右下のほうに、ここに本来据えるべきものを1回、吸い出し防止のために全面に置いて、将来はこの部分に該当すると、もう1回据え直すということになります。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、議案第129号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事2工区請負契約)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第1、議案第129号、契約の締結について議決を求める件(東之浜港改修工事2工区請負契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第2 議案第130号 契約の締結について議決を求める件  
やすら浜港改修工事(1工区)請負変更契約

○議長(前田功一君)

日程第2、議案第130号、契約の締結について議決を求める件(やすら浜港改修工事(1工区)請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、説明をさせていただきます。

この議案につきましては、令和3年第2回十島村定例会において議決された議案第98号の契約締結に係る議決の変更契約になります。

議案書1ページをご覧ください。

契約の目的は、やすら浜港改修工事(1工区)の請負変更契約で、変更契約金額につきましては、消費税込み637万5000円を増額し、変更後請負契約金額は総額で6902万円で、契約の相手方、竹山建設と令和3年11月17日に仮契約を締結しております。

2ページに、契約書の案を添付しております。

3ページをご覧ください。

変更内容につきましては、この工事は根固方塊製作32個を行う工事を契約しております。

方塊制作のコンクリート打設におきまして、直接打設を計画しておりましたが、クレーン打

設での施工が必要となったことから、今回見直しをしております。

そのほか、製作した方塊を製作ヤードから岸壁まで運搬するため、200トン吊りクレーンが必要となり、当初計画では、令和2年度東之浜港改修工事4工区との併用を、クレーンの併用を予定しておりましたが、運搬時期が、東之浜港改修工事4工区の工期外となりましたことから、改めて、クレーンの計上が必要となりましたことから、計上するもので、変更契約の主な内容ですけれども、積算条件の変更が必要となったもので、これらに伴いまして約637万5000円を増額するものでございます。

4ページ以降に、設計図面をつけております。

4ページの計画平面図をご覧ください。

横にご覧ください。

図の右側に、根固方塊、根固めブロックN=32個と表記した部分が、工事対象仮設、工事対象施設の場所でございます。

5ページが、その部分はアップした実施の平面図になります。

内容については、6月議会と同一で、図の中心の黄色と赤の青色で着色した部分が、昨年度製作したケーソンになります。

その周りを赤と青色で着色した部分が、今回製作している根固方塊になりまして、数量等は、先ほど申し上げましたように、当初契約の分と変更はございません。

6ページには、平面図を縦に見た縦断図をつけております。

7ページは横断図になりまして、参考までに、左下に根固方塊、東之浜港の分になりますけれども、参考として写真を添付しているところでございます。以上で説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第2、議案第130号、契約の締結について議決を求める件(やすら浜港改修工事1工区請負変更契約)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第2、議案第130号、契約の締結について議決を求める件(やすら浜港改修工事1工区請負変更契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第3 議案第131号 契約の締結について議決を求める件  
小宝島港泊地浚渫工事請負変更契約

○議長(前田功一君)

日程第3、議案第131号、契約の締結について議決を求める件(小宝島港泊地浚渫工事請負変更契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

それでは、説明をさせていただきます。

本案につきましても、令和3年第2回十島村議会定例会において議決をいただきました契約の締結に係る内容の工事請負契約の変更でございます。

議案書をご覧ください。

契約の目的は、小宝島港泊地浚渫工事の請負変更契約で、変更契約金額は消費税込み1657万円を増額しまして、変更後契約金額は1億4637万円で、契約の相手方、株式会社森山(清)組と、令和3年12月10日に仮契約を締結しております。

2ページが、契約書の案を示したものでございます。

変更内容につきましては、3ページをご覧ください。

着工前測量結果及び入札先におきまして、表の右側の増減の欄を見ていただきますと、浚渫面積を104平米増、浚渫土量につきましては、下の大型ブレーカーと、①の大型ブレーカーと②のグラブ浚渫量を合計1783立米増しまして、表中の中心に変更欄があります通り、最終施工面積を1232平米、施工土量7764立米に変更するものでございます。

4ページ以降に、その図面を変更等を示した図面をつけております。

4ページは先ほどから説明しておりますように、計画平面図で施工位置を示したものの、5ページは、実施の平面図となります。

変更箇所は、赤の斜線、ハッテンで示した部分が、対象箇所に、変更部分になります。

6ページには、横断図をつけております。

6ページの横断部分につきましても、赤の斜線部分が、今回変更で増額する部分の施工箇所になります。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

この浚渫工事ですけど、この浚渫した土量、これ、7760立方メートル。

この土量は、海上投棄なのか、陸上に上げるのか、その辺お願いします。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

両方とも海上投棄も一部しまして、陸上部分もあります。

陸上部分が、2320立米、海上部分が5444立米になります。

○議長(前田功一君)

3番、田中秀治君。

○3番(田中秀治君)

やっぱり海上投棄したほうが、安く上がるのかな。

理屈からいくと、陸上だとトラックで運搬したり、お金がかかると言うんですけど、そこにはやっぱり、聞いた話では、海上投棄する場合は、検査をしなくちゃいけないって言うんですけど、その検査は毎回やっておられるんでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

海上投棄には、環境省の海洋投入処分許可証がいるところでございます。

これが5年間の検査、まず申請をしまして、5年間の許可をいただきます。

許可がおりましたら、毎回どれだけ捨てたということを報告をして、後の環境調査をしないといけないようなところで、これが、最初の初年度の5年間のときに何万立米投棄を投入したいという申請をしますので、それを超えての申請はもう出来ないような状況になります。

そういうことで、許可にも時間がかかると、なかなか許可ももらえないということで、陸上の部分に一時仮置きと。

当然この部分は、護岸の背後に埋立ても出てきますので、その辺も含んだ形で、陸上に一時仮置きをしているようなところでございます。

単価的には、陸上のほうが安い額になります。



○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

確か前回の質問で、この掘る作業は、今年度と来年度で終わるといふうに聞いていますが、この図で、5ページの図でいきますと、網かけがさらに予定よりもプラスしてやりますという今回の、何ていうんですか、契約増の話と伺いますが、それで、この下の青い部分が、来年度でやって、ここで掘り方は終わりという意味にとって宜しいんでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

今のところ村の計画としては、そのように捉えていただければと思います。

ただ、予算の内示状況では、また変更が出てくるとありうると承知していただければと思います。以上です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、議案第131号、契約の締結について議決を求める件(小宝島港泊地浚渫工事請負変更契約)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第3、議案第131号、契約の締結について議決を求める件(小宝島港泊地浚渫工事請負変更契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

**△日程第4 議案第132号 契約の締結について議決を求める件**  
**宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負契約**

**○議長(前田功一君)**

日程第4、議案第132号、契約の締結について議決を求める件(宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

**○土木交通課長(肥後勇喜君)**

この契約案件は、5000万円以上の契約となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議決を求めるものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

契約の目的は、宝島前籠宝島港線舗装補修工事、請負契約金額5500万円で、株式会社森山(清)組と令和3年12月13日に仮契約を締結しております。

2ページに契約書の案、3ページに入札執行結果表を添付しております。

入札執行は、総合評価方式並びに低入札価格調査制度での執行を行っております。

表中の各業者と入札価格の評価点、それぞれを御確認ください。

番号3の業者が入札価格は低い額となっておりますけれども、評価値におきまして、株式会社森山(清)組が高評価となり、落札を決定しております。

工事内容について説明をいたします。

4ページをお開きください。

工事は、概算発注工事として発注をしております。

工事内容は、表にあります通り、簡易アスファルト舗装の取壊し及びコンクリート舗装の復旧、延長350メートルでございます。

面積1400平米を実施し、舗装の補修を行うものです。

5ページを横にご覧ください。

平面図、標準断面図を添付しておりますけれども、本路線は、前籠漁港と宝島港を結ぶ村道で、平面図のうち左側が前籠漁港、右側宝島港の方向でございます。

着色は、右下の凡例にありますように、赤色部分が今年度施工箇所、黄色着色部分が次年度以降の計画箇所となります。

添付写真は、①から③にあります通り、現状は、簡易アスファルト舗装にて整備しておりますけれども、経年劣化に伴いまして路面の損傷が激しいことから、今年度より舗装盤の打ち替えを行うものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、永田和彦君。

○6番(永田和彦君)

村内において、他にアスファルト舗装がなされているところがあるのかどうか。

それと、この宝島のこの路線だけ、アスファルト舗装がされているわけですがけれども、なぜアスファルト舗装だったのか、当初、そういう判断がなされたのか。

それと、舗装後何年ぐらいが経過しているのか、その点について伺いたい。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

アスファルト舗装、村内にアスファルト舗装したところ、ほかは中之島に一部、林道部分にあると承知しております。

あと、簡易舗装をした理由、宝島の理由ですがけれども、理由についてはちょっと、明確な理由はわからないところで、経過年度についても、年数はかなり経っているということは承知しておりますけれども、実際の詳細な年度、20年以上は経っていると思いますけれども、ちょっと確かな年度は承知していないところでございます。

○議長(前田功一君)

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

コンクリート舗装とアスファルト舗装ではですね、単価が違います。

事業費の単価がですね。

私が聞いた範囲では、試的にやってみようかと。試しにですね。

それで事業費のほうはかなり軽減に抑えられたということで、そこでその試しにやったというのが2か所というのを聞いています。

今回もアスファルト舗装で進めようということで、担当課のほうにもちょっと議論してみたんですが、つまり、今の、この延長よりもかなり伸びますので、ところがその国庫事業に採択にならないということで、コンクリートに今回も切り替えるという形で進めています。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

○2番(岩下正行君)

ここに既に4ページに書かれていますが、今のアスファルトを剥いで、新たにコンクリートを打つという工法を採用すると見受けられますが、それで間違いはないか。

それから、道幅は4メートルでしょうか、5メートルでしょうか。

○議長(前田功一君)

土木交通課長、肥後勇喜君。

○土木交通課長(肥後勇喜君)

ここに示しておりますように、舗装板を一度剥いで、路盤工の支持力も確認をした上で、工事をやはり行います。

あくまでも、道路構造に従ってやるというようなふうにとらえていただければ結構です。

あとそれと、道路幅員ですけれども、現地は、その場その場で、申請は、先ほど申しあげましたように概算発注ということで、基本的には、標準断面図にありますように、4メートルということなんですけれども、現地に合わせた道路幅員を確保していく予定であります。

場合によっては、広くなるというふうにとらえていただければ結構です。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第132号、契約の締結について議決を求める件(宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負契約)を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第4、議案第132号、契約の締結について議決を求める件(宝島前籠宝島港線舗装補修工事請負契約)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これよりしばらく休憩いたします。

○議長(前田功一君)

10時55分にお集まりください。

## 休憩

### ○議長(前田功一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木交通課長、肥後勇喜君。

### ○土木交通課長(肥後勇喜君)

すみません、先ほどの議案の説明の中で、東之浜港の利用回数の数字をちょっと報告出来なかったものですから、改めて報告をさせていただきます。

過去3年程度遡らせていただきます。

令和元年ですけれども、寄港回数で申し上げます。

航海数じゃなくて、上り下りの回数で申し上げます。

令和元年が36回、寄港回数は228航海のうちの36回。令和2年が、224回寄港回数中の40航海で、令和3年が148航海中、今集計が整っている分ですけど、148回のうちの33回というような状況でございます。

割合が、6分の1位の割合になろうかと思えます。

16%ぐらいですね。利用率は。

2割弱と捉えていただければ結構かと思えます。以上です。

## △日程第5 議案第133号 契約の締結について議決を求める件 令和3年度医療施設等設備(遠隔医療支援システム)事業業務委託契約

### ○議長(前田功一君)

日程第5、議案第133号、契約の締結について議決を求める件(令和3年度医療施設等設備(遠隔医療支援システム)事業業務委託契約)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長、竹内照二君。

### ○住民課長(竹内照二君)

それでは議案第133号、契約の締結について議決を求める件について御説明いたします。

本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

契約の目的は、令和3年度医療施設等設備遠隔医療支援システム事業となります。

委託契約金額は2035万円で、株式会社南日本情報処理センターと、令和3年12月13日に仮契約を締結しております。

2ページには契約書の案を添付してございます。

3ページをご覧ください。

事業内容につきましては、鹿児島赤十字病院、それから村外の僻地診療所、役場を結ぶ遠隔医療支援システムを更新するとともに、新たに県立大島病院とかかりつけ医等との遠隔診療ができるシステムの構築となります。

また、常駐医と在宅患者を結ぶ在宅用遠隔診療システムを構築するための必要な機器を設置するものでございます。

既存の遠隔診療システムは、平成23年度に離島地域の医療環境を改善し、住民に安心安全な医療を提供することを目的として導入されております。

その間、日赤病院と各診療所で、医師不在でも対面診療が可能となり、医師からの適切で迅速な指示を受け治療することが出来、住民に対する安心安全な医療の提供に大きな効果がございました。

導入から約10年が経過いたしまして、ハード機器の経年劣化等による画像や音声の不明瞭など、不具合が発生いたしまして、対面診療に支障をきたしてきました。

また、平成27年度からは、県立大島病院による、南部三島の巡回診療も始まっておりますことから、新たに県立大島病院との連携を含めて、同システムの更新を行います。

更新するシステムには、高齢化の進行に伴いまして、持病を抱える高齢患者の在宅支援が課題となりますことから、新たに在宅遠隔診断を組み込み、患者宅を看護師が訪問する際に、タブレット端末を持参し、必要時に医師へ、患者の画像や心電図等の生体データをリアルタイムに伝達することで、自宅にいながら遠隔診療や医師の指示のもとに、看護師による適切な処置を受けることが可能となる体制を整え、住みなれた地域で安心して医療サービスを受けながら暮らしていけるような地域を目指しまして、医療機関との情報連携を効果的に進め、離島地域における質の高い医療を提供する内容となっております。

4ページ以降は、導入するテレビ会議システムの事業、仕様書及びカタログを参考として添付してございますので、お目通しいただければと思います。

以上で議案第133号、契約の締結について議決を求める件の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、岩下正行君。

**○2番(岩下正行君)**

このシステムは、従来環境では出来なかったんですか。

従来もやっていたという、さらに新しく良い機材というか良い方法をとる。  
したがって今、村が整備しましたその光ケーブル関係ですね、これによってさらに良くなったと。  
これを利用して良くなるものになったのか、その辺の光通信等の関係をちょっとお聞きしたい。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

岩下議員の御質問ですけれども、光の有線化に伴いまして、今回のこの遠隔医療システム、この帯域がまず広がるということで、非常に安定感が出てくる。

今までは、天候によったり、また帯域が狭いために、画像が鮮明でなかったり、音声が切れたりということがございましたけれども、これからはそういうことがなく、画像も800万画素、非常に鮮明な画像で、オンライン診療にも使用できるぐらいのものでございますので、現在のシステムよりはるかに効果が高いというふうに考えております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

8ページの補償期間が1年間ということで、精密機械でありますことから、一般的にこの1年間なのか。

またこのランニングのコストですね。

年間に幾らぐらいかかるのかお伺いします。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

保証期間はですね、これは約1年間ということで、この契約に謳ってございますけれども、これは一般的な保証期間でございまして、また保守につきましても、この契約の中に5年間組み込まれております。

ですから、現在既存のシステム、年間に120万ほど保守の費用がかかっておりますけれども、5年間はこの契約の中で保守は見えていただけるということになりますので、6年目から保守料が約100、ちょっと上がると思いますけれども、百二、三十万程度の費用がかかってくる。

これについては、診療所運営費、県の補助3分の2入りますので、村の負担は3分の1ということになります。

それから、先ほど私の提案理由の説明の中で、県立大島病院との連携ということで、タブレットを設置するわけなんですけれども、この仕様書の中でですね、県立大島病院の表記がございました。

これは鹿児島日赤病院と県立大島病院に1台ずつタブレットを置くということで、この仕様書の中では、鹿児島赤十字病院に2台置く、そのうちの1台は県立大島病院分だということで御理解い

ただければというふうに思います。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

そういう5年間はですね、保守も入っているということなんですけれども、あとはその運用ですよ。何月から、2月以降だと思っんですけれども、なるかと思っんですけれども、看護師等の研修はどのような形で行うのか伺います。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

運用開始は4月1日、令和4年の4月1日からの運用開始になります。またこのタブレットを看護師が持参して訪問をするという形になります。年内にですね、この操作説明、そういうものを、この請負業者のほうが、島のほうに行って研修を行いますので、4月1日からはタブレットを持って、きちんとですね、看護師が訪問、適切な運用ができる体制には詰めていきたいというふうに思っております。

○議長(前田功一君)

5番、日高助廣君。

○5番(日高助廣君)

年内に1回研修を行うということなんですけど、機材が入るのは何月ですか。機材が入ってから、研修は。年度内に機材が入るの。だったら、入ってからのほうが良いんじゃないの。タブレットだけでできるんですか。研修ができるの。できれば良いんですけれども、そういう、なんて言いますかね、機材が入るわけなんですから、やっぱり、そういう手順とか、そういうのも大丈夫ですか。大丈夫ですか。

○議長(前田功一君)

住民課長、竹内照二君。

○住民課長(竹内照二君)

テレビ会議システムと在宅用のタブレットは全く別のものでございますので、その本機が入らないとタブレット機能がしないということではございません。ですから、そのタブレットが入った時点ですでに、操作マニュアル、そういうものは、この請負業者のほうで作りますので、それに基づいて年度内にですね、研修をして、4月1日からは適切に運用ができる体制をとってまいります。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)



○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
それではこれから、日程第5、議案第133号、契約の締結について議決を求める件(令和3年度医療施設等設備(遠隔医療支援システム)事業業務委託契約)を採決します。  
お諮りします。  
本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。  
従って、日程第5、議案第133号、契約の締結について議決を求める件(令和3年度医療施設等設備(遠隔医療支援システム)事業業務委託契約)は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第6 議案第134号 権利の放棄について議決を求める件  
十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業

○議長(前田功一君)

日程第6、議案第134号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議案第134号につきまして御説明いたします。  
本議案は、預託牛が腰痠(ようい)、起立不能とか、歩行困難というものの症状をさす症状の「腰痠」により死亡したため、金銭債権を放棄するものでございます。  
議案書1ページをご覧ください。  
1の権利の内容は、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業における、預託牛の金銭

債権でございます。

2の権利を受ける者は、諏訪之瀬島に在住の農家でございます。

3の権利放棄の額は32万5000円でございます。

5の放棄の理由の概要を御説明いたします。

対象牛は、10月1日に家畜保護施設で死亡しております。

同牛は、平成29年2月9日に十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業で導入した繁殖雌牛でございます。

令和3年9月21日午前、共同牧場のほうにて、起立不能の本牛を農家が発見し、獣医師に連絡。

その後、家畜保護施設へ移動させ、獣医師がソテツ中毒の疑いから薬用炭を経口投与で治療し、経過観察をしておりました。

経口投与の翌日から3日間は食欲もあり、起立しておりましたけれども、9月25日以降は起立不能になり、回復しないまま、10月1日に死亡しております。

2ページ目以降が関連する資料で、2ページに事故報告書の写しを添付しております。

3ページ目は、個体識別情報を添付しております。

4ページは、同牛の黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業導入台帳を添付しております。

中ほどに記載がありますけれども、導入価格は97万137円で、導入時の自己負担額は32万137円でございます。

5ページに、死亡診断書を添付しており、獣医師は腰痠と診断しております。

6ページに死亡牛の写真、それから7ページに十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業基金条例施行規則の抜粋を添付しております。

同規則の第16条の損害賠償で、損害賠償額の算定区分を定めております。

本件につきましては、4産しておりますけれども、第2項第4号を適用して65万円のうち2分の1、32万5000円を農家負担とし、残り32万5000円の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、提案するものでございます。以上、説明を終わります。

#### ○議長(前田功一君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

#### ○7番(坂元勇君)

ソテツ中毒を疑い治療されたということなんですけれども、環境的に川上牧場ですかね、そのソテツがまだたくさん残っている場所なのかどうか。

それと、最近ソテツ中毒で起立不能になった牛が村内で出ているのかどうか、その辺を伺いたい。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

牧場の中は、それほど多くはないと、全部数えたわけではないですけど、それほど多くはないと考えております。

今年の4月以降で、死亡した牛が34頭おりますけれども、ソテツ等の中毒で死亡したものは見受けられないという状態です。

○議長(前田功一君)

7番、坂元勇君。

○7番(坂元勇君)

以前は悪石島でも、かなりはソテツ中毒で起立不能の牛は出ていたわけなんですけれども、もう長年出ていません。

1回、ソテツをかなり手分けして、切り倒してもらったこともあるんですけども、できればですね、そういう疑いがあるようだったら、もうソテツは可能な限り処分したほうが良いと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長(前田功一君)

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

各島の牧場の状況もちょっと1回把握して、各畜産組合等ともですね、ちょっと協議の上で、対応を図っていきたいと考えております。

○議長(前田功一君)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第134号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第6、議案第134号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第7 議案第135号 権利の放棄について議決を求める件  
十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業

○議長(前田功一君)

日程第7、議案第135号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、肥後亘君。

○地域振興課長(肥後亘君)

議案第130号につきまして御説明いたします。

本議案は、預託牛が心不全により死亡したため、金銭債権を放棄しようとするものでございます。

議案書1ページをご覧ください。

1の権利の内容は、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業における、預託牛の金銭債権でございます。

2の権利を受ける者は、宝島に在住の農家でございます。

3の権利放棄の額は32万5000円でございます。

5の放棄の理由の概略を説明いたします。

本牛は、12月5日に個人牛舎で死亡しております。

同牛は、平成29年1月20日に、十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業で導入した繁殖雌牛でございます。

本年12月24日に分娩予定であった本牛を、11月29日に牧場から個人牛舎に移動させております。

12月3日に食欲不振となり、股関節脱臼による起立不能となったため、獣医師に連絡。

獣医師が栄養剤やビタミンを投与するなどの治療を行ったものの、状態の改善は見られませんでした。

翌12月4日に、胎児の娩出を優先させるため、分娩誘発剤を投与し、様子を伺っていましたが、胎児は娩出されず、12月5日に死亡しております。

2ページ目以降が関連する資料で、2ページに事故報告書の写しを添付しております。

3ページ目は、個体識別情報を添付しております。

4ページは、同牛の黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業導入台帳を添付しております。

中ほどに記載がありますが、導入価格は95万8079円で、導入時の自己負担額は30万8079円でございます。

5ページに、死亡診断書を添付しており、獣医師は食欲廃絶による心不全と診断しております。

6ページに死亡牛の写真、7ページに十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業基金条例施行規則の抜粋を添付しております。

同規則の第16条の損害賠償で、損害賠償額の算定区分を定めております。

本件につきましては、4産しておりますけれども、第2項第4号を適用し、65万円のうち2分の1、32万5000円を農家負担とし、残り32万5000円の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

以上、説明を終わります。

**○議長(前田功一君)**

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、坂元勇君。

**○7番(坂元勇君)**

胎児は娩出されていないわけなんですけど、この場合、共済の補償の対象には入るのでしょうか。伺います。

**○議長(前田功一君)**

地域振興課長、肥後亘君。

**○地域振興課長(肥後亘君)**

本件は、母牛、それから胎児のほうも、共済の対象となります。

胎児に関しては、種つけ後240日を経過しておれば、共済の対象になるということです。

**○議長(前田功一君)**

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

**○議長(前田功一君)**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、議案第135号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

従って、日程第7、議案第135号、権利の放棄について議決を求める件(十島村黒毛和種優良肉用繁殖雌牛預託事業)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第8 発議第4号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定について

○議長(前田功一君)

日程第8、発議第4号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

会議規則第38条の規定により、職員に議案を朗読させます。

議会事務局書記、片平翔太君。

○議会事務局書記(片平翔太君)

十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例。

議会議員の報酬の特例。

議会議員の報酬の月額は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例、昭和42年条例第6号第2条、別表第1の規定にかかわらず、同条に定める額から、その100分の10に相当する額を減じた額とする。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

○議長(前田功一君)

本件は、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。

したがって本件は、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
それではこれから、日程第8、発議第4号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。  
従って、日程第8、発議第4号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### △日程第9 発議第5号 離島振興法の改正・延長を求める意見書の件

○議長(前田功一君)

日程第9、発議第5号、離島振興法の改正・延長を求める意見書の件を議題とします。  
意見書案の朗読及び発議の趣旨説明は省略したいと思います、御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認め、意見書案の朗読及び趣旨説明を省略いたします。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
次に、討論を行います。  
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
それではこれから、日程第9、発議第5号、離島振興法の改正・延長を求める意見書の件を採決します。  
お諮りします。  
本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。  
従って、日程第9、発議第5号、離島振興法の改正・延長を求める意見書の件は、原案のとおり可決することに決定しました。

#### △日程第10 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件

○議長(前田功一君)

日程第10、議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続審査の件を議題とします。  
議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、御手元にお配りしました、本会議の会期日程等会議の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。  
お諮りします。  
委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(前田功一君)

異議なしと認めます。  
したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



## △日程報告

### ○議長(前田功一君)

これで本日の日程は全て終了しました。  
会議を閉じます。

## △閉会

### ○議長(前田功一君)

令和3年第4回12月十島村議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。